

STUDIES
 OF
 INSTITUTE FOR
 URBAN AND REGIONAL POLICY STUDIES
 CONTENTS

ISSN 1881-4107

都
市
政
策
研
究
所
紀
要

都市政策研究所紀要

第 1 号

山崎克明先生 退任記念号

Institute of Comparative Reginal Studies under my Directorship : from April 1997 to March 2006	Katsuaki Yamazaki..... 3
Business Model Analysis of Independent Subcontractor	Kiyoshi Ikeda.....17
Imbalance of the Power of 'Gaze' in Contemporary Tourism —In the Case of Tourism of Kayan , a Hill Tribe of Thailand—	Hiroshi Sudoh.....31
Demographic Transaction and Grow the Needs for Long-term Care of the Elderly in Kitakyushu City	Masaru Ishitsuka.....43
New Trend of Land and Regional Policies in Sonth Korea	Myoung-hun Yoon.....59
Transition and Direction of Regional Industry Promotion From Innovation Viewpoint	Hidetoshi Yoshimura.....75
Evaluation of Street Rennewal Project by Public Involvement through Workshop in Kurosaki	Akira Uchida.....89
City Image to Improve the Charm of Kitakyushu City -Reference from the Comparative Research on Major Cities in Japan-	Hiroyuki Kataoka.....101
<Study Note,s> The Ideal Images and Training Programs of the Director of Civic Center in Kitakyushu	Akie Iwamaru.....113

山崎克明教授のご退職に寄せて	晴山 英夫..... 1
北九州産業社会研究所のあゆみ —1997年4月～2006年3月—	山崎 克明..... 3
自立型下請企業のビジネスモデル分析	池田 潔.....17
現代の観光における「まなざし」の非対称性☒ —タイの山岳民族「首長族（カヤン族）」の観光化を巡って—	須藤 廣.....31
人口構造の変化と介護需要の推移 —北九州市の場合	石塚 優.....43
韓国における国土・地域政策の新潮流☒ —均衡発展とイノベーション志向—	尹 明憲.....59
イノベーションの視点からみた地域産業政策の変遷と方途☒	吉村 英俊.....75
黒崎副都心地区での通りづくりワークショップによる「みち☒ 再生事業」の評価	内田 晃.....89
北九州の魅力向上に向けた都市イメージに関する考察☒ —全国主要都市との比較調査結果より—	片岡 寛之.....101
【研究ノート】☒ 求められる市民センター館長像、及びその館長研修とは？	岩丸 明江.....113

第
一
号

No.1
 March 2007
 INSTITUTE FOR URBAN AND REGIONAL POLICY STUDIES
 THE UNIVIERSITY OF KITAKYUSHU
 KITAKYUSHU CITY, JAPAN

平
成
十
九
年
三
月

北九州市立大学
 都市政策研究所
 2007. 3

山崎克明教授のご退任に寄せて

北九州市立大学産業社会研究所長であられた山崎克明教授は、2006（平成18）年3月をもって定年を迎えられ、退職されました。

山崎先生は、1966（昭和41）年に関西学院大学大学院法学研究科修士課程を修了し、その後関西学院大学助手、八代学院大学講師を経て、1973（昭和48）年に北九州大学法学部に講師として着任されました。本学では行政学、都市行政研究、地域づくり研究の専門分野でたゆまぬ研鑽を重ね、優れた研究成果をものにされて法学博士号を取得されると同時に、専門の講義や演習を通じて多くの有為な人材を世に送り出しました。

山崎先生は、1997（平成9）年に産業社会研究所からの移籍要請に応じて、法学部教授から産業社会研究所教授に転籍され、直ちに研究所長に就任なさいました。以後ご退職までの9年間、所長としての重責を見事に果され、研究所の充実と発展に実に大きな貢献をしてくださいました。研究所としては、山崎先生をお迎えすることによってそれまで手薄であった社会・福祉部門が強化され、地域ニーズを的確に政策課題として掘り起こすような意欲的な研究プロジェクトが次々と立ち上げられることになりました。さらに、先生のリーダーシップのもとで地域ネットワークの拡充と研究活動の活性化が図られ、課題解決に向けた政策提言が行われるようになりました。とりわけ、山崎先生がホームレス問題などの地域課題を解決するために、企業、行政、NPO、市民等をメンバーとする研究会を自らの手で組織し、地域に根ざした調査研究に精力的に取り組まれたことは、研究所の研究活動の有り様に新たな地平を切り開いたものとして、まさに特筆に値するものといえることができます。

私どもが先生との学問的、人間的なおつき合いの中で感じた人間としての奥行きの高さと社会活動への溢れんばかりの豊かなエネルギーは、同じ調査研究の道を目指す私どもに大きな刺激を与えてくれるものでした。また、学者としての主張の断乎さ、何事もおろそかにされない真摯さ、お人柄の温厚さと謙虚さには、私どもは多くのことを教えていただきました。

その山崎先生が、定年のこととて致し方ないとはいえ、退職されますことは心さびしい限りですが、今後とも研究所の有り様について大所高所からいろいろご教示いただけることを願っております。先生の研究所に対するこれまでの多大なる貢献に感謝の念を表し、また、先生のご健勝を祈りつつ、この研究所紀要を退任記念号としてお贈りしたいと思います。

平成18年12月

都市政策研究所長
晴山 英夫

1. 調査研究・地域貢献活動の展開：その概略

わたくしが北九州大学法学部を辞職して北九州産業社会研究所（以下、産研と略記する）の教授（行政学、都市行政研究）として迎えられ、所長に選任された1997年当時は、一方、北九州市の財政状況の逼迫化に伴う行政組織のリストラの必要性、他方、受験生人口の急激な減少に伴う学内リストラの可能性という厳しい状況の中で、産研はその存在理由と活動内容の見直しがシビアに問われていた。さらに産研内部でもその使命について必ずしも明確な共通認識がなく、その結果産研としての情報発信の内容と対象が不明確で、所員個々人の研究成果とは区別された産研としての固有の成果の蓄積に弱さがあった。

それまでの産研の主たる事業は①アジア研究会による仁川市や大連市との共同研究、②ODU（Old Dominion University）との共同研究、③下関市立大学との共同研究であったが、こうした事業に対して当時すでに財政当局からその必要性を問われていた。そこで1997年4月、「北九州産業社会研究所の課題と展望についての覚書」を産研専任所員会に提案し、そこでの議論を経て5月の所員会に「北九州産業社会研究所の課題と展望」を提案して承認された。その内容を略記すれば、以下の通りである（産研ニュースNo.1, 1997.07.01.「北九州産業社会研究所の課題と展望—所長就任にあたって—」参照）。

産研の課題の第1は「産研の存在理由をアピールできる産研固有の成果物はどのようにして生み出せるか」である。そのため「調査研究の対象と方法の明確化」を図ることが必要である。そこで、①調査研究対象の核を、北九州市を中心とする都市圏域とする。②そこに生起する産業・社会問題の総合的・学際的共同研究をめざす。方法として実態調査を重視するとともに国際比較を含めた都市間ないし地域間の比較研究を重視する。③問題の発見から政策提言までを視野に入れる。④明確にわかる成果を上げるため、中・長期的なテーマと体制づくりを行う。具体的にはこれまでの各共同研究事業を見直し、大きく産業・経済部門と社会・福祉部門として再編しプロジェクト・チームを編成する。各プロジェクトは3年間とする。

課題の第2は研究成果を市民に如何に有効に発信するかである。この課題に対応するためには、①個人研究の発表の場としての『北九州産業社会研究所紀要』および②共同研究プロジェクトの『報告書』に加えて、以下の方法が必要である：③『北九州産業・社会白書』並びに『産研叢書』の発刊、④研究プロジェクトごとの講演会やシンポジウムの開催、⑤ニュースレターの発行、⑥ホームページの開設、⑦産研の設立の理念、歴史、活動内容、実績などを簡潔にまとめたリーフレット（日本語・ハンダール・中国語・英語で記述）の発行。

課題の第3は他の研究機関との連携である。北九州都市協会研究部、国際東アジア研究センター（ICSEAD）、アジア女性交流・研究フォーラムとの連携（ネットワーキング）を図ることが当面の課題である。

その後の北九州産業社会研究所の活動は、基本的には以上に記したような「産研の課題と展望」の線に沿って展開されたということができる。年4回のニュースレターの発行、リーフレットの作成・更新、ホームページの開設・更新はいち早く実現した。北九州を中心とした課題の解決のための産業・

経済部門と社会・福祉部門の諸プロジェクト・チームによる調査研究と政策提言も着実な成果を上げてきた。講演会やシンポジウムの開催にも精力的に取り組んできた。また、98年度よりODUに加えて英国ウエールズ大学カーディフ校（University of Wales Cardiff）との社会・福祉問題に関する共同研究を開始し、さらにこれまでの上記3共同研究事業に加えて1999年度より新たに「北九州地域研究」が加わった。同事業は4年間のサンセット事業であったため、2002年度を持って終了した。『白書』・『叢書』については2003年3月に『21世紀型都市における産業と社会』（海鳥社）を、2006年3月に『ホームレス自立支援－NPO・市民・行政協働による「ホームの回復」』（明石書店）を出版することによって不十分ながら目標の一端を達成することができた。さらにプロジェクトごとに企業、行政、市民団体等をメンバーに含む「研究会」を組織することによって地域に根ざした調査研究活動を深化させてきた。

わたくしが97年所長就任当時の専任研究員は石塚優（老人社会学、高齢者福祉）、池田潔（中小企業論）、木村温人（地域金融論）、山崎克明（行政学）、尹明憲（韓国経済論）であったが、その翌年松永裕己（環境経済学）を迎えて6人体制となった。こうして産研は人的に最も充実した時期を迎えることができたが、その後2004年度に池田が他大学に移籍したことは、池田の産研及び北九州地域における役割がますます大きく重要なものとなってきていただけに、残念なことであった。

また、後述するような産研を取り巻く厳しい状況の中で、2003年度以降は産研に対する予算査定が厳しくなり、とくに国際シンポジウムの開催等、外国の研究機関との共同研究にかかる予算は認められなくなった。加えて2002年度には常勤職員1名が臨時職員に代えられ、これまでの常勤職員2・臨時職員1の体制から常勤職員・嘱託職員・臨時職員各1に、さらに2005年度には常勤職員は教務課大学院担当職員が兼務することとなり、産研事務所には嘱託職員1名が配置された他は臨時職員が前期のみ配置されるにとどまった。

2. 「産研の在り方」の見直しへの取り組み

(1) 産研と大学院

わたくしは98年から、産研の研究体制を強化すると共に教育・地域貢献活動を充実させるためにも社会人（有職者、特に北九州市をはじめとする地方自治体の幹部候補生）を主たる対象とした大学院前期課程を設置する必要があるとの視点から検討を進め、関係者の意見を聞いていたが、産研としてこの問題を公式に検討するため、99年4月、「産研大学院設置検討委員会」を設置し、ニーズ調査を行い、関係部局とも協議しつつ検討を進めた。その時点では、当時の企画局長をはじめ多くの関係者から産研をベースにした社会人対象の修士課程設置の意義を評価された。しかし学内には単独の研究科を設置することは難しいとの考え方が強く、そこで研究領域上最も関係の深い経済学部と協議し、経済学部の大学院研究科に「都市産業社会研究コース」を設けることで実現努力することとなった。

そうした中、2000年に北九州市の行財政の見直しの流れの中で「北九州市シンクタンク検討委員会」が設置された。同年10月に発表された同委員会の提言は、市内4研究機関（北九州産業社会研究所、北九州都市協会研究部、国際東アジア研究センター、アジア女性交流・研究フォーラム）の連携協力によるシンクタンク機能の充実を要請した。その中で産研に特に関わりがあったのは①北九州大学に文科系大学院博士課程を設置することと②産研と都市協会とで地域社会に関する共同研究を行う等の連携を図ることにより、北九州市の活性化に貢献することなどの期待が示されたことであった。

ついで2001年には経済学部が学科・大学院の再編に取り組むこととなり、2002年には経済学部長

より経済学部の大学院に産研提案の上述のコースを設けることは困難であるとの回答が寄せられた。

加えて2001年度に大学に独立大学院後期（博士）課程設置準備委員会が設置され、2002年度より「社会システム研究科地域社会システム専攻」として開設された。そして2003年7月には『東アジアの発展とICSEAD（国際東アジア研究センター）の役割に関する調査・提言』が公表され、「社会システム研究科」に新たに「研究センター」を設け、ICSEADとともに産研をここに発展的に改組することが提言された。

それを受けて産研は2003年7月、「社会システム研究科地域社会システム専攻前期課程の設置についての提案」を行い、後期課程と共に前期課程を設置し、5年間を通しての大学院とすべきこと、その際、産研はそれに全面的に協力する用意があることを明らかにした。

そうした中、2003年4月「北九州市立大学の今後の在り方検討委員会」が大学の外に設置され、同年10月、「北九州市立大学改革プラン（中間報告）」が発表され、「大学院博士課程の充実」の項に、「公共政策分野の強化のため、地域とアジアの発展に貢献する『公共政策専攻（仮称）』設置を検討する。重点分野の研究を充実させるため、北九州産業社会研究所を社会システム研究科に統合して、同研究科の中核研究機関とすることを目指す。」と記された。同文の記述は03年12月の「北九州市立大学改革プラン（最終報告）」でも変更されることはなかった。いずれにせよ、産研が母体となった大学院前期課程を設置することは、幻と消えたといつてよい。そして、こうした動きの中で、産研のあり方が改めて厳しく問われることになった。

(2) 産研の在り方の検討—改組改編に向けて—

2002年7月、事務局長より「北九州産業社会研究所の存在意義について」と題する文書が提出された。そこでは設置者側の見解として「博士課程を設置するに際して産研をそこに統合できないか、産研はもはや不要ではないか」、中でも「産研は地域に求められている研究所なのか」（「産研不要論」）、「日中韓、日英米などの比較研究の本地域にとっての意義が十分伝わってこない」といった厳しい見解が示された。そこで産研では専任所員会を中心にその在り方を見直す議論を続けてきたが、2003年1月には「北九州市立大学21世紀改革プラン」（案、中間報告 学長補佐会議）が公表された。同「プラン」は「北九州産業社会研究所の再編」の項を設け、「現在の研究所では、地域研究や研究成果の地域への還元という点において基本的機能を十分に発揮しているとはいえないので、これを抜本的に変革する必要があり、組織再編を視野に入れて検討する」等と記した。これを受けて産研では同年2月、「大学改革構想と北九州産業社会研究所の位置づけ」を作成し、①産研の機動化を図るためにマネジメント（特にコーディネート）機能を強化すること、②中・長期的な計画に基づく基礎的・専門的調査研究部門とその時々北九州地域のニーズに即応した調査研究と提言を行うシンクタンク機能を担う部門との機能分化を図ること等を提案した。

こうした状況の中で、2003年10月、上述の「北九州市立大学改革プラン」（中間報告・同年12月最終報告）を受けて専任所員会で産研の在り方について議論を重ね、同年12月の所員会に専任所員会案として「産業社会研究所 組織改革案」を提出、さらに翌2004年1月の所員会に「北九州産業社会研究所組織改革案」及び「産研の在り方についての提案」を提出して審議した。そしてその結果を2月に学長及び副学長に報告し、「中期計画・法人設立準備委員会に提案することを検討する」との回答を得た。その後も専任所員会及び所員会において「新しい北九州産業社会研究所のあり方」について、「本研究科を社会システム研究科に統合の上、北九州地域研究の一層の充実を図る方向で改革する」べく、引

き続き協議を重ねた。

2004年3月、「北九州市立大学法人設立準備委員会」が設置され、12月に中期目標・中期計画が策定された。これと平行して、学内に「北九州市立大学法人化学内準備委員会」が設置されたが、産研の在り方についての議論は特には取り上げられなかった。

(3) 北九州市立大学の公立大学法人化と産研の改編

2005年4月より本学が公立大学法人となったのを期に大学の最高議決機関としての評議会が廃止され、大学の経営管理機能と教育研究機能が分離された。そして後者の意思決定機関として「教育研究審議会」が設置され、ここに「北九州産業社会研究所の在り方分科会」が設けられた。そこにおいて、産研が2003年2月に発表した「大学改革構想と北九州産業社会研究所の位置づけ」において産研の機動化を図る方途として提案した地域コーディネーター案が注目され、「地域連携コーディネーター」の配置を中期計画に盛り込むこと、年来の願いであった「産研叢書」の出版についても隔年で出版することを中期計画に織り込むこととされた。

それを受けた2005年8月の産研の在り方についての学長との懇談会の席上、学長より2006年度から産研を再編し、北九州都市協会研究部を吸収する方向で都市協会と話を進めていることが告げられた。続く同月の執行部ヒアリング（理事長・学長・副学長・事務局長）の席上、学長より産研に1ポスト空いている教員枠で「地域連携コーディネーター」を採用すること、「叢書」については隔年ではなく毎年出版できるよう努力することなどが指示された。かつて池田助教授が担当した北九州地域にとって重要な科目である「地域中小企業論」のポストはこうして消えた。

そして2005年10月に発表された「北九州市立大学改革プラン 第2弾」の「北九州産業社会研究所の再編－人文・社会分野の産学連携」の項に、「教員のコーディネーター（助教授）を〔平成〕18年4月採用」と記された。これを受けて専任所員会・所員会で審議の結果、地域連携コーディネーターの採用作業に入ることとし、11月末に募集を開始、2006年1月に吉村英俊氏の採用を決定した。

また2005年12月、「第2次北九州産業社会研究所の在り方分科会」が設置された。ここで2006年4月を目途に産研と都市協会の調査研究組織との統合を進めることを前提に、そのための具体化に向けた検討がなされ、教育審議会に報告された。同審議会で審議の結果、2006年4月に都市協会研究部を産研に統合すると共に、名称を「都市政策研究所」とすることが決定された。こうして1959年に開設された「北九州産業社会研究所」は2006年3月をもって幕を閉じ、4月より総勢8人の専任所員で装いも新たに「都市政策研究所」として再出発することとなった。

3. 調査研究活動

産研は調査研究活動として2003年までは産業・経済部門の「日・中・韓共同研究」と社会・福祉部門の「日・米・英共同研究」を、それ以降は両部門ともに北九州地域に特化した研究を行ってきた。そして99年度から2003年までの4年間「北九州地域研究」を行ってきた。また引き続き下関市立大学産業文化研究所との「関門地域共同研究」を行ってきた。その概要を以下に摘記する。

① 産業・経済部門

プロジェクト1（1997－1999年度）：「東北アジアにおける部品産業の相互連関に関する実証的研究」
97年度：「日・中・韓部品産業の現状分析」

- ・98年2月、中国・東北財経大学、韓国・仁荷大学校等から専門家を招き、「日中韓の部品産業の現状と課題」に関する専門家会議を開催した。

98年度：「日中韓自動車部品産業のネットワーク」

- ・98年10月、「東アジア地域における自動車部品産業のあり方」の調査のため台湾を訪問した。
- ・99年2月、日系企業の調査および研究計画調整のため大連市および北京市を訪問した。
- ・99年7月、講演会「アジアの経済危機をめぐって」を開催した（ICSEADとの共催事業）。

①「東アジアにおける通貨の安定化に向けて－協調的経済復興プログラムについて」韓国・仁荷大学校 朴永一教授

②「アメリカの東アジアにおける経済危機に対する政策」同大学校 徐東天教授

- ・00年2月、日・中・韓国国際シンポジウム「自動車部品産業生き残り戦略」を開催した。

97年度報告書：『東北アジアにおける経済開発の実証的研究 自動車産業の比較分析』

98年度報告書：『東北アジアにおける部品産業の相互連関に関する実証的研究Ⅰ 日・中・韓自動車部品産業の現状分析』

99年度報告書：『北東アジアにおける部品産業の相互連関に関する実証的研究Ⅱ 日・中・韓自動車部品産業の現状分析』

プロジェクト2（2000－2001年度）：「日・中・韓の中小企業に関する調査研究」（北九州・仁川・大連の基盤的分野の中小企業〔機械金属関連業種〕の実態分析・比較研究）

- ・00年7月、講演会「中国の中小企業の現状－大連地域を中心に－」（中国・東北財経大学教授 夏春玉氏）
- ・01年2月、専門家会議 仁荷大学校より朴・李・孫・洪らの教授を招き、仁川市と北九州市の中小企業の諸問題について研究会を開催した。
- ・02年2月、日・中・韓国国際シンポジウム「新時代の地域中小企業を考える－北九州・大連・仁川に見るサバイバル戦略」

00年度報告書『日・中・韓の中小企業に関する調査研究Ⅰ』

01年度報告書『日・中・韓の中小企業に関する調査研究Ⅱ』

プロジェクト3（2001－2002年度）：「環黄海金融ネットワーク」

- ・03年2月、専門家会議「環黄海経済圏金融ネットワークの構築に向けて」仁荷大学校・張教授他4名を招き開催。

02年度報告書：『環黄海経済圏金融ネットワークの構築に向けて』

プロジェクト4（2003－2005年度）：「地域企業の自立化」

03年度：北九州中小企業の自立化に向けた調査

北九州市と韓国との経済交流拡大のための制度整備についての研究

04年度：北九州市中小企業の自立化に向けた“新産業育成”と“金融支援システム”に関する調査研究

① 技術の動向調査と産業化の研究

② 地域金融機関による中小企業自立化への金融システムのあり方

05年度：地域金融機関による中小企業自立化への金融支援システムのあり方に関する調査研究
03年度報告書：『北九州市中小製造業の自立化に向けたネットワーク戦略』
04年度報告書：『「中小企業の自立化」に関する調査研究報告書』
05年度報告書：『北九州地域における中小企業金融の現状と課題』

②社会・福祉部門

プロジェクト1（1994－1997年度）：「高齢化社会に関する日・米比較研究」

- ・1997年10月、94年より開始されたODUとの共同研究「高齢化社会への地域の対応」の締めくくりとして、ピンドー（Wolfgang Pindur）、スカーヴィン（Jhon N. Skirven）、ムラコシ（Tae Murakoshi）の3氏を招いて「高齢者福祉サービスの日・米比較」に関するシンポジウムおよび研究会を開催した。北九州側からは産研のプロジェクト・メンバーに加えて渡邊良司（市社協）、古賀厚志（若松区役所主査）両氏が登壇した。

97年度報告書：『アメリカ・ヴァージニアの高齢者福祉－北九州との比較の視点から』

プロジェクト2（1998－2000年度）：「少子高齢化に関する日・英・米比較研究」

- ・98年3月、「少子高齢化対策」の比較研究及びシンポジウムの打合せのため、英国ウエールズ大学およびカーディフ市を訪問した。
- ・99年3月、ウエールズ大学のタナー（Catherine Tanner）、カーディフ市のウィリアムズ（Gareth Williams）、NPOエイジ・コンサーン（Age Concern）のホーキンス（Jeff Hawkins）の各氏を招いて「イギリス高齢者福祉改革の推移と現状」に関する研究会を開催した。
- ・2000年10月、英国ウエールズ大学スコアフィールド（Jonathan Scorefield）、カーディフ・カウンティ住宅・介護部長ウィリアムズ、米国南バージニア老人福祉サービスセンター所長 スカーヴィン（John Skirven）の3氏を招き、国際シンポジウム「日英米高齢者福祉の比較研究－権利擁護と市民参加－」を開催した。

98年度報告書：『イギリス高齢者福祉改革の推移と現状－カーディフ・カウンティを中心に－』

99年度報告書：『北九州市における高齢者居宅福祉サービスとボランティアの介護保険制度前の状況』

00年度報告書：『日英米高齢者福祉事情』

プロジェクト3（2001－2003年度）：「福祉の地域づくりに関する日・英・米比較研究」

01年度：「地域づくりにおける市民団体（NPO）と行政との協働」

- ① 市民福祉センターおよびまちづくり協議会におけるまちづくり活動の実態調査（館長及び会長アンケートに対する調査）と政策提言。
- ② 英国カーディフ市におけるNPOと行政とのパートナーシップによる地域づくりに関する聞き取り調査。
- ③ 観光による地域づくりの手がかりを得るための、英国コッツウォルズ、リバプール等の実地調査。

02年度：市民福祉センターの利用団体を対象としたアンケート調査と政策提言

03年度：①地域づくりに関する市民アンケート調査

- ②60～75歳年齢層の福祉サービスの認知と社会活動に関わる意識についての調査

- 01年度報告書：『地域づくりに関する比較研究Ⅰ』
- 02年度報告書：『地域づくりに関する比較研究Ⅱ』
- 03年度報告書：『「地域づくり」に関する調査研究報告書』

プロジェクト4（2004－2005年度）：北九州市における「少子化社会と地域づくり」に関する調査研究

- 04年度：① 次世代育成支援促進政策に関する調査研究
- ② 観光と地域づくり・健康と地域づくり
- 05年度：① 北九州市における高齢者福祉及び次世代育成に関わる問題に関する調査研究
- ② 市民福祉センターを拠点とするまちづくり協議会による地域づくりの実態と運営方法に関する調査研究と提言
- 04年度報告書：『「地域づくり」に関する調査研究報告書』
- 05年度報告書：『「地域づくり」に関する調査研究報告書』

(3) 関門地域共同研究

プロジェクト1：「関門港研究」

- ・96年度成果報告会：97年7月「アジアにおける中枢国際港湾をめざして－関門港の課題と展望－」（基調報告とパネルディスカッション）を実施した。

プロジェクト2（1997－1998年度）：「海峡都市圏の創造」に向けた産業面からの調査研究

- ・96年度成果報告会：98年7月「関門経済圏の産業構造－海峡都市圏の研究（1）関門経済圏形成の可能性」を実施した。
- ・98年度成果報告会：99年7月「関門経済圏の産業構造－海峡都市圏の研究（2）」を実施した。
- 97年度報告書：『関門経済圏の産業構造に関する研究Ⅰ（現状と課題）』
- 98年度報告書：『関門経済圏の産業構造に関する研究Ⅱ（提言）』

プロジェクト3（1999－2000年度）：「環境問題」の調査研究

- 99年度：関門地域の環境（産業）に関する調査研究Ⅰ
- 00年度：関門地域の環境（産業）に関する調査研究Ⅱ
- 99年度報告書：『関門地域における環境保全への取り組み（1）』
- 00年度報告書：『関門地域における環境保全への取り組み（2）』

プロジェクト4（2001－2002年度）：「テーマ1 関門地域の国際化」「テーマ2 関門地域の金融」

- 02年度成果報告会：03年7月 ①「関門地域と韓国間の経済・産業協力」 ②「関門地域の金融構造」に関する研究
- 01年度報告書：①『関門地域・韓国間の経済協力とインフラ整備に関する研究』
- ②『関門地域の金融構造に関する研究』

プロジェクト5（2003－2004年度）：関門地域の国際化及び金融に関する研究 ①国際化 ②ベンチャー企業

- 03年度：① 関門地域と国際観光（インバウンド）振興－韓国編－
② 関門地域のベンチャー企業創出・育成に向けた調査研究

- 04年度：① 関門国際観光（インバウンド）振興－中国編－
② 関門地域におけるベンチャー企業の創出・育成について

03年度報告書：『関門地域研究 第1部「関門地域の国際（インバウンド）観光振興－韓国編－」第2部「関門地域のベンチャー企業創出・育成に向けた調査研究」』

03年度成果報告会：05年6月 「関門地域の国際（インバウンド）観光振興－中国編－」および「関門地域のベンチャー企業創出・育成に向けた調査研究」

04年度報告書：『関門地域研究 第1部「関門地域の国際（インバウンド）観光振興－韓国編－」第2部「関門地域のベンチャー企業創出・育成に向けた調査研究」』

04年度成果報告会：05年7月 「関門地域の国際（インバウンド）観光振興－中国編－」および「関門地域のベンチャー企業創出・育成に向けた調査研究」

プロジェクト6（2005－2006年度）：関門地域における地域連携促進のための社会関係資本の形成の実態と今後の課題

05年度：関門地域における社会関係資本の形成・蓄積・変容の実態調査

05年度報告書：『関門地域連携のあり方に関する調査研究－中間報告：「ソーシャル・キャピタル」の視点から－』

05年度成果報告会：06年7月関門地域連携のあり方に関する調査研究－中間報告：「ソーシャル・キャピタル」の視点から－

(4) 北九州地域研究（1999－2002年度）

99年度：北九州市の物流－物流業の移出産業化の課題－

00年度：北九州地域における「環境産業」の現状と課題

01年度：北九州地域の介護保険・高齢者福祉の現状と課題

02年度：北九州地域研究の総括と出版

99年度報告書：『北九州市の物流戦略』

00年度報告書：『北九州市における環境産業の動向』

01年度報告書：『北九州市の介護保険・高齢者福祉の現状と課題』

02年度報告書：『21世紀型都市における産業と社会－北九州市のポスト・モダンに向けて－』

(5) 新北九州空港に関する調査研究

03年度：新北九州空港の戦略的位置づけ及び需要動向調査

- 04年度：① 北部北九州における航空貨物の経路選択に関する研究
② 物流拠点としての新北九州空港の展望と課題

03年度報告書：『「新北九州空港」に関する調査研究Ⅰ、Ⅱ』

04年度報告書：『物流拠点としての新北九州空港の展望と課題』

05年度報告書：『国際的視野からの産学官連携活性化に向けた調査研究』

4. 各種研究会

(1) 研究会設置の意義

①問題・課題の発見：北九州の問題を考えるにはまず現場を知らねばならない。現場を知るには、現場を担当する行政職員、現場で汗を流す市民・市民団体や事業者、そして何よりも現場で苦悶する当事者を知らねばならない。そこから今解決すべき個別具体的な問題・課題ないし問題・課題群が見えてくる。そのことを可能にするためには現場に足を運び、関係者からのヒアリングを重ねることが何よりも重要である。次に上記の関係者たちと問題領域を専門とする研究者たちとで研究会を組織することが不可欠である。この場で議論を重ねることを通して問題をより広い視点から構造的・体系的に位置づけ、問題・課題の発生原因と解決策の手がかりを得ることが可能になる。

②問題・課題の解決策の提案：当面の問題を一番知っているのは当事者であり、現場で問題解決にあたっている人々である。研究者の役割は、その問題を構造的・体系的に把握し、より広い視野から問題解決の方法を体系的に提案することである。そのためには関係領域に関する学界の最新の研究動向と共に、他地域で類似の問題についてどのように議論され対応されているかを正確に把握すること（事例研究）が不可欠である。ここでは学際的な研究と国内外の事例研究が不可欠である。

こうして、問題の発見から解決策の提案、そして解決策の現場への適用には、主として産研内に研究会を組織し、それを通しての市民・市民団体、企業関係者、行政職員、研究者の協働が最も有効な方法となる。

(2) 各種研究会の設置

「物流システム研究会」1998年9月発足（座長：斎藤貞之経済学部教授）

業際化・国際化・情報化の進展による急激な経済・社会構造の変化による製造業をも含んだトータルな流通システムの構造的な理解が不可欠な時代の到来を前に、流通問題に関心のある北九州地域の産業界、行政、研究者らによる自主的で自由な研究ネットワークを形成するために設立された。月1回開催。

「北九州NPO研究交流会」2000年3月発足（代表：山崎克明）

1998年12月の特定非営利活動促進法（通称NPO法）に基づくNPO法人が北九州市でも設立され始めたのを期に、それらをはじめとする市民活動団体の交流・連携・学習の場を提供することを目的として設置された。構成員は産研所員の他、NPOその他の市民活動者等。月1回開催。

「北九州ホームレス研究会」2003年5月発足（代表：山崎克明）

2003年1月に行われた「ホームレスに関する全国調査」の分析とホームレス問題の研究を行うために設置。会員は産研所員の他、NPO法人ホームレス支援機構社員、市職員。主な成果は以下の通りである。

- ・『北九州市ホームレス実態調査結果報告書－全国データとの比較を踏まえて－』2003年7月。
- ・『第2次北九州市ホームレス実態調査報告書』2004年5月。
- ・『韓国・ソウル市におけるホームレス支援の実態と課題に関する報告書』2005年5月。
- ・『ホームレス自立支援－NPO・市民・行政協働による「ホームの回復」』明石書店、2006年3月。

*本研究会の調査研究活動に対して芳賀教育文化振興会より2度にわたり助成金(20万円)の提供を受けた。

「北九州中小企業自立化研究会」2003年4月発足(代表:池田 潔)
コーディネイト企業の創生とネットワークの形成による北九州中小企業の自立化の方向を探ること、中小企業の自立化に向けた支援制度を検討し提案することを目的に設立された。月1回開催。構成員は産研所員の他、企業経営者、市職員など。

「北九州地域づくり研究会」2004年4月発足(代表:山崎克明)
「地域づくり」に関する北九州市民を対象とした基礎的調査研究を行い、課題を発見し、解決方を議論するために開設された。月1回開催。会員は産研所員の他、NPO等の市民活動関係者、市職員など。

5. 地域貢献活動

講 座

- 1998年度北九州大学春期公開講座:「関門地域研究-関門港の課題と展望」(7回)
- 2000年度公開講座:「実施されて半年が経過した介護保険の現状と課題」(5回)
- 2003年度北九州大学リカレント講座:「21世紀北九州の変容」(15回)
- 2003年度若松市民大学:「北九州市 どう生きる どう生かす -21世紀の北九州産業・社会を考える-」(6回)
- 2003年度北九州市民カレッジ:「産業社会コース 北九州の産業と社会-21世紀の北九州を考える-」(10回)

講演会

- 1998年度:「韓国の経済危機と制度改革」(仁荷大学校教授 朴永一氏)
- 1999年度: 1. 「韓国自動車産業の現状と展望」(三星自動車研究員 金完杓氏)
2. 「中国金融の課題と対策」(中国銀行国際金融研究所副所長 劉麗京氏)
- 2000年度:「米国地域社会再投資法(CRA)の歴史的背景と今日的意味」(木村温人)

産研研究会

- 1997年度: 1. 「北九州市の保健福祉の現状と施策について」(田中保健福祉局係長)
2. 「北九州市の産業構造モデルについて」(林田経済学部助教授)
- 2001年度:「韓国産業技術政策の展開と技術交流の可能性」(尹 明憲)

6. 出版事業

各プロジェクトの毎年度の『報告書』および所員の個別研究の発表の場として年1回発行される『北九州産業社会研究所紀要』とは別に、産研では以下の図書を発行した。

① 「ワーキングペーパー」の発行

97年度より、新規のテーマで発行が急がれる論文等をワーキングペーパーとして発行することを決定した。

第1号:「北九州市産業構造モデル」(林田) 97年9月

第3号：「金融市場と経済発展－韓国データによる因果性の検証－」

第5号：米国地域社会再投資法（CRA）の歴史的背景と今日的意味－わが国への適応についての一参察－

※第2・第4号は不明。

② 『産研叢書』の出版

産研では当初、調査研究活動を『北九州市産業社会白書』および『産研叢書』としてまとめ、定期的に発行する予定であったが、01年に「産研出版物等検討委員会」を設置して検討した結果、『白書』については北九州市が都市協会に委託している『北九州市産業白書』があり、これに関係所員も関わっていることから産研独自の白書を出版することは困難である、『叢書』については共同研究の集大成として2、3年に1回出版する、その第1号を02年度に出版することとする、との結論に達した。

そこで叢書編集準備委員会を設置し検討の結果、過去5年間に産研の共同研究プロジェクトに参加したものより執筆者を募集し、確定された執筆者によって第1次編集委員会を、次いでその内の若干名によって第2次編集委員会を組織することとした。

その成果は『21世紀都市における産業と社会－北九州市のポスト・モダンに向けて』（海鳥社、2003年3月、215ページ）で、「第1部 ポスト・フォーディズム時代の産業」、「第2部 ポスト・モダン時代の社会」の2部より編成された。

また、2005年度地域づくりプロジェクトの成果の一環として『ホームレス自立支援－NPO・市民・行政協働による「ホームの回復」』（明石書店、2006年3月）を出版した。

③ その他

01年度より『ひろば北九州』（発行：北九州都市協会）に「研究ファイル」欄（見開き2ページ）が設けられ、産研が北九州市立大学の窓口となって、都市協会研究部と隔月で、執筆担当してきた。

7. 研究所間交流

北九州市にある公的研究機関である北九州都市協会研究部、国際東アジア研究センター（ICSEAD）、ならびにアジア女性交流・研究フォーラム（KFAW）との連携・協力を図るため、北九州産業社会研究所が発起人となって97年7月、女性センター（ムーブ）6階特別会議室において第1回研究所間交流会を開催した。

そこでは各研究所の概要紹介、自己紹介に続いて市村真一ICSEAD所長より「東アジア経済の発展動向と問題点」と題する報告がなされた。以後、毎年1回開催され、研究報告と各研究所の動向についての報告が行われてきた。第2回以降は以下の通り。会場はいずれもムーブ6階特別会議室。

第2回（98年2月） 報告：木村温人「沖縄FTZについて－北九州FTZの新たな展開のために－」

第3回（98年10月） 報告：北九州都市協会－日高敬一郎「地方公共団体の景観形成に関する研究」

第4回（99年2月） 報告：アジア女性交流・研究フォーラム・李秀英「中国における社会福祉政策の展開状況に関する研究」

第5回（99年9月） 報告：池田潔「北九州市の産業構造の現状と課題－移成型産業構造への転換－」

- 第6回（00年10月） 報告：ICSEAD・佐藤清隆「東アジアにおける円の国際化」
- 第7回（01年11月） 報告：北九州都市協会・内田晃「市街地の住環境整備における計画立案手法」
- 第8回（02年11月） 報告：アジア女性交流・研究フォーラム・篠崎正美「アジアのドメスティック・バイオレンス」
- 第9回（03年12月） 報告：尹明憲「東アジアビジネス圏」における北九州地域の位置づけ」
- 第10回（04年11月） 報告：ICSEAD・山下彰一「中国の自動車産業」
- 第11回（05年11月） 報告：北九州都市協会・内田晃「住みよい都市—全国主要都市の比較調査—」

8. 商議員会の再開

産研設立当初に1, 2度開催されたまま休眠状態となっていた商議員会（産研規程第6条）を、産研の外部評価機関（「運営評価審議会」）と位置づけて再開することとし、01年に委員の選任等の検討に入った。

02年に委員を確定し、第1回会議を03年5月に開催した。そこで02年度を中心としたこれまでの活動（事業）についての報告と03年度の事業計画等の説明を行い、質疑応答を行った。

委員は以下の通り：

- 山下彰一・国際東アジア研究センター所長
- 柴田一郎・前九州産業大学教授（元産研所長）
- 出口 隆・北九州都市協会顧問
- 坂本 勝・北九州中小企業団体連合会会長
- 芳賀晟寿・株式会社芳賀会長
- 中野利幸・北九州社会福祉協議会会長
- 城水悦子・株式会社洋建築設計事務所代表取締役
- 熊本かほる・よみうりFBS文化センター支配人
- 安藤英和・北九州市産業振興局産業振興部長
- 藤本信弘・北九州市保健福祉局地域福祉部長

第2回会議を04年6月に開催した。北九州市役所の人事異動に伴い委員に変更があった。

- 尾上一夫・産業振興局産業振興部長
- 羽藤啓一・保健福祉局地域福祉部長

第3回会議を05年5月に開催した。委員は以下の通りであった。

- 住田精宏・社団法人北九州中小企業経営者協会会長
- 芳賀晟寿・社会福祉法人年長者の里理事長
- 曾我部駿輔・社団法人北九州青年会議所理事長
- 岡田光由・北九州社会福祉協議会会長
- 城水悦子・株式会社洋建築設計事務所代表取締役
- 熊本かほる・よみうりFBS文化センター支配人
- 尾上一夫・北九州市産業振興局産業振興部長
- 羽藤啓一・北九州市保健福祉局地域福祉部長

<山崎克明先生の略歴及び主たる業績の紹介>

生年月日 1940年7月29日
 最終学歴 1964年3月 関西学院大学法学部 卒業
 1966年3月 関西学院大学大学院法学研究科 修了
 学 位 法学博士
 専門分野 行政学 都市行政研究 「地域づくり」研究

〔主たる職歴〕

1966年 4月 関西学院大学助手 (法学部)
 1968年 4月 八代学院大学講師 (経済学部)
 1973年 4月 北九州大学講師 (法学部)
 1974年 4月 同上 助教授 (法学部)
 1982年 4月 同上 教授 (法学部)
 1997年 4月 同上 教授 (北九州産業社会研究所)
 1997年 5月 同上 北九州産業社会研究所所長
 2006年 5月 北九州市立大学 名誉教授

〔主たる委員等〕 (現職のみ)

〔 名 称 〕	〔 始 期 〕	〔 担当部局 〕	〔 備 考 〕
北九州市都市計画審議会	2000年5月	北九州市建築都市局都市計画課	会長
北九州市ホームレス自立支援推進協議会	2004年6月	北九州市保健福祉局保護課	会長
福岡県ホームレス自立支援推進協議会	2005年7月	福岡県保健福祉部監査保護課	会長
北九州市社会福祉協議会総合企画委員会	2005年11月	社団法人北九州市社会福祉協議会	副委員長

〔主たる著書・研究論文・報告〕

著 書

1984年8月 『公務員労働関係の構造』 九州大学出版会
 1987年11月 『行政国家』(翻訳) 九州大学出版会
 1988年4月 『戦後地方行政資料別巻2 占領軍地方行政資料』(監修) 勁草書房
 1990年9月 『サッチャー改革の理念と現実』(共著) 三嶺書房
 2001年3月 『北九州市発 21世紀の地域づくり－参加型福祉社会の創造』(共著) 中央法規
 2003年3月 『21世紀型都市における産業と社会』(共著) 海鳥社
 2006年3月 『ホームレス自立支援－NPO・市民・行政協働による「ホームの回復」』(共著)
 明石書店

論文

- 1976年6月 「行政の責任と住民運動」、『都市問題』（東京市政調査会）
- 1976年6月 「公務員と労働組合」、『行政と組織（行政学講座4）』（東京大学出版会）
- 1981年5月 「自治体経営論をめぐって」、『行政と情報』（ぎょうせい）
- 1982年3月 「北九州圏域における広域行政の展開と北九州都市圏」、『北九州産業社会研究所紀要』24号
- 1986年3月 「北九州地域における町村制の施行—福岡県企救郡を中心として」、『北九州大学法政論集』（北九州大学法学会）13巻4号
- 1987年10月 「サッチャー政府とイギリス公務員制—ホイットレイ・システムの変容」
『公務員制度の動向』（ぎょうせい）
- 1988年6月 「サッチャー政府と公務員制・公務員労働関係—インタビュー—調査の紹介を中心に」、
『季刊行政管理研究』（行政管理研究センター）No.42.
- 1991年4月 “Privatization: The Japanese Experience”, *Business & Economic Quarterly* (Bureau of Research, College of Business and Public Administration, ODU) Vol.4, No.1.
- 1991年4月 「北九州市における行政—市民関係の実態—市役所—区役所—住民自治組織のネットワーク」、『北九州大学法政論集』第19巻1号
- 1999年3月 「都市とマスタープラン：方法の問題—北九州市を中心に—」、『北九州産業社会研究所紀要』40号
- 2000年7月 “New Dimensions in Administrative Reform in Japan”, *Handbook of Global Political Policy*, Marcel Dekker.
- 2000年3月 「福祉の地域づくり研究序説」、『北九州産業社会研究所紀要』41号
- 同 「イギリスにおけるコミュニティ・ケアと政府-民間関係の実態」、同上
- 2004年1月 「『協働条例』をめぐって」、『月刊自治研』vol.46.

報告書

- 1989年12月 「サッチャー政府の公務員制管理改革」、『英国における行政管理の改善に関する調査研究報告書』（総務庁）
- 1995年3月 『北九州市とノーフォーク市—日米都市行政比較研究—ODU-KKU共同研究事業第1次報告書』（編著）
- 1998年3月 『アメリカ・ヴァージニアの高齢者福祉—北九州との比較の視座から— ODU-KKU共同研究事業第2次報告書』（編著）
- 2002年3月 『「地域づくり」に関する比較研究Ⅰ』（編著）
- 2003年3月 『「地域づくり」に関する比較研究Ⅱ』（編著）
- 2003年7月 『北九州市ホームレス調査結果報告書』（編著）
- 2004年3月 「地域づくりと参加団体」、『「地域づくり」に関する調査研究報告書』
- 2005年3月 「『地域づくり』の方法をめぐって—米国カリフォルニア州サンノゼ市における『近隣住区強化事業』に関する調査報告」、『「地域づくり」に関する調査研究報告書』
- 2005年5月 『韓国・ソウルにおけるホームレス支援の実態と課題に関する調査報告書』（編著）

〔所属学会〕

日本行政学会、日本地方自治学会、日本政治学会、日本公共政策学会、日本計画行政学会、日本NPO学会

自立型下請企業のビジネスモデル分析

池田 潔

はじめに

I 下請および自立化に関する先行研究と自立型下請企業

II ビジネスモデル分析とアクション・マトリクスの概要

III オリオ精機のビジネスモデル

むすび

<要旨>

本稿は、取引先に対して価格交渉力を有する自立型下請企業を取り上げ、ビジネスモデル分析とアクション・マトリクスによりその実態を明らかにしようとするものである。自立型下請企業のビジネスモデルを下請企業のそれと比較すると、ビジネスモデルを構成する要素を数多く盛り込んでいること、それらが同時に実行されることで独自性の発揮と模倣を困難にしていることがある。この自立型下請企業のビジネスモデルを参考に、下請企業の自立化の方向を示すことができる。

<キーワード>

自立型下請企業 (Independent subcontractor)、価格交渉力 (Price negotiation power)、ビジネスモデル分析 (Business model analysis)、アクション・マトリクス (Action matrix)

はじめに

下請企業はわが国中小製造業の約半数を占めるが、親企業との取引において数多くトラブルが発生している。この背景として、下請企業が自身の企業活動を遂行する諸側面において、親企業に強く依存しているとともに、親企業側も優越的地位を濫用していることがある。こうしたトラブルを解決するために、「下請代金支払遅延等防止法」が今から50年前の1956年に制定され、その後数度の改定が行われたが、近年の違反件数を見ても減少傾向にはなく、今なお大きな問題となっている。ここに、下請企業の自立化を取り上げる現代的意義がある。

ところで、大企業との規模格差によって生じる中小企業問題（そこには当然、下請問題も含まれる）の対応策として、中小企業の協業・共同による規模の経済性の発揮が考えられる。しかし多くの場合、それら協業・共同による成果は、たとえば共同購入や共同物流によるコスト削減など、事業に参加した企業に直接的メリットが生じたが、大企業への対抗力といった点では間接的効果しか期待できず、限定的であった。大企業への直接的対抗力という点では、後述する「新たな中小企業ネットワーク」の誕生を待つ必要があった。新たな中小企業ネットワークは、ネットワーク自体に儲けるためのビジネスモデルを内包しているほか、ネットワーク内中小企業が互いに協調し、あたかもひとつの事業体のような行動をすることで、大企業に伍しうる対抗力を持ったのである。こうしたネットワークによる解決とは別に、下請企業が自社製品を作ることで“脱下請”を図ることも、自立化を考え

る上での希望に満ちた重要方策であった。特に、グローバル化やIT化の進展により、親企業側で世界最適調達動きが出てきたことが、脱下請の動きを加速させた。

これらとは別に、“自立的”な活動をしている下請企業がある。そもそも、下請企業は親企業との取引において、従属的な取引関係を有しているものを指してきたことから、下請企業の範疇に自立的な企業を含めることは、これまで広く支持されてきた概念と矛盾する可能性があるものの、本稿ではこれら企業を「自立型下請企業」とし、その活動実態をビジネスモデル分析やアクション・マトリクスにより明らかとする。この分析ツールを用いることで、それまでの研究者それぞれの視点で分析することの自由さは失われるが、一方で、一定の分析フレームと、その中に含まれる多様な側面から分析することが可能となる。

I. 下請および自立化に関する先行研究と自立型下請企業

(1) 下請の定義と先行研究

まず、下請の定義だが、中小企業庁は『「下請」とは、当該企業よりも資本金の大きな企業又は、当該企業よりも従業員数の多い企業（『親企業』という）から委託を受けて、①これら親企業の製品に使用される製品、部品、付属品、原材料等を製造する場合、又は②これら親企業が製品製造のために使用する設備、器具、工具等を製造又は修理することをいう。当該企業と親企業との法律関係は、請負関係、販売関係、製造修理の委託契約又はこれらの混合した形の契約など色々の形が考えられる。しかし、当該企業が一般に市販している市販品を、他の企業が通常の流通チャネルを通じて購入する場合は、『下請』には該当せず、『下請』といわれるためには親企業が当該企業に直接注文し、その際に企画、品質、性能、形状、デザイン等を指定する行為を必要とする。』としている¹。

ただし、高橋（1997）の指摘にもあるように、この定義には「取引関係の非対称性・従属性」を含んでおらず、ここで示されているのは「受注生産型中小企業」である。高橋は、上記のような行政・法律上の定義に対し、経済学的立場から植草（1982）を取り上げ、「下請制とは、特別仕様品としての外注生産において、発注者（元請企業）が受注者（下請企業）に対して買手としての市場支配力を行使しうる取引関係」が一般的であるとした。

さて、この下請企業に関して主に90年代以降の各研究者の成果を概観したものに渡辺（2003）がある。以下では、ごく簡単にその内容を紹介する。渡辺はまず、80年代の下請制に関する諸議論の整理を行っている。当時の状況として、優良な受注生産型中小企業が80年代の高度成長期に下請系列中小企業として、完成品や完成部品を製造する大企業により囲い込まれ育成の対象となったが、そのことから、当時の下請に関する議論は下請制の効率性に関するものが中心であったとする。90年代に入ると、日本経済を取り巻く環境に変化が生じ、下請制にも大きな影響を与えた。すなわち、①日本工業がこれまでのキャッチアップ型から、フロントランナー化したこと、②中小企業においても先進工業化し、技術水準が向上したこと、③これまでの国内完結型の生産構造が大きく変化し、東アジアを範囲とした社会的分業構造に変化したこと、④IT革新が急進展したこと、⑤国内不況の長期化により、立ち行かなくなった日系企業にかわり外資系企業が進出してきたが、それにより従来の下請取引関係の見直しが行われたこと、をあげている。この結果、日本国内の下請分業構造がスリム化し、多くの研究者が下請制の解体を唱えたことを紹介しつつ、80年代に展開された議論の多くは妥当性を失い、あるいは意味を変えていったとしている。

一連の研究は、日本経済の発展との関わりや環境変化のなかで、下請という「制度」に焦点を当て、

下請企業“群”が抱く現状、問題、課題、今後の方策等を見てきたと言える。その意味では、これから述べる自立化の研究は、どちらかといえば一企業としての下請企業に焦点を当て、そこでの企業行動など現状分析を通じて自立化への道筋や課題等を論じており、対象は同じだが、分析単位は異なっている。

(2) 自立化に関する先行研究

下請企業の自立化に関する研究は、重要なテーマであるにもかかわらず、自立化というワードを論文タイトルに含んだものは意外と少ない。それは、論文の中身としては自立化のことも扱っているにも関わらず、“存立条件”や“存立形態”といったなかに含まれていることが考えられる。以下では、高橋と筆者の研究を紹介する。

高橋(1997)は、下請企業がなぜ既存の技術の改良・改善的なものに留まり、独自の技術や製品開発をしないのかについて、元請との専属的・従属的關係から情報源が偏在し、学習機会に恵まれておらず、「自立化」の必要性に対する認識や、「自立化」に必要とされる能力形成が弱く、消極的であることが根本原因であるとした。すなわち、親企業への従属性ゆえに取引先が少ないこと、また長年の「下請」に甘んじることで学習対象が偏り、結果的に知識の多様性が小さくなることで学習能力の発揮を妨げること、さらに、環境変化の激しい分野では、学習能力の不足が次の学習を困難にするという悪循環に陥る可能性が高いこと、したがって環境変化のスピードが速いほど、従属的下請企業が取り残されていく、とした。

これ以降の高橋の自立化に関する研究として次のものがある(高橋[2003])。そこでは、下請取引の現状として、親企業による金型図面や金型加工データの意図せざる流出問題を取り上げ、親企業による知的財産権の侵害問題といった新しい形の下請問題の発生を指摘した。さらに、こうした下請問題の深刻化に加え、従来、下請取引のメリットの最多理由にあげられていた「仕事量の安定」が、近年、大きく低下していることを指摘している。その上で、下請関係に内在する問題として、取引上の問題と下請企業の組織活力の低下といった組織内にかかわる問題を取り上げた。取引上の問題とは、下請関係における親企業による優越的地位の乱用であり、組織内の問題とは、下請仕事の多くは利益が出ないため、社員に達成感がなく、勤労意欲の低下を招いている点である。

高橋は、自立している企業を「他社からの干渉を受けることなく、自社の意思で事業活動を継承できる」企業と定義し、下請企業が自立化することの意義に、価格決定力の確保や、自立化することで社員にも自立意識や責任感の涵養をもたらすなど、組織の活性化につながることをあげた。また、具体的な自立化戦略として、①特定の取引先への依存度を下げリスクを分散したり、取引先に対する交渉力を強化することや、②イノベーション創出能力を高めることをあげている。

一方、筆者は「新たな中小企業ネットワーク」の誕生が、下請企業の自立化に大きな意味を与えたことを見た(池田[2006])。すなわち、近年のグローバル化のいっそうの進展が、海外から安価な部品や製品の流入、親企業の海外進出の増加を招き、下請企業の生存を脅かす深刻な状態を引き起こしたが、この環境変化に対する強い危機意識を持った下請企業が、2000年前後に相次いでネットワークを形成した。これが新たな中小企業ネットワークと呼ばれるもので、このネットワークは、かつて80年代後半から90年代初期に見られた官主宰の異業種交流グループとは異なり、民(企業)が主宰したところに特徴がある。民がネットワークの主宰者となったことで、どのように儲けるかのビジネスモデルがネットワーク活動の中に最初からビルトインされていた。すなわち、それまでの官主宰の異業種交流グループが、新製品開発といった開発行為だけを行って活動を終えたのと異なり、新たな中小企

業ネットワークは、共同受注や新製品開発の成果を継続的な売上や利益の計上につなげており、この実現に向けて自主的に、また自前の努力で企画、開発、生産、販売を行ったのである。ネットワークによる活動はネットワーク内企業の協調により成り立っているが、外部から見ればネットワーク体があたかもひとつの事業体が活動しているように見える。ネットワーク総体として力を発揮することで、大企業と伍しうる競争力を持つことができ、下請企業の自立化が図られたのである。

新たな中小企業ネットワークはさらに、次のような自立化につながる成果を引き起こした。すなわち、いくつかの新たな中小企業ネットワークにおいて、数多くの引き合いや受注を達成したが、そうしたネットワークのグループ名が一種の“ブランド”として広く認知されたことがある。その結果、取引先に対するバーゲニングパワーが増したこと、今まで企業名などほとんど知られることがなかった下請企業が、全国的に知られる存在になったこと、それにより従業員の働くことへのモチベーションを高めるなどの効果をもたらした²。

(3) 自立型下請企業の特徴

ここでは、今回取り上げる自立型下請企業について定義する。高橋が指摘したように、中小企業庁が下請と定義したものは受注生産型中小企業であり、これまでの中小企業研究者の一般的理解とは異なる。下請企業は、取引関係のなかに非対象性を含んでいることが通説となっているからである。したがって、本稿でも下請企業とは、取引相手としての親企業を持ち（この部分は、受注生産型中小企業³を示している）、その取引関係に非対象性が認められるものをいうこととする。

一方、自立型下請企業は、取引の視点で見たときには親企業が存在する受注生産型中小企業である。しかし、後述するビジネスモデル分析やアクション・マトリクスによって明らかとなるように、これまでの下請企業とは異なる戦略を取ることで、下請企業のときに問題となった親企業の優越的地位の濫用による取引関係の非対称性が減少している。もちろん、自立型下請企業とはいえ、自社製品を持っているわけではなく、完全な価格決定力を有しているわけではない。しかし、親企業の言いなりにはならず、親企業に対して“価格交渉力”を有しているところに特徴があり、その点が下請企業と異なる。

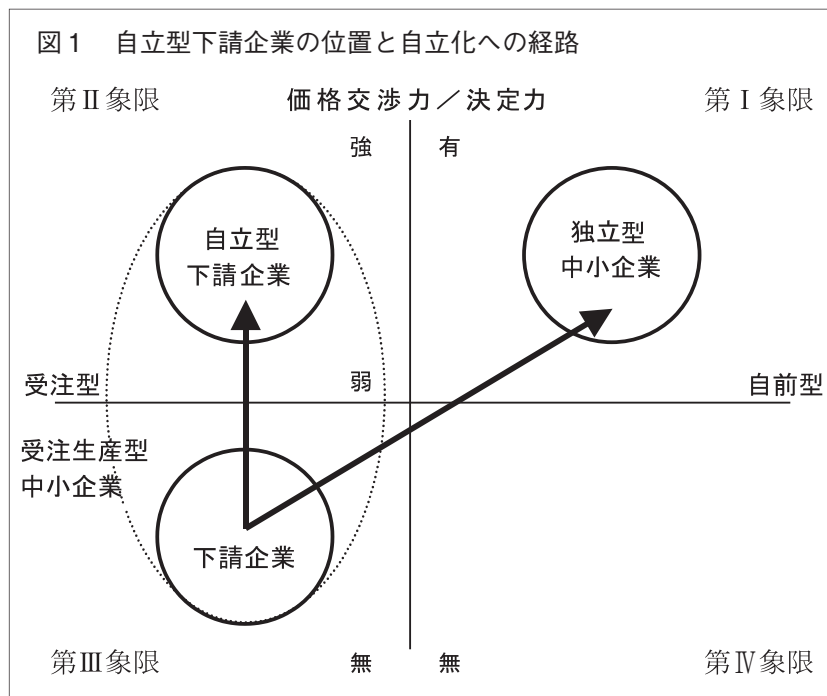
本稿では、自立型下請企業を「価格交渉力を有する受注生産型中小企業」と定義する。なお、どの程度の価格交渉力を有するかは、後述のビジネスモデル分析で明らかとなる「企業固有の戦略」や「ルール」の内容とその組み合わせ、また、アクション・マトリクスの内容や程度により異なる。次に、独立型中小企業とは、中小企業を存立形態で見て大きく独立形態と従属形態とに二分したときの独立形態に相当し⁴、自社製品を有している中小企業である。

これらを図示したものが図1で、横軸には自前で企画・開発したもの（自社製品）を作るのか、それとも発注者（親企業）がいて、そこの指示・企画されたものを作るのかを、また、縦軸には価格決定力の有無、あるいは、価格決定力はないが価格交渉力の強弱レベルを尺度として設定している。

独立型中小企業、受注生産型中小企業、下請企業、自立型下請企業のそれぞれの位置を見ると、独立型中小企業は自前で企画・開発を行うとともに、下請取引で見られるような親企業は存在せず、市場で自由に価格を決定することができることから第Ⅰ象限に位置する。一方、受注生産型中小企業は受注型であるから、第Ⅱ象限と第Ⅲ象限をまたぐ形で位置し、その中に、下請企業と自立型下請企業が描かれる。下請企業は親企業から受注することで成り立っているが価格交渉力が無いため第Ⅲ象限に、自立型下請企業は親企業から受注する点では下請企業と同じであるが、親企業に対して価格交渉

力を有するため第Ⅱ象限に位置する。ただし、自立型下請企業であっても企業によって価格交渉力に強弱があることに注意する必要がある。

これまで下請企業の自立化というと、自社製品を持つなど脱下請の方向が強調されがちだったが、それぞれをプロットすると、自立化には①自立型下請企業を目指す、②独立型中小企業を目指す、の2つの方向があることがわかる。以下ではこのうちの自立型下請企業を取り上げ、その実態をビジネスモデル分析とアクション・マトリクスによって明らかとする。



資料：筆者作成。

Ⅱ. ビジネスモデル分析とアクション・マトリクスの概要

(1) ビジネスモデル分析

ビジネスモデルの定義の仕方は論者によって様々だが、Afuha (2003) の「儲けるための仕組み (a framework for making money)」がポイントを突いている⁵。ただし、本稿ではこのAfuhaではなく、Morris et al (2005)を用いる。それは、Morris自身の言葉を借りると、幅広い文献研究から導き出された構成要素を採用していること、それら構成要素はビジネスモデルを考える際の“基礎”

(Foundation level) となる基本方針だが (筆者注：多くの研究者がそれぞれの研究の中でこの基礎に相当する様々な構成要素を提示している)、実際に企業がビジネスにおいて持続的な優位性を保つには、当該企業の“固有の戦略” (Proprietary level) を持つ必要があること⁶、さらに、ビジネスモデルの基礎や固有の戦略がうまく機能するための“ルール” (Rule) を提示しているなど、分析フレームであると同時により実践的なフレームを提供していることがある。以下では、Morrisの示したビジネスモデルの概要を示す。

Morrisはビジネスモデルの構成要素として、次表にある6つの要素をあげた (表2)。すなわち、①どのような価値を創造するのか ②誰に価値を創造するのか ③企業内部にある優位な競争資源は何か ④どのように競争的ポジションをとるのか ⑤どのように金をもうけるのか ⑥企業家の望む成長タイプ (それぞれ具体的な中身については、表を参照のこと) である。Morrisはこの6つの構

成要素について、上述した「基礎（基本方針）」「企業固有の戦略」「ルール（基準・規則）」の3つの分析レベルで見た。

基礎（基本方針）レベルでは、基本的な意思決定をするため、どんなビジネスを行うのか、あるいは行わないのかといった一般的な意思決定が行われる。ここでは、それら意思決定において内の一貫性が保たれることに留意する必要がある。企業固有の戦略レベルでは、当該企業のビジネスモデルが市場で競争優位を保有できるように、いくつかの意思決定変数（構成要素）について、当該企業特有の組み合わせが行われる。ルール（基準・規則）のレベルでは、基礎や企業固有の戦略で作られた意思決定を統治するための原則について記している。

表2 ビジネスモデルの構成要素

<p>構成要素1 提供要素：どのような価値を創造するのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製品／サービス／それらのミックス ・標準／カスタマイズされたもの ・提供される製品やサービスの広がり（狭い／広い） ・提供される製品やサービスの深さ（浅い／深い） ・製品へのアクセス（製品単体での提供／他社製品との抱き合わせ） ・自社による製品やサービスの提供（アウトソースしたもの／ライセンスしたもの／再販／付加価値がついた再販） ・直接販売か間接販売か（間接の場合、シングルチャネル／マルチチャネル）
<p>構成要素2 市場要因：誰に価値を創造するのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引タイプ（B to B／B to C／両方） ・地方／全国／インターナショナル ・バリューチェーンにおける顧客の位置（上流サプライヤー／下流サプライヤー／政府／団体／卸売／小売／サービス提供者／最終消費者） ・広域一般市場／複数セグメント／ニッチ市場 ・取引的／関係的
<p>構成要素3 内部ケーパビリティ要因：企業内部にある優位な競争資源は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生産／オペレーティングシステム ・販売／マーケティング ・情報マネジメント／マイニング／パッケージング ・技術／R&D／創作的・革新的ケーパビリティ／知性 ・金融取引／裁定取引 ・サプライチェーンマネジメント ・ネットワークング／資源のレバレッジ
<p>構成要素4 競争戦略要因：どのような競争的ポジショニングをとっているのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーション上の卓越したイメージ／一貫性／信頼性／スピード ・製品・サービスの質／選択／外見／可能性 ・イノベーションリーダーシップ ・ローコスト／効率性 ・親密な顧客関係／経験
<p>構成要素5 経済要因：どのように金をもうけるのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・価格設定と収益の源泉（固定／混合／流動） ・業務影響力（高い／中／低い） ・取引高（多い／中／少ない） ・マージン（多い／中／少ない）
<p>構成要素6 個人的・投資家的要因：企業家の望む成長タイプ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生業モデル ・収益重視モデル ・成長モデル ・投機モデル

出典：Morris *et al* (2005) .

(2) アクション・マトリクス

アクション・マトリクスはW.C Kim and R.Mauborgne(2005) が『ブルー・オーシャン戦略』のなか

で示したツールである。すなわち、買い手に対する価値を見直し、新しい価値曲線を描くために、次の4つの質問（アクション）が用意された。①業界常識として製品やサービスに備わっている要素のうち、取り除くべきものは何か、②業界標準と比べて思いきり減らす要素は何か、③業界標準と比べて大胆に増やすべき要素は何か、④業界でこれまで提供されていない、今後付け加えるべき要素は何か、である。これら4つの質問を用いて戦略を練ると、代替産業からヒントを得ながら買い手に提供する価値内容を改め、これまでにない経験をもたらすと同時に、コストを押し下げることができる、としている⁷。

我々は先のビジネスモデル分析に加え、このアクション・マトリクスの活用が自立型下請企業の特徴を見るのに有益であると考え。それは、ビジネスモデル分析は現状を見るには良いが、そこに至る過去からの経緯が不明という問題があるからである⁸。アクション・マトリクスを用いることで、過去との比較ができ、現状についての理解がより深まると考える。

Ⅲ. オリオ精機のビジネスモデル

（1）オリオ精機の概要

今回、自立型下請企業のケースとしてオリオ精機(株)（北九州市）を取り上げる。ツールを使つての分析の前に、その概要について見ておこう⁹。同社は、1978年に(株)安川電機の元社員が独立して作った会社で、現在の企業規模は資本金1千万円、従業員数31人、年間売上高約4億円である。創業当時はNC工作機が出始めの頃で、それをいち早く導入した同社は、安川電機からの切削を中心とする下請業務を行っていた。創業者に後継者がいなかったこともあり、1996年にプラントメンテナンスと樹脂の製造加工を行うM社が買収し、同社の業務を引き継いだ。

M社が引き継いだ後も、大半の取引先を安川電機を中心とする下請業務が中心で、業務内容も切削加工だけに絞っている。ただし、「世界一の精密機械加工サービスを提供することにより、日本の『技術立国』『工業先進国』としての復活に貢献する」を経営理念に掲げ、切削加工の分野で小・中ロット品を中心に、同社でしかできない機械加工をめざしている。そのいくつかを見よう。

1つ目は、精密に金属を切削する場合、アルミなどの快削材を除き、最終工程では研磨を必要とするが、超音波振動切削機をNC旋盤に搭載することで、職人技、手作業を必要とする研磨工程を省略する装置の開発がある。これは、市の産学連携推進事業や、中小企業総合事業団の補助金を活用しながら、神奈川工科大学、九州大学、産業技術総合研究所、機械電子研究所などと共同研究を重ねながら完成にこぎつけたものである。

2つ目は、既設のマシニングセンター（MC）の統合運用システムを開発したことがある。これまでMCの操作は一人1台しか同時に受け持てなかったが、同社は2台のMCをコンピュータ制御することで、一人で2台のMCを扱えるようになったほか、夜間無人運転の時間を拡大できるようになった。また、工場内のIT化（LAN化）を進めており、生産計画や生産管理、進捗管理などを行なっているほか、主力取引先の安川電機とは、オンライン受発注を行なっている。

3つ目は、同社の主力加工が産業用ロボット部品やモーター主軸用シャフトの切削加工だが、現在の1回当たりの加工個数は50個とか100個とかいったレベルなのに対し、将来はさらに小ロット化すると予想し、1個や2個といった需要にも対応できるような加工ラインを新たに開発した。すなわち、50個流せば効率がよい加工ラインに1個だけ流すと効率が悪くなるが、1個であっても効率よく短納期で作れるようなラインを開発したのである。

これだけ高い開発力や技術力を持っていると、自社製品を持つなど脱下請をすることが考えられる。しかし、設計部門を持つと余計なコストがかかることから、同社はあくまで賃加工にこだわる。ただし、取引先を1社に依存する形ではなく、複数業種の企業と積極的に取引し、それら企業から「戦略的パートナー」として位置づけられることを目指している。

(2) オリオ精機のビジネスモデル分析とアクション・マトリクス

以上の概要をもとにビジネスモデル分析を行った結果が表3である。構成要素1は、どのような価値を創造するのかといった提供要素に関するものである。基礎レベルでは、精密機械加工サービスを短納期、小・中ロットで対応することを基本方針としている。次に、企業固有の戦略レベルでは基本方針の実現に向け、従来非効率とされた試作品・単品物を汎用機の専用加工ラインで熟練技能者が操作することで対応している。さらに、ルールのレベルでは、経営理念として掲げた世界一の加工サービスを提供することを根底に、最短3日で納品したり、顧客からの加工に関する要求は何でもチャレンジし決してNOと言わないなど、顧客満足を最大化することをルール化している。

構成要素2は、誰に価値を創造するのかの市場要因を見るが、基礎レベルでは特定企業の下請に甘んじることなく、複数の業種・企業と取引することを基本方針としている。企業固有の戦略では、戦略パートナーになれる相手を探すことをあげているが、この点に関してはあとのアクション・マトリクスで見ると、単に景気調節弁（バッファ）としかみない取引相手は取り除いていくとしている。ルールのレベルでは、安川電機をメインの取引相手としながらも主要取引先を5社以上とすることをあげている。

構成要素3では、企業内部にある優位な競争資源（内部ケーパビリティ）を見ているが、基礎レベルではまず、高い理想を示した経営理念を掲揚していることが重要で、この理念の存在が、経営の軸をぶれさせないことにつながっている。また、構成要素1でみた世界一の加工サービスを提供するために、優秀な熟練技能者や技術者が存在していることがある。さらに、これら熟練技能者・技術者の能力や大学等の外部資源を活用しながら、工場内設備・機械の設計・開発、改善等により独自の生産技術やシステム開発を行っている。企業固有の戦略レベルでは、独自生産技術やシステム開発に向けて産学連携を行っているほか、工場内の機械をLANで結ぶことで生産性向上を図ったり、夜間無人ロボットの導入により人件費の削減を図っている。また、MC工作機械等のプログラミング能力が高いこともあげられる。親企業の安川電機とはオンライン受発注を行っているが、これにより生産性の向上と、安川とのつながりが強まり（リンク）参入障壁にもなっている。さらに、技能継承が問題となる中、OJTにより若手技能者に熟練技能の継承を行っている。さらに、工場内に空スペースがあることや、人材、財務面でゆとりがあるが、これらを活用することで研究開発をはじめ、スピードアップや加工がしやすくなる治具開発を行っている。ルールのレベルでは、年度当初の経営方針説明と毎月の業績報告会を全従業員に向けて実施することを規則化している。これにより、現状に関する情報共有と具体的目標の設定を行っている。また、絶え間ない新技術開発を実施するため、研究開発費として売上高の2～3%を計上している¹⁰。さらに、現場の効率アップを図るため、現場作業を分業化している。また、改善提案制度を実施しているが、それに対する報償制度を導入している。

構成要素4は、どのような競争的ポジショニングをとっているのかの競争戦略要因を示しているが、基礎レベルでは圧倒的高品質の機械加工を適正価格と短納期で提供することをあげている。企業固有の戦略レベルでは、汎用機の活用により試作品・単品物にもすばやい対応が可能であるほか、

NC工作機による異種中量生産の精密加工部品を適性価格で短納期に提供することをあげている。ルールレベルでは、市内トップの加工レベルを常に実現することをあげている。

構成要素5は、どのように利益をあげているのかの経済的要因を示しているが、基礎レベルでは常にコストを下げ、適正収益を確保することをあげている。また、企業固有の戦略では、取引先担当者との太いパイプを構築することで、他社よりも有利な条件を引き出すことを可能にする一方、部品ごとの原価管理の実施と加工ごとにチャージレートを算出している。ルールレベルでは無借金経営を行うことと、赤字を出さないことをルール化している。

表3 オリオ精機のビジネスモデル

構成要素	レベル	基礎（基本方針）	企業固有の戦略	ルール（基準・規則）
構成要素1 提供要素：(どのような価値を創造するのか)		<ul style="list-style-type: none"> ・精密機械加工サービス ・小・中ロット ・短納期 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来非効率とされた試作品・単品物を汎用機の専用加工ラインで熟練技能者の操作により対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界一の加工サービスの提供（1個単位でも受ける、ミクロンレベルの精度・高面粗度・難削材を加工） ・顧客満足を最大化する（最短3日で納品、加工に関する要求は、何でもチャレンジ、NOと言わない）
構成要素2 市場要因：(誰に価値を創造するのか)		<ul style="list-style-type: none"> ・特定企業の下請に甘んじることなく、複数の業種・企業をユーザーに 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略パートナーとなる相手 	<ul style="list-style-type: none"> ・安川メインとする一方、主要取引先5社以上確保
構成要素3 内部ケーパビリティ要因：(企業内部にある優位な競争資源は何か)		<ul style="list-style-type: none"> ・高い理想を示した経営理念 ・熟練技能者と技術者の存在 ・機械設計・開発能力の保有による独自の生産技術やシステム開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・産学連携の活用 ・工場内LAN、夜間無人口ボットの導入による生産性向上と人件費削減 ・安川とのオンライン受発注 ・高いプログラミング能力 ・提案制度の導入 ・OJTによる熟練技能の若手への伝承 ・スペース、財務、人材にゆとり ・余裕人材とプロジェクトチームによる治具開発など改善活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営方針説明（毎年）と業績報告会（毎月）の実施 ・絶え間ない新技術開発とそのための研究開発費を売上高の2～3%計上 ・現場の分業化 ・提案に対する報償制度
構成要素4 競争戦略要因：(どのような競争的ポジショニングをとっているのか)		<ul style="list-style-type: none"> ・圧倒的高品質の機械加工を適正価格と短納期で提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・汎用機により試作品・単品物にもすばやい対応が可能 ・NC工作機による異種中量生産の精密加工部品を適性価格と短納期で提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内トップの加工レベル
構成要素5 経済要因：(どのように金をもうけるのか)		<ul style="list-style-type: none"> ・常にコストを下げ、適正収益を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先担当者との太いパイプ ・部品ごとの原価管理とチャージレートの算出 	<ul style="list-style-type: none"> ・無借金経営 ・赤字を出さない
構成要素6 個人的・投資家の要因：(企業家の望む成長タイプ)		<ul style="list-style-type: none"> ・収益重視モデル 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大を志向しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正売上と利益を数値目標として指針化

資料：筆者作成。

構成要素6は、企業家（経営者）の望む成長タイプで、個人的・投資家的要因と呼ばれるものである。基礎レベルでは収益重視モデルを基本戦略とし、企業固有の戦略では安易な規模拡大をしないことを、また、ルールのレベルでは、適正売上と利益を具体的な数値目標として指針化している。

以上、Morrisの分析フレームによってオリオ精機を考察したが、先にも触れたように、この現状を示すビジネスモデル分析だけでは過去からの経緯がわからない。そこで、現在のオリオ精機に至るまでのアクション・マトリックスを見たのが表4である。オリオ精機は現社長が事業を継承した際に、下請に徹することを宣言した。もし、自社製品を作って脱下請を図るとすると、新しく人材を投入したり経営資源の配分の仕方を変えるなど、大きなエネルギーが必要になる。それよりも、親企業にもできないような加工技術を磨くことで親企業から頼られる存在になるとともに、親企業に対して価格交渉力を持つことができ、適正な売上・利益が確保できることが下請を選択する理由である。こうした方針の下、高い技術力があるにもかかわらず、自社製品を持つことの願望を取り除いたのであり、営業機能など余分な間接部門を持つ必要がなくなった。また、優秀なプログラマーが単純作業に従事するなど社内で発生する無駄や、景気の調節弁としかみないような取引先からの仕事を減らす一方、世界一の精密機械加工サービスを提供するため、研究開発や加工技術の向上に振り向ける投資を増やしたほか、安川電機との取引を重視しながらも、複数企業との取引を増やしてきた。さらに、付け加えたものとして、夜間無人ロボットの導入により人件費の削減を図ったことや、プログラムの改良や1人で複数のマシニングセンターで作業できるようになるなどマシニングセンターの効率的利用、工場内のIT化の推進、親企業とのオンライン受発注、さらには自社ではできない部分の外部資源の活用方策として産学連携に取り組んだことがあげられる。

表4 オリオ精機のアクション・マトリックス

取り除く ・ 自社製品保有願望（＝営業機能）	増やす ・ 研究開発や加工技術の向上に重点投資 ・ 複数企業との取引
減らす ・ 社内の無駄（優秀なプログラマーの単純作業） ・ 景気調節弁（バッファ）としかみない取引相手の仕事	付け加える ・ 夜間無人ロボットの導入とMCの効率的利用 ・ 工場内IT化（LAN化） ・ オンライン受発注 ・ 産学連携

資料：筆者作成。

（3）下請企業との比較

以下では下請企業のビジネスモデルと比較することで、自立型下請企業であるオリオ精機の特徴を浮き彫りにしてみよう。もちろん、下請企業といっても活動内容は企業ごとに違いがあり、どの下請企業と比較するかで結果は異なる。そこで、中小企業金融公庫総合研究所（2006）が示した「強い下請企業」になるための8つの項目（①独自技術の開発、②生産技術の高度化、③一環生産体制の確立、④小量生産体制の確立、⑤短納期生産体制の確立、⑥新製品の開発や既存製品の高度化に係る提案機能の強化、⑦製造プロセスに係る提案機能の強化、⑧他企業との水平的連携）に関して、それら項目が全く実現できていないか、不十分なレベルでしか達成できていないものを下請企業とする。

基礎レベルで比較すると、構成要素1でオリオ精機が示した「精密機械加工サービス」「小・中ロ

ト」「短納期」は、今日ではいずれの機械金属関連の下請企業であっても対応を迫られており、企業間でばらつきはあっても多くで採用が見られる項目である。構成要素2の複数企業と取引することも、ケイレツの崩壊が進んでいる現状では、下請企業も広く採用しているといえる。構成要素3については、崇高な経営理念の有無は別として（実際、経営理念として明示されたものを持っていない下請企業も見られる）、熟練技能者や技術者は多くの下請企業において存在し、また、独自の生産技術やシステム開発を行っているところも多い。

構成要素4をみると、オリオ精機では「圧倒的高品質の機械加工を適正価格と短納期で提供」することで独自性を発揮しており、それが競争戦略であった。このなかの適正価格で提供することがまさに価格交渉力を有していることの証であり、安易な安値受注はしないことを基本方針として掲げている。これに対し、圧倒的なレベルでの品質提供や、価格交渉力を有さないのが下請企業で、オリオ精機と下請企業とで違いが見られる。また、どのように金をもうけるかを見る構成要素5は、オリオ精機では「常にコストを下げ、適正収益の確保」をあげているが、そのために夜間操業する無人ロボットを導入するなど仕組みを考え、自立的な行動をしているのに対し、多くの下請企業では親企業の要請によってコストを下げる努力をするなど受動的である。その結果、適正な収益をあげることを基本方針として打出しにくいのが現状である。構成要素6の企業家の望む成長タイプを見ても、オリオ精機は「収益重視」となっているのに対し、下請企業では「生業モデル」（表2参照）が多い。こうして、基礎レベルを比較すると、構成要素の1～3に関しては下請企業とオリオ精機とで同様の要素を基本方針として採用しているところも多いが、構成要素の4～6では違いが見られる。次に、企業固有の戦略やルールのレベルを見ると、オリオ精機独自の項目を採用していることがわかる。

したがって、オリオ精機が親企業など取引先に対する価格交渉力を持った自立型下請企業であるのは、いくつかの構成要素（基礎レベルが中心）に関しては下請企業でも取り入れ実行しているが、これら全ての項目を実行していること、さらに模倣が困難とされる企業固有の戦略やルールのレベルでは、そこだけ取り出してもかなりの項目数（表に掲載した項目だけでも26項目）にのぼり、さらに、それらが幾重にも組み合わさることで、独自のビジネスモデルを構築していることがある。

むすび

本稿では自立型下請企業の活動実態をビジネスモデル分析やアクション・マトリクスといった分析ツールを組み合わせることで明らかとした。その結果、これまで叙述的に記載されてきた事柄をひとつの分析フレームで捉えることができ、ツールを使うことの有効性が確認された。

分析の結果、自立型下請企業は企業固有の戦略レベルやそれを実現するためのルールのレベルで数多くの項目を持っており、また、それらが幾重にも組み合わさっていることで模倣されにくい仕組みとなっていることが明らかとなった。このことは、下請企業では基礎、企業固有の戦略、ルールのレベルにおいて、構成要素として計上できる項目数が少ないことが指摘できる。したがって、項目の中身の問題とともに、量の問題においても自立型下請企業と下請企業とで違いがあることが解明された。さらにまた、自立型下請企業の構成要素を吟味することで、下請企業が自立化を図る際に、どのような方策を取ればよいのかの実践的インプリケーションが提供された。

今回は、オリオ精機をケースとしてビジネスモデル分析やアクション・マトリクスの分析を行ったが、今後これら分析ツールを使ってより多くの自立型下請企業、下請企業の比較分析を行う必要がある。それにより、自立型下請企業の実態がより鮮明になると同時に、実践面においてもより多くの貢

献が期待できる。

(兵庫県立大学経営学部教授)

参考文献

- ・天野倫文 (2003) 「中小企業とイノベーション」(財) 中小企業総合研究機構編 『日本の中小企業研究 成果と課題 1990-1999』 第1巻、同友館
- ・池田 潔 (2006) 「中小企業ネットワークの進化と課題」『新連携時代の中小企業』 同友館
- ・(財) 北九州産業学術推進機構中小企業支援センター (2004) 「北九州市の元気企業」
- ・小宮山琢二 (1941) 『日本中小工業研究』 中央公論社
- ・高橋美樹 (1997) 「下請中小企業の新技术・新製品開発、組織の「慣性」と学習能力-平成9年版『中小企業白書』を題材に」国民金融公庫『調査季報』 第43号
- ・高橋美樹 (2003) 「下請企業の『自立化』戦略」中小企業金融公庫『中小公庫マンスリー』 12月号
- ・中小企業庁・通商産業大臣官房調査統計部 (1979) 『第5回工業実態基本調査報告書 総括編』 通産統計協会
- ・中小企業金融公庫総合研究所 (2006) 「『強い下請企業』の戦略-受託・請負業務拡大のための中小企業の方向性」『中小公庫レポート』、No.2005-7
- ・植草 益 (1982) 『産業組織論』 筑摩書房
- ・渡辺幸男 (2003) 「下請・系列中小企業」(財) 中小企業総合研究機構編 『日本の中小企業研究 成果と課題 1990-1999』 第1巻、同友館
- ・安室憲一 (2006) 『世界各国の中小・中堅企業にみる成功するビジネスモデルの発見と理論化』 文部科学省科研調査報告書 基盤研究 (B) 課題番号16330074
- ・Afuah,A.(2003) *Business Models, A Strategic Management Approach*, McGraw - Hill Irwin
- ・Kim,W.C & Mauborgne,R. (2005) *Blue Ocean Strategy* Harvard Business School Press.(有賀裕子 訳『ブルー・オーシャン戦略』ランダムハウス講談社、2005年)
- ・Morris,M., Schindehutte,M., Allen,J. (2005) “The entrepreneur's business model:toward a unified perspective” *Journal of Business Research*, vol.58, pp.726-735.

注

- 1 中小企業庁・通商産業大臣官房調査統計部 (1979)、p 6
- 2 高橋は、下請企業にあっては従業員の勤労意欲が低下することを指摘したが、新たな中小企業ネットワークの形成はひとつの解決策となったことを示している。
- 3 ここでの受注生産型中小企業とは、中小企業庁が下請として定義したものを指す。
- 4 小宮山琢二 (1941) pp.6~10
- 5 Afuhaは実際にビジネスモデルを企業に適用して分析するにあたり、「VRISA分析」を提示した。VRISAとは、Value (顧客価値)、Rareness (希少性)、Imitability (模倣可能性)、Substitutability (代替可能性)、Appropriability (占有可能性)の頭文字をとったものである。
- 6 基礎レベルのものが競争相手に模倣されやすいのに対し、固有の戦略は模倣されにくいことを指摘している。

- 7 なお、『ブルー・オーシャン戦略』ではアクション・マトリクスを元に、対象企業の「戦略キャンパス」を描き、未開拓市場に活路を見出すための戦略について解説しているが、本稿の目的が自立型下請企業の行動分析にあるため、そちらについては触れなかった。
- 8 もっとも、適当な2時点を選び、そのビジネスモデル分析を実施すれば過去との比較は可能である。しかし、この場合も、ある構成要素ではその2時点の比較によって明確な違いが現れるものもあるが、別の構成要素ではそれとは異なる2時点を選ばないと違いが出てこないことも考えられる。したがって、アクション・マトリクスを利用することの方が過去との比較は行いやすいと言える。
- 9 同社の概要は、筆者が執筆分担当した（財）北九州産業学術推進機構中小企業支援センター（2004）に基いている。また、今回のビジネスモデルをまとめるに当たり、2006年9月4日に社長の柴田克平氏へのヒアリングを行った。
- 10 親企業から支持されたとおりにもものを作る下請企業では、そもそも研究開発費を計上すること自体まれである。このことから、オリオ精機が研究開発費を計上していることは、同社が自立型下請企業であることを大きく特徴づけているといえる。

現代の観光における「まなざし」の非対称性 —タイの山岳民族「首長族（カヤン族）」の観光化を巡って—

須藤 廣

- I 産業化された「観光」に内在する問題
- II タイの山岳民族カヤン族の観光化
 - 1 タイの「首長族」カヤンの現状
 - 2 難民キャンプから連れ出された「首長族」カヤン
 - 3 ミャンマーから「出稼ぎ」に来る「首長族」カヤン
- III 結論

<要旨>

観光地は非日常性を求める観光客と日常性を生きる住民との交換関係で成立している。前近代においては具体的で互酬的であった観光客と住民の関係性は、近代以降の観光においては観光商品として一般化された取引の中に解消され、民族文化や風習その中で人間関係までもが消費の対象となる。タイの「首長族」の観光化はその特徴を典型的に持ったものとして理解できる。このような現代観光文化における「まなざし」の非対称性を十分理解した上で、本来あるべき観光客と住民の相互的なコミュニケーションのあり方の再構築が求められている。

<キーワード>

観光のまなざし (Tourists' gaze)、非対称性 (imbalance of power)、首長族 (カヤン族) (Kayan)、観光地住民 (local people)

I 産業化された「観光」に内在する問題

観光を研究する者の多くは、観光は祭りにも似て「日常」生活からの一時的な離脱と、非日常体験によって特徴づけられる行為であると言う[Urry,1990,Graburn,1989:24-31]。観光客は観光地において、一日から数日（ロングステイ旅行では長期に渡って）非日常的日常を過ごす。その間観光客にとっては、観光地の日常の景観や風俗でさえ珍しいものとして映る。そして、観光地の住民は、観光客が自分たちの日常に「非日常」的まなざしを投げかけていることを知っている。すなわち、およそ観光地というのは、観光地住民にとっての日常性が観光客にとっての非日常性であり、そのことを観光地住民も受け入れることによって成立している。

江戸時代、伊勢参り客が行き交う街道筋の住民は、おかげ参りの参拝者たちに食事、衣料、宿ばかりかお金まで喜捨した。旅人が民間の住居に泊めてもらうこともよくあったことである[神崎,2004:61-65]。旅人に寝床を提供した者もまた、旅人として他所で宿を提供してもらったはずである。ある者にとっての日常が、別の者にとっての非日常になり、時にまたその立場は入れ替わる。観光客と観光地住民における、こうした日常と非日常の互酬的交換行為こそが、前近代における観光の原点であり、近代になり観光が産業化されてからも、観光における「ホスピタリティ」の理想として理解されてきたものである。

もちろん、こういった日常と非日常の互酬的交換のモデルが、すでに貨幣経済が浸透した江戸時代（特に中期以降）の巡礼客とそれを受け入れ街道筋あるいは巡礼地住民に、必ずしも理想的に成立していたわけではない。特に江戸時代も中期以降には、伊勢参りも御師という神官兼観光業者によって組織化されてきており、参宮観光の非日常性も業者によって人工的に作り出したものになっていた。例えば、伊勢参りを迎い入れる御師の邸宅における接待等も、巡礼客の非日常性を演出する仕掛けに満ちあふれていた〔相蘇1996:80-86, 神崎,2004:41-60〕。しかし、御師という神官兼観光業者がいかに「金儲け」に勤しんでいようとも、あくまでも神官という文化的優越性は保っていたし、街道筋の業者や住民がどんなにあざとい商売人であろうとも、観光客との文化的対等性は、少なくとも建て前としては、保たれていたであろう。平たく言えば、この時代においては、観光地の文化は住民にとって誇り高きものであり、観光客との関係は互酬的で立場の転換が可能なものであり、少なくとも一方的に見られる客体としての「見せ物」ではなかった。

観光地が観光客に一方的に見られる客体として相互性、互酬性を失うのは、近代になり観光地が産業化されてからのことである。観光の産業化のなかで、観光地の景観や風俗は、観光客に観察されるべき一つの商品となる。それらの商品は客の望む規格に合わせて再編成される。客の期待する観光商品のイメージが、近代の複製技術によって旅に出かける前にすでに形成され、旅はメディアによってあらかじめ与えられたイメージを確認する作業、「疑似イベント」と化す〔Boorstin,1962=1964:89-123〕。また、観光地の産業化が近代の視覚中心主義を伴っていたこともまた、このことを強化していた。フーコーを引き合いに出しつつアーリが言うように、近代人が身につけたのは、対象と自己との不可視の関係ではなく、対象を可視的世界の客体としてのみ理解する「鑑識眼（connoisseurship）」というまなざしであった〔Urry,1990:147〕。こういった視覚中心主義が観光に入り込んだのは、科学的「鑑識眼」のみによってばかりではなく、近代の「鑑識眼」の大衆化バージョンであるカメラ、ガイドブック、スケッチ、バルコニー、観光地図の発明によってでもあった。さらに、鉄道や観光バス等の輸送機器の発明も観光の視覚化と観光景観の客体化を後押ししていた。レシュブルクの指摘にもあるように、鉄道旅行の経験は、車窓の風景をパノラマ化し、風景から近くの物体、そして外界全てから匂い、音、共感覚を奪っていったのである〔Löschburg,1997:71-73〕。近代観光地には必ずといっていいほど存在する「～タワー」のような望遠施設は、観光地全体を一方的に眺望し、風景を「所有する」という、観光地を客体化する行為にもとづいている。

こうして、産業化された近代の観光は、以前あったはずの経験の相互性を喪失し、観光地は一方的に見られるだけの客体へと転化してゆく。このような近代観光の産業化の日本的例として別府をとりあげて見よう。重信によれば、別府の近代的組織的観光化の端緒は1920年代の遊覧バスシステムの発達に見ることができるという〔重信、2000:25〕。古くからの湯治温泉地であった別府は、1920年代に次々と開通した鉄道網によって急激に観光客を増加させていた。前近代の湯治客の旅とは質的に異なる合理性を期待する新しい観光客向けに、日本で初めてのバスガイド付き遊覧バスを亀の井自動車が走らせたのは1928年（昭和3年）のことである。このバスガイドの解説付き遊覧バスは、田園地帯に点在していた「地獄」（源泉が地上に吹き出しているところ）をバスガイドの語りで演出しつつ結ぶものであり、客にとってそれは窓の外側に移りゆくパノラマを一つのストーリーとして経験するシステムであった〔重信,2000:30〕。重信も強調するように、視覚を聴覚で補うこのパノラマ物語バスのシステムづくりには、観光地住民も大いに「乗って」いったのである。そしてそれは、観光地が観光客によって見られる客体（商品）であることをはじめから意識してのことであった。次から次へと「地獄」は「発

見」され増殖していった。既存の「地獄」も差別化をせまられ、さらに過剰な演出することにより売れる商品へと装いを変えていく。中にはインドネシアから連れてきた鰐を温泉の熱で飼育し、演出の道具とする「地獄」(鬼山地獄)まで現れた(現在でも同様の演出で存在している)。バスガイド付き遊覧バスのシステムは、バスによる遊覧の効率性の増加と、「地獄」所有者市民による、車窓のパノラマを演出するストーリーの増殖とを重ね合わせることによって、湯治場という客と住民の具体的で互酬的交換の場であった別府の空間を、一般的商品としてのイメージ空間へと積極的に再編成していったのである。

もちろん、一方的に「見られる」商品作りとしての近代観光地の開発が、反省されなかったわけではない。別府のすぐ隣の湯布院温泉や安心院では、視覚重視の観光から体験重視の観光へ、一方的にサービスを受ける観光から、相互交流型の観光へ、新しい試みも行われている。しかし、このような試みも、観光がサービス商品である限りには、あくまでも新しい観光商品開発と販売の企業(地域)戦略という枠組みから抜け出すことは原則的にはあり得ない。この手の商品は「見られる」ことが中心であっても、それだけではない付加価値が付け加わり、商品の質が向上している。しかし、そこには擬似的な相互交換のシステムは存在するものの、一般性と流通性の向上(安心院のグリーン・ツーリズムはそこから抜け出す努力をしているが)を目指す商品であることは基本的には変わりはない。このような新しいツーリズムのひとつであるエコ・ツーリズムでは、自然と人間の互酬的交換の原則を通せば、入山制限等を余儀なくされ、そのことが価格を上昇させ、大衆の手の届かない高級商品となる。あるいは価格を低く抑えれば収益を圧迫し、ついには撤退に追い込まれるケースも多い。

さまざまなバリエーションが存在し、近代の「見せ物」的観光から脱皮したように見える現代の観光も、やはり互酬的で具体的な交換システムを持たない、一般的なイメージ「商品」(視覚に体験がプラスされてはいるが)であることによって成立していることには変わりはない。たとえそこに人間的交流が存在する場合でも、交流の人格性は具体的なものとしてではなく、対価が前提の抽象的なサービスとしてとして意味を持つものである。交流も「商品」としてシステム化されていれば、当然売る側と買う側が交わる現場において、非対称性を伴う。

ただし、こういった問題は、現代の日本の観光のような高度にシステム化されたところでは、オペラートに包まれ、あるいは習慣化したサービスのなかで「あたりまえ」のこととされ、前景化されることがない。しかし、人間的交流に民族やジェンダーが絡む場合、あるいは売る側と買う側に経済的格差がある場合、この問題はあからさまになる。また、こういった条件が多く存在するのは、観光が産業として発展途上の地域であることが多い。本稿において筆者は、タイの山岳民族に焦点を絞り、近代(現代も)観光に潜在する売る側と買う側の「非対称性」の問題について考えたい。

Ⅱ タイの山岳民族カヤン族の観光化

1 タイの「首長族」カヤンの現状

タイの山岳民族カヤン族の観光化の実態と問題点を探る目的で、筆者は2006年9月末、筆者はメーホーソン地区において3つの村、チェンライ・チェンマイ地区において2つの村で聞き取り調査を行った。特にメーホーソン地区においては、フアイ・スア・タオ(Huay Sua Tao)の村において民家に宿泊し、村民の生活を観察した。以下、この調査にもとづき、カヤン族を中心にタイの山岳民族の観光化の問題点について述べる。

タイには現在12部族約百万人の山岳民族がいると言われている(タイ政府も実数をおさえていな

い)。これらの多くは18世紀から現在までに、漸次ミャンマーや中国から移住してきた人たちの子孫であるが、特に1980年代以降のミャンマーの軍事政権とカレン族やシャン族の民族解放戦線との間の闘いにより、ミャンマーから難民として流入してきた民族(部族)の人口比率が高い。そもそも、タイとミャンマーの国境線は特にフェンスがあるわけではなく、時々タイ国軍の国境警備隊が警備している程度であり(現在では不法入国の取り締まりはかなり厳しくなったと聞くが)、生活の必要上の越境は現在でも認められているようである(賄賂が必要だという話もある)。おそらくミャンマーからの難民が溢れた1980年代以前においては、ミャンマーとタイの山岳地帯における山岳民族の往来はかなり自由に行われていたのではないかと推測される。

カレン族の支族であるカヤン族は、1980年代におけるミャンマー内戦の煽りを受けて、ミャンマー東部(多くはカヤKhyay州、シャンShan州)から逃れてきた難民である(カレン族の中には、それ以前からタイに住んでいた支族も多い)。カヤン族の人口は現在7,000人程度でありという(Union of Hill Tribe Villages Chiangrai のパンフレットによる)がその内のどの程度がタイに逃れたのかは定かではない^{注1}。その多くはミャンマーとの国境付近の町メーホーソンの周辺に住んでいるが、近年チェンマイ、チェンライ近郊の観光村に「出稼ぎ」として短期で滞在している者も多い。当初、彼ら(「出稼ぎ」組は除く)は国境沿いのナイソイ(Nai Soi)にある難民キャンプに住んでいたのであるが、1990年頃から首長族の言われるカヤン族と、耳長族と言われるカヨー(kayo)族(同様に耳長族であるが、耳の伸ばし方が異なるカヤー族を別の部族とすることもある)のみが、タイ政府の命令で難民キャンプの中から外に出され、人工的に作られた三箇所の観光村に移り住むようになった。この二つの部族が観光村へと移された理由は、カヤン族の女性が首に真ちゅうのコイル状リング(重いもので9kgにもなり、多くは腕や足にもリングをつけている)をつける習慣があり、首長族(giraffe又はpadong)として知られていたことである。また、カヨー族、カヤー族の女性は耳に穴を開け耳たぶを伸す習慣があり、耳長族(long ear又はbig ear)として知られていた。すなわち、彼らは「視覚的に」目立ち、観光客のまなざしに留まりやすいが故に、他の難民からは区別され、引き離されて観光村へ移住させられたのである。観光村の営業主は、タイ人の民間会社である事以外どのような法人であるかは、カヤン族の者もはっきりとは知らないが、軍、入管あるいは警察の関係者が始めたものであろうと密かに言われている。また、移住の見返りとして何らかの生活費が保障されているのであるが、そのことについては後述する。

以上説明したように、タイのカヤン族は基本的には難民なのであるが、彼らが観光村の「見せ物」として「脚光」を浴びると、ミャンマー側にいるカヤン族の中には、観光業者に手引きをされ「出稼ぎ」としてタイの観光村に自ら赴く者も現れるようになる。現在タイには、「難民」と、「出稼ぎ」の二種類のカヤン族がいる。人口が多いのは前者であるが、後者も次第に増え無視できない。筆者は両者に対してフィールド調査を試みた。以下、調査にもとずき、二種類のカヤン族について順に述べたい。

2 難民キャンプから連れ出された「首長族」カヤン

筆者が宿泊したのは、このうちの一つであるファイスアタオの村である。メーホーソンから20kmほど山奥に入った所にあり、ミャンマーとの国境が近い。道は舗装されてはいるのだが、雨期である夏場にここまで行くには、何本も橋のない川を渡らなければならず、また大雨の後は道自体が川になる。したがって、特に4月から10月の雨期の移動手段には四輪駆動車が必要になるのだが、それでも、この村が他の二つの村に比べて一番アクセスがよいため、メーホーソンを訪れる観光客の多く



フアイスイタオの村

は、四輪駆動車を使ったツアーでこの村を訪れる。観光客は村の入り口で一人250バーツ（1バーツ約3.3円）の入場料を支払う。この村は、別の既存の山岳民族の村に、小川を隔てて隣接しているが、既存の村にある電気はこの村にはないために、夜は文字通り真っ暗になる（しかし、この村の三軒の家だけは隣の村から盗電しているので電気があり、テレビも見ている）。観光客は小川にかかる橋を渡りカヤン族の観光村に入る。村のメインストリートに

は両側には土産物屋が軒を連ねる。ここで売られている小物の多くは村人達の内職で作られたものであるが、タイ人の業者が納入するものもある。自作の歌をCD化し、ギターの弾き語りをしながら売っている若い女性もいる。女性は極めて働き者であり、多くは機織りができ、織られたものはそのまま売られてはいるのだが、首に真ちゅうのリングを巻き付けた女性が機を織っている姿自体が一つの商品であり、観光客のカメラのレンズが向けられる被写体として役立っている（村外で写真を撮られるとチップを要求されることが多いが、村内ではチップ自体が入場料の中に入っていると考えられている）。村民は原則として、村周辺から出ることが許されていない。女性は、土産物作りの内職か、土産の売り子として働いている。この村にはほんの少しのトムロコシ畑があるのだが、男性は家の補修や、このわずかな畑仕事以外にやることがない（バイクを所有している者も多く、バイクで買い出し等には行っているようだが、時間を持てあまして見受けられる者も多い）。

この観光村の一番の「見せ物」である、「首長族 (Giraffe)」(よく使われる「パドゥン族 (Padong)」はGiraffe同様「首長族」の意味であり蔑称である)の女性たちは真ちゅうのリングをつけることを「強制」されているわけではない。真ちゅうのリングを女性たちがつけるようになった理由については諸説あるが、三つの観光村の入り口の案内板には、部族の印として他の部族と区別するため、また女性が誘拐されたときに自分たちの部族の者であることをはっきりさせるため、首輪が一つの宝飾品であるため、母なる竜(シー)の子孫であることを表現するため、単に美意識から等の理由が掲げられている。一部言われているような、満月の月に生まれた女の子のみがリングを強制されるという説 [Higham,2000:134]は誤りであるという。多くの女性たちは5, 6歳になると、首にリングをつけるかどうか本人の意志も聞きながら親が選ぶ。しかし、この村では原則として、首輪をつけた女性には一人一ヶ月1,500バーツ（1バーツ約3.3円）が支払われることになっているため（入場客数が一ヶ月500人に満たないと支払われない）、実際にはほとんどの女性がリングをつけている。リングをつけた女性以外には、政府から食料費として一人一ヶ月250バーツが支払われている。このため、例えば娘が3人いる家族は、母親の分も含めて一家族で日本円にして2万円程度の生活費が保障されていることになる。この額は家族が全員健康でいる限り（難民には医療保険が適用されないため家族に病人が出ると大変な事態になる）、タイの山岳地方で生きてゆくだけならば、そこそこ十分なものである。しかも、みやげ物屋を営んでいけば一日50バーツから800バーツもの売り上げがあり（店によって、日によって大きく異なるが）、他の悲惨な山岳民族の村に比べて、この村は経済的には恵まれているとも

言える。もちろんこういった経済的理由も女性が首にリングを巻く大きな動機になってはいると思われるが（ミャンマーにいるカヤン族の若い女性が近年真ちゅうの首輪をあまり付けなくなったにもかかわらず、タイのカヤン族女性はほとんど首輪をつけていることから「経済的動機」も否定しきれない）、彼女たちは主観的には真ちゅうの首輪に大変誇りを持ち、伝統的な美意識にこだわっていることも筆者の数々のインタビューからも確かめられた。しかし、これらのことと、首輪をつけた女性が「見せ物」になることによって得られる経済的な保障を、彼らがどのように評価しているかは別の問題である。このことについては後で議論することになる。

筆者が民泊した家族は、村のメインストリートに、飲み物とおみやげもの屋の店を持つ木の柱と竹を編んで作った壁でできた二階建て高床式の家である。一階部分が店と台所、トイレ、水浴び場となっている。二階部分はテレビがおいてあるバルコニー式の居間と個室が3つある。私には一つの個室（本当は難民キャンプの高校に通うためにキャンプ近くの別の観光村に住んでいる娘の部屋である）が与えられた。この家族を仕切っているはマノアという細身であるがしっかりものの母である。この家族は16年前に内戦の続くミャンマーから7日かけて山伝いにタイへと逃げてきた。当初3年間はナイソイにある難民施設にいたのであるが、1993年にタイ政府から移住を命じられ、ここフアイスアタオの観光村にやって来た。タイに逃れてから間もなくマノアの夫は7人の子どもを残して病気で亡くなった。マノア（カヤン族には姓がなく、女性は全員M、男性は全員Lで始まる名のみ持つ）はこの家で4人の息子と3人の娘、計7人の子ども達を女手一つで育て上げた。カヤン族は原則として結婚すると家を出る。また、高校が難民キャンプ内にしかないため、高校生は難民キャンプに近いナイソイの観光村の親戚の家に住む。従って、現在この家に住んでいるのは母のマノアと21歳の息子のラターとその妻（妊娠中）であるタイ人ジェーンの3人である。24歳になる長女のマロが道を挟んですぐ前の家に嫁いでおり、マロもこの家にいることが多い^{注2}。この村には26家族、約120人の村民がおり、うち38人の女性が真ちゅうの首輪を付けている（村民のなかには少数であるが耳長族であるカヨー族もいる）。村民は、原則として外に出られないことになっており^{注3} 村民はみなよく協力しあって生活している。それぞれの家には家族以外の者がいるのが常であり、マノアの家でも夕方から夜にかけては、数人の村人やタイ人の観光業者等が集まり、地酒を飲み、ギターに合わせて歌を歌っていた。マノアは自分を慕って人が家に集まることを歓迎しているようであった。

この村の人々の生活は、基本的には観光客の被写体になりながら、みやげものを売ることが中心であり、それ以外は、観光客が引けた夕方以降（5時頃には観光客は誰もいなくなる）に村民が皆で遊んだり、歌を歌ったり、飲みながら話をしたりして過ごす（若い村民はみな恋愛を楽しんでいるようである）。この村には独自の小中学校がなく（他の二つの観光村には、海外のNPOからの援助を受けている自前の小中学校がある）、小中学生は村外の学校まで歩いて通っていて、他の民族の子ども達と一緒に勉強している。宗教はカヨー族のみがキリスト教化されているが、カヤン族のほとんどは未だにアニミズムを信じており、家の中には日本の神棚によく似た神棚がある。

村人たちは協力し合って生活しており、観光客が比較的多く訪問するこの村に限っては、あまり生活に困窮している様子は伺えなかった。ただ、医療費について、500バーツを超える場合には自己負担になるし、出産等も自費で行わなければならない。但し、このような突然の出費の時はお互いに助け合っているようである。この村においては、問題は他のことがある。

村人たちが口々にいう不満の多くは、移動や労働の自由等、タイ人に認められている基本的な自由が彼らにないことである。彼らは基本的には難民であることから、タイ政府は彼らに移動や労働の自

由を与える必要はないという立場である。彼らの多くはミャンマーで生まれた者であるため彼らには村内に住むための許可証しか与えられていない。一部タイ国内に長く住んでいるものや、タイ生まれのものにはグリーンカード(居住権であるが、これにも何種類かがある)が与えられてはいるが、特別の許可を得ない限り、グリーンカード保持者であっても、移動の自由はやはり地域内(メーホーソン県内)に限定されているようである。彼らは難民であるにもかかわらず、難民としての地位も極めて不安定である。彼らは難民キャンプから出てしまっているがゆえに、国連から難民の認定を受けることができない。他の国から難民の受け入れの申し出があった場合、それが難民キャンプ内にいる約三万人の難民に適用されることがあっても、彼らに適用されることはない。すなわち彼らは、タイ人としてはもとより、タイに住んでいる外国人としての権利を持つべき対象にも、また、難民としての国際的な保護の対象にもなれないのである。

筆者は、他のカヤン族の観光村にも行って見たが、他の二つの観光村はこうした自由の剥奪に、首輪を巻いた女性への給料の未払いという経済的な打撃がのしかかり、絶望的な空気が村中を支配していた。特に船に乗らなければ行けないナンピンディン(Nam Piang Din)の村は悲惨な状況にあった。カヤン族とカヨー族合わせて56家族約300人が暮らすナンピンディンの村では、夏場の雨期には観光客が少なく、入場料収入が規定(一ヶ月600人以上)に達しないため、首輪をつけた女性に対する給料(この村では大人の女性が月2500バーツ、子どもが月1000バーツ)が3ヶ月間支払われていなかった(一人につき250バーツの生活費のみは支払われていた)。さらに、村内にある小中学校(自力で建てて運営している)の教員の給料も3ヶ月間支払えない状況にあるという。さらに昨年は一年間に59人の村民がマラリアを罹ったという(医療費がかなりかかったことが推測される)。



ナイツイの高校生(一番右の少女は自分の意志で首輪をつけない)

筆者は、民泊先のマノアの娘で難民キャンプの中の高校に通う高校生のマチョに会うために、マノアとともにナイツイの観光村を訪れた。メーホーソンから国境近くのこの村に行くのも、苛酷な道のりであった。道の舗装は途中で途切れ、池のような水たまりが行く手を遮る。私たちの乗った日本製四輪駆動車は何本かの川をタイヤの上まで水に浸しながら走った(途中で停止したら岸に戻ることすら難しいであろう)。村の入り口にある監視所(兼入場料徴収所)でゲートの停止バーを上げてもらい村の中に入る(通常入場料250バーツを徴収されるのだが、我々は入場料を取られなかった)。お昼近い時間であったが、村内にはほとんど観光客の姿はない。雨期には特にアクセスが悪いこの村は観光客に敬遠されていた。村民への給料支払いも時々滞りがちだという。この村には45家族約200人の村

民がいるのだが、半分以上は高校生も含めた子どもたちであり、特にこの村から歩いて一時間のところにある難民キャンプ内の高校に通う高校生（他の村の近くに高校がないため、親戚の家に下宿して通っている者も多い）が多い。難民キャンプ内の高校では海外のNGO派遣の教師が多いため、英語が多く使われていて、高校生の多くは英語をかなり流暢に話す。英語を使うことができる高校生たちは口々に自分たちの置かれている状況の非人間性について訴えていた。ここでは、英語を学習することのなかに、西欧的人権意識の学習も含まれていることがわかる。

高校生たちも含めて、英語を話すことができる村民の多くは、この村の存在自体の非人道性を訴え、もといいた難民キャンプに戻して欲しいと考えているようであった。現在、この村とファイスイタオの村を、船で川を上って行かなくてはいけないナンピンディンの村に統合する計画があるという、そうすると高校生が学校に通えなくなることもあり、この村の住民たちの多くは、難民キャンプへの帰還を望んでいるようであった。

3 ミャンマーから「出稼ぎ」に来る「首長族」カヤン

タイのカヤン族のなかには、主に1980年代に難民としてミャンマーから逃れてきた難民の他に、最近チェンマイやチェンライ近郊にできた観光用の「山岳民族村」(「eco-agricultural village」のように「エコ・ツーリズム」を標榜している名前が多い)に「出稼ぎ」としてやってきた者も多い。筆者は、その中の一つであり、チェンマイ県メアイ地区 (Mae Ai district)にある三部族ヤッパ村(Ban Ya Pha Village)を訪れた。この村は、7年前の1999年に観光用に作られたものであり、アカ族とラフ族とカヤン族(カヨ族も同じエリアいる)の住む三つのエリアからなる。村内に入ると、道の左右に土産物屋が並んでいて、客引きが寄ってくる。一番手前がアカ族のエリアであり、続いてラフ族の住むエリアがある。そして、ラフ族エリアを越えるとゲートがあり、ここで250バーツを支払う。そして細かい山道をしばらく進むとカヤン族、カヨ族の住むエリアがある。このアカ族、ラフ族はかなり前(ラフ族の一人に聞いたところ30年前)にタイに移住してきた人たちが、ここにさらに移住したものらしいのだが、カヤン、カヨ族は、前二者とは違い、新しくミャンマーから「出稼ぎ」として連れて来られた人たちが主である。しかし、中には前述したメーホーソン近郊の三つの村から非合法に連れてこられた者もいると言う^{注4}。この観光村のこのエリアには9家族(うち一家族はカヨ族)40人(内28人が女性)が住み、大半は労働許可書(working permit)を持っているようであるが、若者の中には持っていない者もいる。労働許可書だけではこの村から出ることができないが、彼らの中の5人だけでは他の場所で自由に働くことができるグリーンカードを持っているという。ここでも入場料収入から首輪をつけた女性にだけ一月1500バーツが給料として支給されている。彼らは給料及び土産物を買った収益で暮らしている。筆者は村のこのエリアで三人の首長族の女性にインタビューを試みた。この村の住民は英語を全く話せないため、タイ人のガイドに通訳を頼んだ。

その中の一人、マロ(仮名30歳)は、5年前にミャンマーから一人でここに一度やって来た。その後ここでの生活が寂しくなって、一年で帰国。その後4年間ミャンマーの故郷で暮らし結婚して2人の子どもが生まれる。しかし、ミャンマーの生活は苦しく、7ヶ月前また思い立って夫と共に2人の子連れチェンライの北方にある国境の町メーサイまで5日もかけてたどり着き、そこからバスでこの村に戻ってきた。戻って来てから一人子どもを産み、現在家族4人でこの地に暮らしている。ここに住むカヤン族は難民ではないためマロのようにミャンマーとタイを何度も行き来するものも多い。しかし電気も水道もないミャンマーの田舎の生活は苦しく、結局彼らは、ここでの生活を選ぶ以外にな

いのである。一定の給料が支払われる観光村での生活は、ミャンマーでの生活よりはかなり楽なのであるが、医療費の負担等は厳しく、彼女がタイ国内で出産した時には、5,000バーツかかったという。

難民としてタイ国内にやってきたカヤン族のほとんどは家族単位で暮らしているが、「出稼ぎ」でミャンマーからやってくるカヤン族は家族が一団となってやってくるものばかりではない。マロのように家族単位でやって来る方がむしろまれである。若い「出稼ぎ」女性の多くは、姉妹で、あるいは一人で、国境を越えてきた者も多い。マヤ（仮名15歳）は、4年前に姉と二人でタイにやって来たが、姉は今はこの村にはいない。姉は結婚してここから少し離れたところにある別の観光村に住んでいる。マナ（仮名14歳）は4年前にこの村に一人送られてきた。彼女は労働許可書さえ持っていないので、病気になるると治療費を全額払わなくてはならず、病院には行けないという。「家族の元に帰りたいか」という質問には、二人とも涙をにじませ、答えてくれなかった。マヤとマナ、二人ともタイに来てから全く教育を受けていない。「学校に行けるのなら行きたい」と目を輝かせてマナが言った。彼女たちは、「出稼ぎ」なのでその気になれば、いつでも帰れることになっている。しかし、帰る資金もないし、帰ってもより貧しい暮らしが待っているだけである。観光村に閉じこめられたまま、教育も受けられず、さらに家族から引き離された彼女たちは、難民組よりも悲惨に見えた。

筆者はさらにチェンマイ市の郊外にある3年前にできたという新しい観光村（トンルアン村Baan Tong Luang Eco-agricultural village）を訪れた。ここでは、村のスタッフから話を聞くことができた。村には、カヤン族、黄ラフ族、パロン族の3つの部族、70人が住んでおり、そのうちカヤン族は14人が住んでいる。スタッフの話によれば、この村は次第になくなりつつある山岳民族の文化を保護するために作られたもので、観光で儲けようと思って作ったのではない。観光客からは入場料500バーツを取っているが、あまり客も来ないため、むしろ赤字のボランティア的事業であるらしい。この村での生活の決め事のみならず、運営の一部も各部族のリーダーを集めて相談しながら民主的に決めており、彼らは何も強制されていないと言う。もし彼らがミャンマーに帰りたいと言えば、いつでも帰れるし、労働許可もそれぞれの希望に合わせて一ヶ月ごとに更新している。ここでは、村民は農地を与えられ、収穫された農産物も彼らのものになるという。実際、昼間は観光客のために家にいる女性以外は、子どもは学校に行き、男性は農地で働いていた。4、5年前に主に欧米のメディアによって「人間動物園human zoo」と批判された観光村が、批判を一応受け止め、新しい形に進化した姿がそこにはあった。

Ⅲ 結論

「首長族」観光は、今やメーホーソン地域の観光には欠かすことができないものとなっている。近年のチェンマイ周辺における「観光村」建設ブームを見ると、メーホーソン地域のみならず、チェンマイ地域においても観光の目玉になりつつある。そしてまた、「人間動物園」から「エコ・農村観光」への衣替えも、世界的な「持続的観光」ブームの文脈に乗った形を取っている。観光提供者が打ち出す観光の文脈は、単なる「見せ物」から「文化の保存・保護」へと変容し、観光客の観光経験も「見る」だけのものではなく「体験」も含めたものへ、さらにまた「にわか文化人類学」的な「観察」へと変化している。バンコクやチェンマイ等の都市が近代的なものなればなるほど、非日常性を求める観光客の「好奇心」は、地域の文化をより多く残していると思われる農村部へ、さらに山岳部へと、「舞台裏」を覗き見する観光の特質[MacCannell, 1973]は進化する。

しかし、ここで確認しなくてはならないのは、観光客が求めているのは「一時的」な「楽しみ」であ

り、「よく知られたもの」を「ちょっと覗く」という経験という点である〔橋本和也,1999〕。「人間動物園」から「エコ・農村観光」へとバージョンアップし演出の仕方を変えたとしても、観光客が持っている「にわか観察者」的特徴は変わらないし、観光業者や観光行政等観光提供者も観光経験の特徴を熟知して、そのように観光客を誘導している。このような観光の構造のなかでは、観光客を迎入れる住民と観光客の互酬的で具体的(特殊的)な相互作用はあらかじめ絶たれている。筆者が一日、土産物屋の売り子をして確認したことであるが、観光客はお土産を売る首長族の女性に話しかけるかも知れないが、問いかける質問の内容はどれもみな同じであり、女性も「マニュアル通り」、一般的な同じ答えを繰り返しているだけであった。「首長族」の女性たちは屈託がなく、求めに応じ観光客に囲まれて写真に収まるが、これも入場料の対価としての一般的な「サービス」に過ぎない。そもそも、観光客が観光村に滞在する一時間程度の時間のなかでの相互作用とはこの程度のものであろう。

現代の観光にあっては、観光の対象の脱領域化が著しい。従来の自然や都市「景観」観光に加えて、癒し、ノスタルジー、芸術、工場の舞台裏、農作業、廃墟、監獄、戦争、観光それ自体(別府では自らの観光の歴史が観光のテーマとなっている)等々、ありとあらゆるものが観光の対象となっている。脱領域化した観光文化によって作られたものと、そうでない「オリジナル」なものとの境界もあいまいになり、ディズニーランドのように「オリジナル」を持たないシュミラクルが観光文化の主流になりつつある〔須藤,2003,2006〕。こうした中、観光文化の「本ものの性authenticity」を議論すること自体が無意味なものとなりつつある。カヤン族の人たちが大切にしている「首輪」に対する美意識さえ、かなりの部分、観光化によって養われた部分も否定できない(観光化されていないミャンマーの「オリジナル」であるカヤン族の若い女性が、今では首輪をつけていないということからも分かる)。観光化が「自意識」を呼び覚ますことも否定できず、それが「オリジナル」に照らしてかどうか議論すること自体も生産的ではない。

このような現代の観光文化の状況下において、「観光化」を免れる「聖域」を作り、特定の文化、習慣、人格的關係を観光商品とすることを禁ずるといったような「後ろ向き」の解決法は、筆者にはあまり効果的なものとは思えない。大切なことは、現代の観光文化が持っている、観光をする、あるいは観光を作る側(観光客、観光業者、観光行政)とそれを受ける側(観光地住民)との間にある、まなごしのパワーの非対称性について、目をそらさずに見つめ考え抜くことである。その上で、限定的に、現代観光における観光する側と受ける側の互酬性と対等なコミュニケーションのあり方を、具体的な場で試行錯誤しながら創り上げてゆくことであろう。このような反省的、再帰的な視点に立つてこそ、エコ・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、文化ツーリズム等「持続的な観光」の存在意義があると、筆者は考える。

(本学文学部教授)

<注>

注1、現在でも出稼ぎとしてミャンマーからやって来る者もいるので実数は分からないのではないかと。

注2、難民キャンプの高校では国際NGOから派遣された教員が英語で授業を行っているため、彼らのなかには英語を流ちょうに話す者も多く、筆者にとって聞き取り作業は割と楽であった。

注3、男性は目立つ特徴がないので実際にはバイク等でかなり遠出しているようであるが、女性はほとんどが真ちゅうの首輪を巻き付けているので遠出はできない。

注4、<http://www.chiangmai-mail.com/095/news.shtml#hd4>参照

<参考文献>

- 相蘇一弘(1996)「御師・伊勢講・おかげ参り」『歴史の道・再発見第三巻一家持から野麦峠まで』フォーラム・A、pp80—107
- 神崎宣武(2004)、『江戸の旅文化』岩波新書
- 橋本和也(1999)『観光人類学の戦略—文化の売り方・売られ方』世界思想社
- 須藤 廣(2003)「越境する<観光>—グローバル化とポスト・モダン化における観光」遠藤英樹、堀野正人編著、『「観光のまなざし」の転回—越境する観光学』春風社、pp220-237
- (2006)「観光現象とポストモダニズム」安村克己、遠藤英樹、寺岡伸吾編『観光文化社会論講義』くんぶる、pp173-182
- Boorstin,D.J.(1962) *THE IMAGE; or, What happen to the American dream*, Atheneum, (= (1964) ダニエルJ・ブーアスティン、星野郁美、後藤和彦訳『幻影の時代—マスコミが製造する事実』東京創元社)
- Higham,James, (2000) 'Thailand: prospects for a tourism-led economic recovery' in *Tourism in South and South east Asia*, C.Michael Hall and Stephen Page (eds) ,Butterworth-Heinemann,Oxford,2000,pp129-143
- Loschburg,Winfried.(1997) *UND GOETHE NIE IN GRIECHELAND; Kleine Kulturgeschichte des Reises*, Gustav Kiepenheuer Verlag GmbH, Leipzig (=1997, ヴィンフレート・レシュブルク、林竜代、林健生訳『旅行の進化論』、青弓社)
- MacCannell,Deen. (1973) 'Staged Authenticity: Arrangement of Social Space in Tourist Settings' , *The American Journal of Sociology* Vol.79,No3,University of Chicago :589-603
- Urry,Jhon., (1990) *The Tourist Gaze: Leisure and Travel in Contemporary Societies*, London, Sage Publishers, (=一九九五,ジョン・アーリ『観光のまなざし—現代社会におけるレジャーと旅行』加太宏邦訳、法政大学出版局、年)

人口構造の変化と介護需要の推移 —北九州市の場合

石塚 優

はじめに

- I 北九州市の人口構造推計
- II 北九州市の介護需要の推移
- III 北九州市の労働力の推移

おわりに

<要旨>

北九州市の人口は2025年には80万人程度まで減少し、少子化が進むことで、高齢化率は約30%に達すると推計される。他の人口が減少する間も増加を続けるのは75歳以上人口であり、18%以上を占めるに至る。また、女性の高齢化や75歳以上人口の増加が著しい。このため、介護を必要とする人が増加することになるが、介護度の軽度の人が多くを占め、今後の介護予防の重要性が確認できる。一方生産年齢人口は減少し、消費行動も人口構造の変化により大きく変わることが予測される。生産年齢人口は一人でより多くの扶養が必要となり、次世代を産む女性の人口も減少するために、次世代を担う若年人口も減少を続ける。高齢の被扶養人口のみの肥大化が目立つ人口構造であるため、若年労働力にどのような支援が可能かが課題であることと、どのような人口減少・高齢化社会を目指すかが課題となる。このような意味で積極的家族政策が必要な時期に来ている。

<キーワード>

人口転換 (demographic transition)、少子高齢化 (fertility decline and population aging)、後期高齢者 (old old)、介護需要 (the needs for long-term care)、積極的家族政策 (affirmative family policy)、若年労働者支援 (support plan for young worker)

はじめに

1 人口構造の変化

北九州市の人口構造の変化は表1に示す通り、1980年を境に減少を続け、2003年には100万人を下回った。逆に65歳以上人口は増加を続け、2003年に20%を超えた。これは人口転換の過渡期を示す。

人口構造の変化で第一に注目されるのは、その速さである。1965年の高度経済成長期中期には年少人口が4分の1を占め、高齢人口は5%に満たない。高齢人口比は1970年に全国水準で7%を超えた時点でも北九州市は6%程度であるが、年少人口は全国水準を下回っている。このためか、1980年以降の人口減少に伴い、高齢化が進展する。1990年の年少人口は全国水準で18.2%に対して17.8%、2005年の時点では13.3%であり13.8%の全国水準を下回る傾向が続いている。

北九州市の高齢人口比率が全国水準を上回るのは1990年である。全国水準が12.0%に対し、北九州市は12.7%である。これ以降、北九州市は政令市の中で最も高齢化率が高く、特に1995年から2000年にかけての加速化は顕著であり、2005年の時点では全国水準が20.0%に対して22.2%である。このように少子化が高齢化率を押し上げて来た傾向が認められるが、同時に、75歳以上の構成比も高くなり、長寿化も認められる。

一方、高齢化率を押し上げる要因は少子化のみに止まらず、社会動態の変化も強く反映していると

考えられる。

表1 北九州市の人口構造の推移

北九州市の年齢区分別人口構成の推移									
年	総人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上		75歳以上再掲	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
1965	1,042,388	268,652	25.8	723,752	69.4	49,984	4.8	13,149	1.3
1970	1,042,321	248,849	23.9	731,769	70.2	61,703	5.9	17,008	1.6
1975	1,058,058	253,730	24.0	727,539	68.8	75,935	7.2	23,250	2.2
1980	1,065,078	246,184	23.1	725,073	68.1	92,691	8.7	30,489	2.9
1985	1,056,402	223,518	21.2	723,711	68.5	108,757	10.3	39,967	3.8
1990	1,026,455	182,798	17.8	709,516	69.1	130,423	12.7	51,047	5.0
1995	1,019,598	156,649	15.4	701,664	68.8	160,584	15.7	61,593	6.0
2000	1,011,471	140,202	13.9	675,675	66.8	194,250	19.2	78,472	7.8
2005	993,525	131,893	13.3	639,776	64.4	220,985	22.2	99,872	10.1

国勢調査による。構成比の単位は%

2 人口動態の推移

北九州市の人口動態の特徴は1965年以降、一貫して社会動態がマイナスを示していることである。1960年からの高度経済成長期と称される時期の中頃には既に社会減であった。その背景には「黒いダイヤ」といわれた石炭産業が衰退し、重厚長大型の産業の本社機能や研究所機能が中央へ移転するような構造改革が始まっていたことによる。表2に示す通り1965年から2005年まで転出が転入を上回って推移している。それでも1980年に減少に転ずるまで人口が増え続けたのは自然増による。

1万人を超える社会減もそれを上回る自然増が相殺して増加していた人口は、自然増が逡減を続け、社会減を相殺しきれなくなったのが1980年である。一方、出生数は減少を続け、一時期2万人を超えた出生数が1万人を下回ったのは1990年である。また、高齢化率の上昇とともに死亡数が徐々に多くなることも影響し、1995年の自然増はついに981人と1000人を下回るとともに、出生数と死亡数の差がほとんどなくなっている。このことは、社会減が1992年以降、2～3000人程度の、それまでより低い水準で推移していることから、人口減少の大きな要因は出生数の減少と死亡数の増加であることを示唆している。

今後もこの傾向が継続すると仮定した場合、北九州市の高齢化率や介護需要がどの程度の水準に達し、どのような問題が派生するかを検討する。影響は生活領域全般に関わることであるが、以下では、人口構造の変化をコーホート変化率法により推計した2025年の時点での結果を用いて、介護需要、労働力率を中心に検討を進める。

I 北九州市の人口構造推計

1 全体の人口構造の推移

表3～5はコーホート変化率法による北九州市の人口構造の全体の変化を年齢5歳区分で示し、男性、女性を年齢3区分で示している。資料は2000年と2005年の国勢調査に基づいて推計した。また、

表2 北九州市の人口動態（単位：人）

年次	総人口(国)	自然動態			社会動態		
		出生数	死亡数	差引	転入数	転出数	差引
1963 (昭和38)	1,032,648	17,838	6,177	11,661
64 (39)	1,036,034	18,397	6,262	12,135	57,150	54,137	3, 013
1965 (昭和40)	1,042,388	19,813	6,256	13,587	55,006	57,386	△ 2, 380
66 (41)	1,040,419	15,022	5,988	9,034	51,810	56,836	△ 5, 026
67 (42)	1,042,313	20,507	6,196	14,311	51,067	57,293	△ 6, 226
68 (43)	1,040,673	20,090	6,253	13,837	53,301	63,974	△ 10, 673
69 (44)	1,039,864	20,084	6,112	13,972	53,964	62,385	△ 8, 421
1970 (昭和45)	1,042,321	19,497	6,320	13,177	53,367	64,362	△ 10, 995
71 (46)	1,045,715	19,787	6,178	13,609	55,326	61,983	△ 6, 657
72 (47)	1,048,906	19,995	6,253	13,742	53,036	60,311	△ 7, 275
73 (48)	1,051,076	19,845	6,194	13,651	53,091	60,960	△ 7, 869
74 (49)	1,052,133	19,043	6,271	12,772	49,875	57,728	△ 7, 853
1975 (昭和50)	1,058,058	17,808	6,290	11,518	49,277	52,127	△ 2, 850
76 (51)	1,063,981	17,308	6,460	10,848	48,085	49,165	△ 1, 080
77 (52)	1,067,915	16,066	6,139	9,927	45,504	50,138	△ 4, 634
78 (53)	1,067,612	15,731	6,316	9,415	43,028	50,853	△ 7, 825
79 (54)	1,068,415	15,332	6,282	9,050	43,377	48,821	△ 5, 444
1980 (昭和55)	1,065,078	14,154	6,575	7,579	42,014	48,517	△ 6, 503
81 (56)	1,065,032	13,774	6,388	7,386	42,072	48,002	△ 5, 930
82 (57)	1,064,970	13,527	6,377	7,150	40,467	47,417	△ 6, 950
83 (58)	1,063,600	13,278	6,589	6,689	38,856	47,114	△ 8, 258
84 (59)	1,061,092	12,902	6,687	6,215	37,985	45,712	△ 7, 727
1985 (昭和60)	1,056,402	12,314	6,898	6,416	36,894	44,668	△ 7, 774
86 (61)	1,053,010	11,901	6,718	5,183	35,858	44,631	△ 8, 773
87 (62)	1,045,560	10,686	6,843	6,843	35,497	46,505	△ 11, 008
88 (63)	1,039,482	10,454	7,237	3,217	34,151	42,279	△ 8, 128
89 (平成元)	1,034,328	10,023	7,077	2,946	33,600	41,686	△ 8, 086
1990 (平成2)	1,026,455	9,606	7,690	1,916	34,295	41,073	△ 6, 778
91 (3)	1,021,816	9,811	7,463	2,348	34,174	40,385	△ 6, 211
92 (4)	1,020,877	9,540	7,772	1,768	34,946	38,102	△ 3, 156
93 (5)	1,019,996	9,250	7,809	1,441	34,613	36,779	△ 2, 166
94 (6)	1,019,372	9,668	7,686	1,982	33,467	36,645	△ 3, 178
1980 (平成7)	1,019,598	9,246	8,265	981	33,762	35,916	△ 2, 154
96 (8)	1,017,733	9,392	8,022	1,370	33,091	36,376	△ 3, 285
97 (9)	1,016,264	9,512	8,164	1,348	32,976	36,120	△ 3, 144
98 (10)	1,014,608	9,501	8,448	1,053	32,574	35,868	△ 3, 294
99 (11)	1,011,762	9,136	8,751	385	31,639	34,343	△ 2, 704
2000 (平成12)	1,011,471	9,172	8,603	569	31,007	34,298	△ 3, 291
01 (13)	1,008,657	9,032	8,504	528	30,753	34,455	△ 3, 702
02 (14)	1,006,458	9,092	8,807	285	30,472	33,417	△ 2, 945
03 (15)	998,981	8,739	9,128	△ 389	51,247	54,175	△ 2, 928
04 (16)	995,698	8,524	8,876	△ 352	48,875	51,806	△ 2, 931
05 (17)	992,414	8,302	9,254	△ 954	48,798	51,130	△ 2, 332

- 注) 1. 「北九州市統計年鑑」、「とうけい北九州」から作成
 2. 「国勢調査」結果、及び「推計人口」。いずれも10月1日現在
 3. 自然動態は、厚生労働省「人口動態調査」（日本人だけ）の数値ただし、2002（平成14）の数値は「とうけい北九州」の「推計人口異動状況」の集計結果
 4. 社会動態は、総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」（日本人だけ）
 5. 03～05年の数値は総務市民局情報政策室の9月30日推計人口（日本人だけ）
 (03年度までは平成14年度北九州市人口移動実態調査より作成)

0～4歳の推計値は2005年の女性子ども比による。不詳は算出していない。

年齢三区分により2005年と2025年の人口構造を比較し、その変化を見ると、全体では人口が約99万人から84万人へと減少する。また、年少人口は約13万2千人から10万2千人、構成比13.3%から12.1%へと低下する。同様に生産年齢人口は約64万人から47万8千人（構成比では64.4%から56.7%へ低下）に減少する。これに対して、高齢者人口は220,985人から262,404人へと増加し、その内の75歳人口も99,872人から153,814人へと増加する。高齢者の構成比は22.2%から31.2%へと上昇し、75歳以上人口の構成比も10.1%から18.3%へと上昇する。この変化を実数で図示したのが図1である。人口減少が著しい分、高齢者人口が2025年には減少傾向を示しているが、75歳以上人口は増加を続け、年少人口を上回るのは2015年である。

2 性別の人口構成の転換

人口構造の変化を性別による年齢三区分（プラス75歳以上）で示したのが表4である。

これによると、男性も女性も共に若年人口(15歳未満)と生産年齢人口(15～64歳)は減少を続ける。一方、高齢人口（65歳以上）は2020年まで増加を続けるが、2025年には減少を始めるのは全体の推計と同様である。しかし、2025年に減少を始める高齢人口の中で、男女共に増加を続けるのが75歳以上人口である。この結果、構成比では若年人口は、男性が2005年の14.5%から13.4%へ、女性が12.2%から11.3%へ低下する。同様に生産年齢人口も男性は66.3%から59.6%へ、女性は62.7%から56.2%へと低下する。高齢人口の構成比は男性が19.1%から26.9%へ上昇し、女性が25.0%から35.8%へと上昇する。この結果、高齢女性が多くを占めることになるが、中でも75歳以上の高齢者の増加が著しく、男性では7.7%から14.2%へ、女性は12.1%から22.3%へと上昇し、特に女性は現在の市全体の高齢化率と同水準まで上昇する。また、性比は全体も、高齢者も下降する。このように人口転換が進行すると予測される。

表3 人口構成の推移（全体／コーホート変化率法による）

年 齢	00年国調	05年国調	変化率 (05/00)	推計値				年 齢
				2010年	2015年	2020年	2025年	
総 数	1,011,471	993,525		966,539	932,414	890,513	841,760	総 数
0～4	45,030	42,291	199.2	39,850	37,440	34,595	30,967	0～4
5～9	45,740	44,610	0.991	41,897	39,479	37,091	34,272	5～9
10～14	49,432	44,992	0.984	43,880	41,211	38,833	36,484	10～14
15～19	60,683	50,440	1.020	45,909	44,775	42,052	39,625	15～19
20～24	66,681	57,925	0.955	48,148	43,823	42,740	40,141	20～24
25～29	71,087	60,042	0.900	52,158	43,354	39,460	38,485	25～29
30～34	62,259	69,386	0.976	58,605	50,910	42,316	38,516	30～34
35～39	58,719	61,654	0.990	68,712	58,036	50,415	41,905	35～39
40～44	59,890	57,878	0.986	60,771	67,728	57,205	49,693	40～44
45～49	71,905	58,717	0.980	56,744	59,581	66,401	56,084	45～49
50～54	85,842	70,047	0.974	57,200	55,278	58,041	64,685	50～54
55～59	72,523	83,507	0.973	68,142	55,644	53,775	56,462	55～59
60～64	66,086	70,180	0.968	80,809	65,940	53,846	52,037	60～64
65～69	63,535	62,680	0.948	66,563	76,644	62,542	51,071	65～69
70～74	52,243	58,433	0.920	57,647	61,218	70,490	57,519	70～74
75～79	36,921	45,583	0.873	50,984	50,298	53,414	61,504	75～79
80～84	22,268	29,521	0.800	36,447	40,765	40,217	42,708	80～84
85～89	13,125	15,353	0.689	20,354	25,129	28,106	27,728	85～89
90～94	4,968	7,284	0.555	8,520	11,296	13,946	15,598	90～94
95～99	1,060	1,899	0.382	2,784	3,257	4,318	5,331	95～99
100以上	130	232	0.219	416	609	713	945	100以上
85歳以上	19,283	24,768		32,074	40,291	47,083	49,602	85歳以上
不 詳	1,344	871		-	-	-	-	不 詳
(再掲)								
15歳未満	140,202	131,893		125,627	118,130	110,518	101,723	15歳未満
15～64歳	675,675	639,776		597,198	545,068	506,251	477,633	15～64歳
65歳以上	194,250	220,985		243,715	269,216	273,744	262,404	65歳以上
75歳以上	78,472	99,872		119,505	131,354	140,713	153,814	75歳以上
(再掲構成比)								
15歳未満	13.9	13.3		13.0	12.7	12.4	12.1	15歳未満
15～64歳	66.8	64.4		61.8	58.5	56.8	56.7	15～64歳
65歳以上	19.2	22.2		25.2	28.9	30.7	31.2	65歳以上
75歳以上	7.8	10.1		12.4	14.1	15.8	18.3	75歳以上

表4 性別の人口構成の推移（年齢三区分／コーホート変化率法による）

(1) 男性の人口構成の推移（年齢三区分）

男性	00年国調	05年国調	推計値				男性
			2010年	2015年	2020年	2025年	
総数	478,605	466,779	451,137	432,630	410,853	386,343	総数
15歳未満	71,981	67,474	64,179	60,199	56,319	51,834	15歳未満
15～64歳	326,800	309,542	288,715	263,811	244,762	230,419	15～64歳
65歳以上	78,977	89,250	98,243	108,620	109,772	104,091	65歳以上
75歳以上	27,434	35,952	42,805	46,587	49,858	54,907	75歳以上
性比	89.8	88.6	88.8	88.5	88.2	87.8	性比
構成比							
15歳未満	15.0	14.5	14.2	13.9	13.7	13.4	15歳未満
15～64歳	68.3	66.3	64.0	61.0	59.6	59.6	15～64歳
65歳以上	16.5	19.1	21.8	25.1	26.7	26.9	65歳以上
75歳以上	5.7	7.7	9.5	10.8	12.1	14.2	75歳以上
65歳以上性	68.5	67.7	67.6	67.8	67.2	66.1	65歳以上性
75歳以上性	53.8	56.2	55.8	55.1	55.2	55.9	75歳以上性

注) 女性子ども比(有効出生率)は102.0。5歳区分ごとの変化率による推計値算出結果。変化率は省略。

(2) 女性の人口構成の推移（年齢三区分）

女性	00年国調	05年国調	推計値				女性
			2010年	2015年	2020年	2025年	
総数	532,866	526,746	507,872	488,891	466,036	439,860	総数
15歳未満	68,221	64,419	61,450	57,935	54,203	49,893	15歳未満
15～64歳	348,875	330,234	308,497	281,290	261,563	247,333	15～64歳
65歳以上	115,273	131,735	145,384	160,294	163,409	157,547	65歳以上
75歳以上	51,038	63,920	76,646	84,551	90,404	98,270	75歳以上
構成比							
15歳未満	12.8	12.2	12.1	11.9	11.6	11.3	15歳未満
15～64歳	65.5	62.7	60.7	57.5	56.1	56.2	15～64歳
65歳以上	21.6	25.0	28.6	32.8	35.1	35.8	65歳以上
75歳以上	9.6	12.1	15.1	17.3	19.4	22.3	75歳以上

注) 女性子ども比(有効出生率)は97.2。5歳区分ごとの変化率による推計値算出結果。変化率は省略。

図1 年齢三区分と20～34歳の女性人口の推移

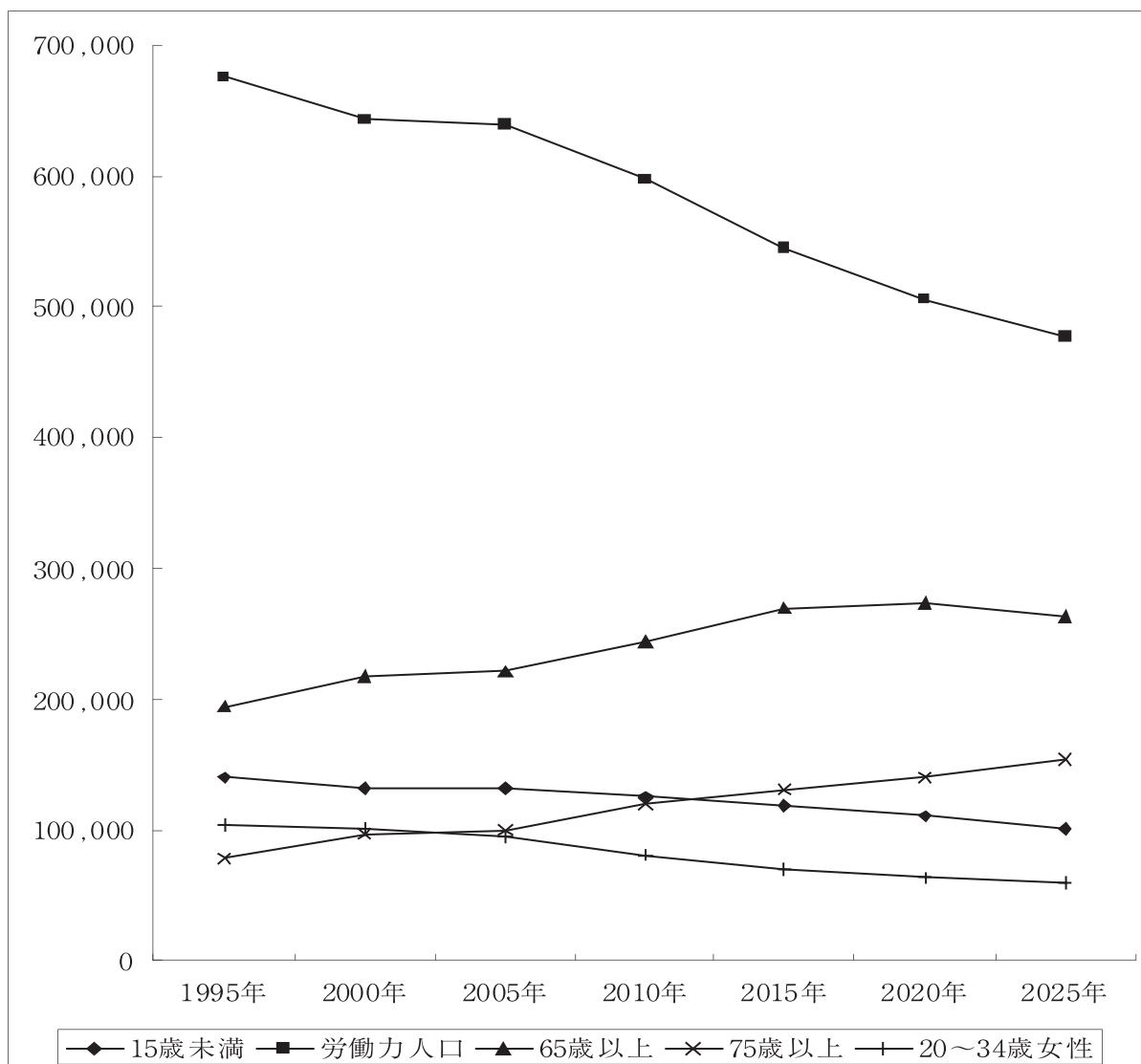


図1は、このような人口構造の変化を実数でグラフ化した結果であるが、年齢三区分に加えて、75歳以上人口と、出産年齢の女性として20～34歳の女性の人口の推移を示した。20～34歳の女性の人口の減少は出生数の減少要因になると推測できるからである。

このように高齢人口のみが、特に75歳以上人口のみが増加を続けるという人口転換により、日常の介護や世話への需要はどのように変化するのであろうか。以下では、介護保険の利用率、出現率等から今後の介護需要の推移を推測する。

表5 20～34歳の女性の人口と構成比の推移

	00年国調	05年国調	推計値			
			2010年	2015年	2020年	2025年
人数	101,742	95,055	80,699	70,346	63,391	59,864
構成比	10.1	9.6	8.3	7.5	7.1	7.1

Ⅱ 北九州市の介護需要の推移

1 介護保険利用者数と出現率

2000年に開始された介護保険制度の利用状況の推移を表6に示した。資料は3月期、4月期とばらつきはあるが、概ね利用状況が把握できる。これが示す通り、年々利用者は増加し、出現率が高くなっていることが示されている。特に75歳以上の出現率は高く、75歳未満が上昇したとはいえ1割に満たない水準であるのに対して、2000年の開始時点の2割台から上昇を続け4割に近づこうとしている。しかし、その出現率の上昇傾向も75歳未満は7%台で、75歳以上は36%台で停滞している傾向も認められる。また、2005年の法改正により予防重視へとサービスが変わった。この効果も考慮して、今後の推計には75歳未満は7%、75歳以上は37%を出現率として用いて、人口転換の進行により介護保険の利用者の実数を推計することにした。

表6 第一号被保険者数及び介護保険の介護度別人数と出現率

(1)北九州市の第一号被保険者数

		00年4月	01年4月	02年4月	03年4月	04年3月	05年3月	06年3月
65歳以上	75歳未満	114,035	116,283	118,268	120,048	118,962	119,580	121,673
	75歳以上	75,967	80,325	84,341	88,158	92,791	96,857	101,156

(2)北九州市第1号被保険者の介護度別人数

		00年4月	01年4月	02年4月	03年4月	04年3月	05年3月	06年3月
計	75歳未満	3,866	5,014	6,125	7,681	8,491	8,735	8,524
	75歳以上	16,517	20,693	24,719	29,725	33,229	35,484	37,087
要支援	75歳未満	505	586	844	1,301	1,859	2,134	2,078
	75歳以上	2,169	2,244	2,836	4,083	6,078	7,279	7,452
要介護1	75歳未満	992	1,621	2,089	2,887	3,162	3,138	3,243
	75歳以上	4,413	6,363	8,568	10,753	11,502	12,072	13,547
要介護2	75歳未満	819	1,063	1,265	1,408	1,247	1,236	1,105
	75歳以上	3,056	4,089	4,660	5,195	4,928	5,012	4,971
要介護3	75歳未満	596	678	745	808	830	828	788
	75歳以上	2,589	2,995	3,187	3,538	3,815	4,092	4,203
要介護4	75歳未満	521	564	619	677	703	710	690
	75歳以上	2,517	2,792	3,036	3,227	3,664	3,768	3,826
要介護5	75歳未満	433	502	563	600	690	689	620
	75歳以上	1,773	2,210	2,504	2,929	3,242	3,261	3,088

(3)北九州市第1号被保険者の介護度別構成比

		H12年4	H13年4	H14年3	H15年4	H16年3	H17年3	H18年3
計	75歳未満	3.4	4.3	5.2	6.4	7.1	7.3	7.0
	75歳以上	21.7	25.8	29.3	33.7	35.8	36.6	36.7
要支援	75歳未満	13.1	11.7	13.8	16.9	21.9	24.4	24.4
	75歳以上	13.1	10.8	11.5	13.7	18.3	20.5	20.1
要介護1	75歳未満	25.7	32.3	34.1	37.6	37.2	35.9	38.0
	75歳以上	26.7	30.7	34.7	36.2	34.6	34.0	36.5
要介護2	75歳未満	21.2	21.2	20.7	18.3	14.7	14.1	13.0
	75歳以上	18.5	19.8	18.9	17.5	14.8	14.1	13.4
要介護3	75歳未満	15.4	13.5	12.2	10.5	9.8	9.5	9.2
	75歳以上	15.7	14.5	12.9	11.9	11.5	11.5	11.3
要介護4	75歳未満	13.5	11.2	10.1	8.8	8.3	8.1	8.1
	75歳以上	15.2	13.5	12.3	10.9	11.0	10.6	10.3
要介護5	75歳未満	11.2	10.0	9.2	7.8	8.1	7.9	7.3
	75歳以上	10.7	10.7	10.1	9.9	9.8	9.2	8.3

北九州市保健福祉局介護保険課による資料から作成

2 介護保険利用者数の推移

上記の出現率を用いて計算した結果は表7に示した。これによると65～74歳の要介護者数は2015年には9千人台を超えるが、その後2025年には7千人台と減少し、06年3月現在の8,524人を1,000人以上下回ることになる。しかし、一方で75歳以上の要介護者数は増加を続け、06年3月現在の37,087人を大きく上回る5万5千人台と2万人近く増加すると推計される。この75歳以上の要介護者の特徴は表6(2)で確認できる通り、65～74歳に比べて中度、重度の介護度の人数が多いことであり、表6(3)に示した要介護者に占める介護度別の構成比でも最近では75歳以上の重度の人が占める比率が高くなる傾向が認められる。つまり、75歳以上人口が増加を続けるということは要介護者数の増加、及び重度の介護度の人の増加も意味していることになる。表7は介護度別の推計人数を表6(3)を当てはめて算出した結果も示した。

今後、予防重視のサービスが十分な効果を示したとしても、2005年度までの出現率の上昇が推計値の通り止まるとは限らない。これが上昇を続けると更なる要介護者の増加につながることになる。また、75歳以上は女性が多いことが表4(1)の性比からも明らかであるが、これも介護需要を高める要因として指摘されている。男性は配偶者に介護をしてもう可能性が高いが、女性の場合は娘、息子の嫁に頼りがちであり、多くの調査結果でも、男性に比べて女性の場合は介護が必要になった場合に介護をしてくれる人がいないという回答や施設入所を考えている回答が多く、同じ年齢層でも男性よりも

介護保険に頼りがちである。なお、介護度は2005年の法改正により、区分は要支援1、2と要介護1～5に変わっている。

表7 第1号被保険者の2010～2025年の要介護者数の推移（推計） (人)

		2010年	2015年	2020年	2025年
65～74歳（出現率7%）		8,695	9,650	9,312	7,601
75歳以上（出現率37%）		44,217	48,601	52,064	56,911
要支援	75歳未満	2,120	2,353	2,270	1,853
	75歳以上	8,885	9,766	10,461	11,435
要介護1	75歳未満	3,308	3,672	3,543	2,892
	75歳以上	16,151	17,753	19,018	20,788
要介護2	75歳未満	1,127	1,251	1,207	985
	75歳以上	5,927	6,514	6,978	7,628
要介護3	75歳未満	804	892	861	703
	75歳以上	5,011	5,508	5,900	6,450
要介護4	75歳未満	704	781	754	615
	75歳以上	4,562	5,014	5,371	5,871
要介護5	75歳未満	632	702	677	553
	75歳以上	3,682	4,047	4,335	4,739

3 利用者一人当たりの費用

上述の通り、75歳以上人口が増加を続け、その結果として介護を必要とする人も増加すると推測されるが、一人当たりの介護保険給付額はどうなるのかを推計したのが以下である。

表8は2006年1月の介護給付額を示し、表9は同じく第1号被保険者のサービス受給者数を示す。これから一人当たりの介護給付額を算出した結果も表9(1)に示した。ただし、これは第2号被保険者も含む一人当たりの介護給付額である。また、サービス区分による受給者数と受給額の構成比も表9(2)に示した。これによると、06年1月の時点では居宅でサービスを利用する人が約8割であり、施設サービス利用者が約2割であるが、一人当たりの給付額でみると居宅サービス給付額1に対して施設サービス給付額は3という関係にある。介護保険開始当初の構成比がこのような関係を示しており、その後この差は縮小する傾向が強かったのであるが、06年1月期の資料ではこのような結果になっている。これは、施設の費用は2005年の介護保険法の改正で居住費と食費が入所者の支払に改正された以降の費用である。施設入所者を減少させることが大きな財源の課題となっている。

これから、単純に一人当たりの受給額を居宅サービスと施設サービスに分けて、2010～2025年の一人当たりの介護給付額を算出し、その総額を示したのが表10である。

表8 保険給付額

06年1月利用分(単位百万円)

居宅サービス		施設サービス	
訪問介護	635	特別養護老人ホーム	706
訪問入浴介護	16	老人保健施設	695
訪問看護	72	介護療養型医療施設	594
訪問リハビリテーション	3	/	
通所介護	557		
通所リハビリテーション	237		
福祉用具貸与	123		
短期入所生活介護	69		
短期入所療養介護	22		
居宅療養管理指導	18		
痴呆対応型共同生活介護	254		
特定施設入所者生活介護	172		
居宅介護支援	230		
住宅改修費	26		
特定入所者介護サービス費	158		
福祉用具購入費	11		
その他	52		
居宅サービス計	2,655		
合計		4,650	

*現物給付(2月審査分)、償還給付(2月支出決定分)

北九州市保健福祉局介護保険課による資料から作成

表9 第一号被保険者のサービス受給者数及び受給額の関係

06年1月利用分

(1) 第一号被保険者のサービス受給者数

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数	一人当たりの受給額
居宅サービス	6,612	12,355	4,121	2,563	1,559	831	28,041	91,231
区分	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設			
施設サービス	3,014		2,712		1,560		7,286	269,704

注) 第二号被保険者のサービス受給者数は居宅サービスが1,061人、施設サービスが111人

(2) サービス区分から見る受給者数と受給額の関係 (%)

	受給者構成比	一人当たり受給額の
居宅サービス	79.7	25.3
施設サービス	20.3	74.7

表10 受給者数と受給額の推移 (月)

	2010年	2015年	2020年	2025年
居宅サービス受給者数 (人)	42,188	46,446	48,937	51,438
施設サービス受給者数 (人)	10,723	11,805	12,439	13,074
居宅サービス受給額 (百万円)	3,849	4,237	4,465	4,693
施設サービス受給額 (百万円)	2,892	3,184	3,355	3,526

表10の通り、2010年以降も居宅サービス受給者も施設サービス受給者も増加し続け、受給額も増加することを示している。ただし、施設サービスに関しては施設数に制約があるため、施設数が増加することが前提となる。

ここまでは、人口構造の変化に伴う介護保険に限定して介護需要の予測を行った。しかし高齢化と少子化の進展や人口減少に伴い、その他の側面はどのような変化を示すのであろうか。以下で労働力市場について簡単な予測を行う。

Ⅲ 北九州市の労働力の推移

1 労働力の推移

人口構造の転換は労働力にも顕著に影響する。北九州市の労働力率は2000年の国調によると表11の通りである (2005年の国調未発表のため2000年の資料による)。

表11には北九州市の性別の年齢5区分歳区分別、及び全体の労働力率を示した。これによると、男性の25～59歳は90%以上の労働力率を示している。一方、女性の場合は20～29歳の約7割が最も高く、30歳代で50%台の労働力率に低下し、40歳代で60%台に回復するM型を示している。この労働力率を2005年と2025年に当てはめて性別で示したのが、図2～5である。

表11 2000年の全体及び年齢5歳三区分の性別労働力率

年齢	2000年		年齢	2000年		年齢	2000年	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性
総数	68.8	43.6						
15～19歳	17.2	15.5	40～44	94.3	64.2	65～69	37.6	16.0
20～24	66.6	68.4	45～49	93.4	66.0	70～74	21.2	8.9
25～29	90.6	68.6	50～54	92.7	62.7	75～79	13.9	5.7
30～34	93.0	57.3	55～59	90.1	52.6	80～84	9.4	3.5
35～39	93.7	58.8	60～64	60.7	31.1	85歳以上	6.4	1.6

2000年国勢調査より作成

図2 2005年の男性の労働力と非労働力

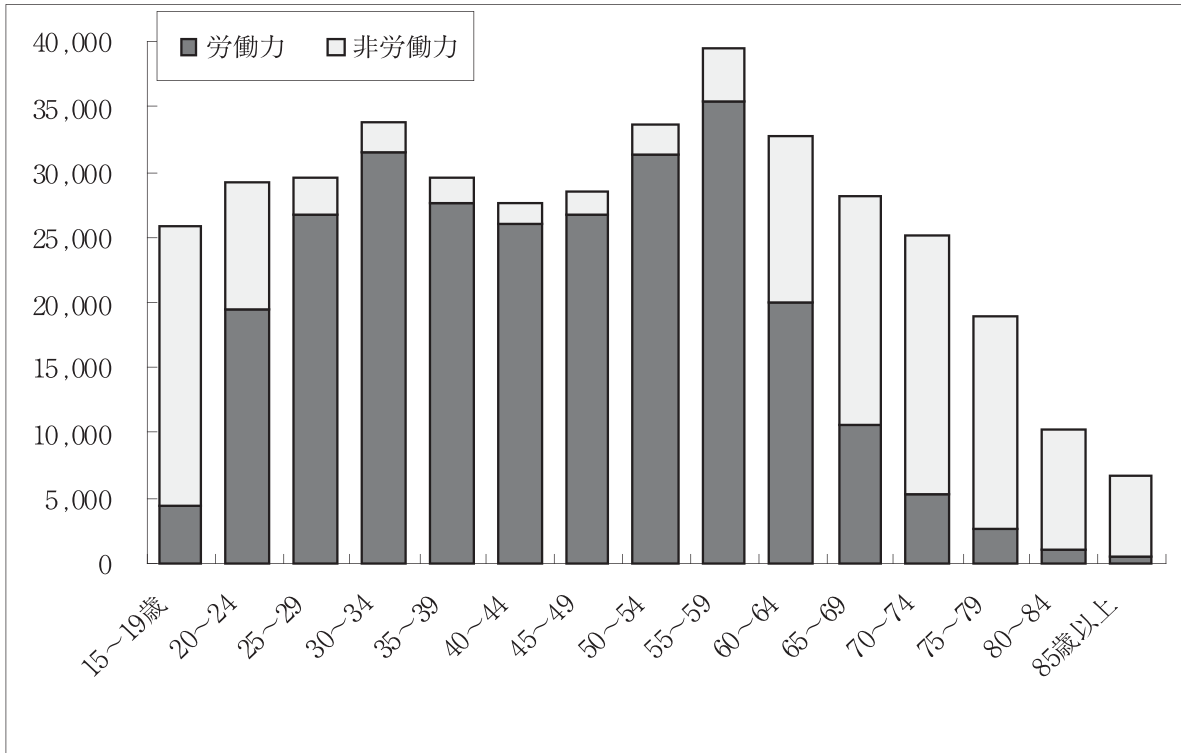


図3 2025年の男性の労働力と非労働力

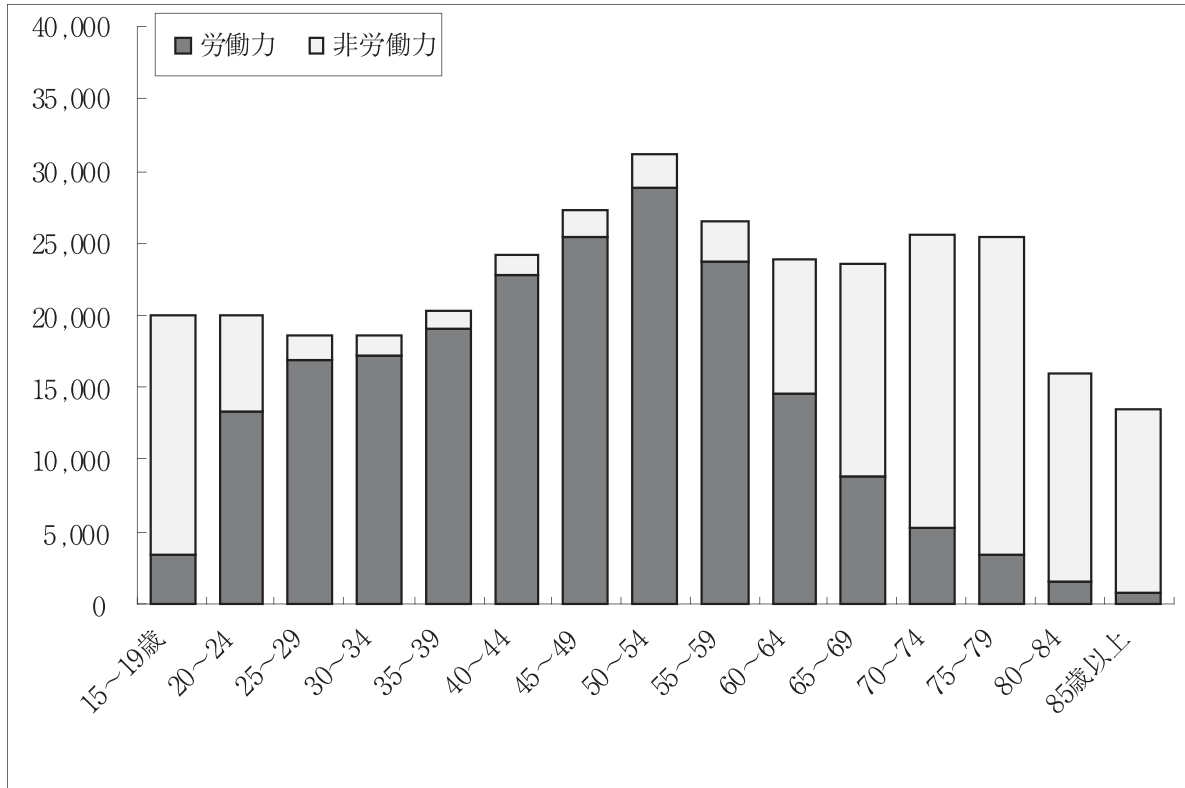


図4 2005年の女性の労働力と非労働力

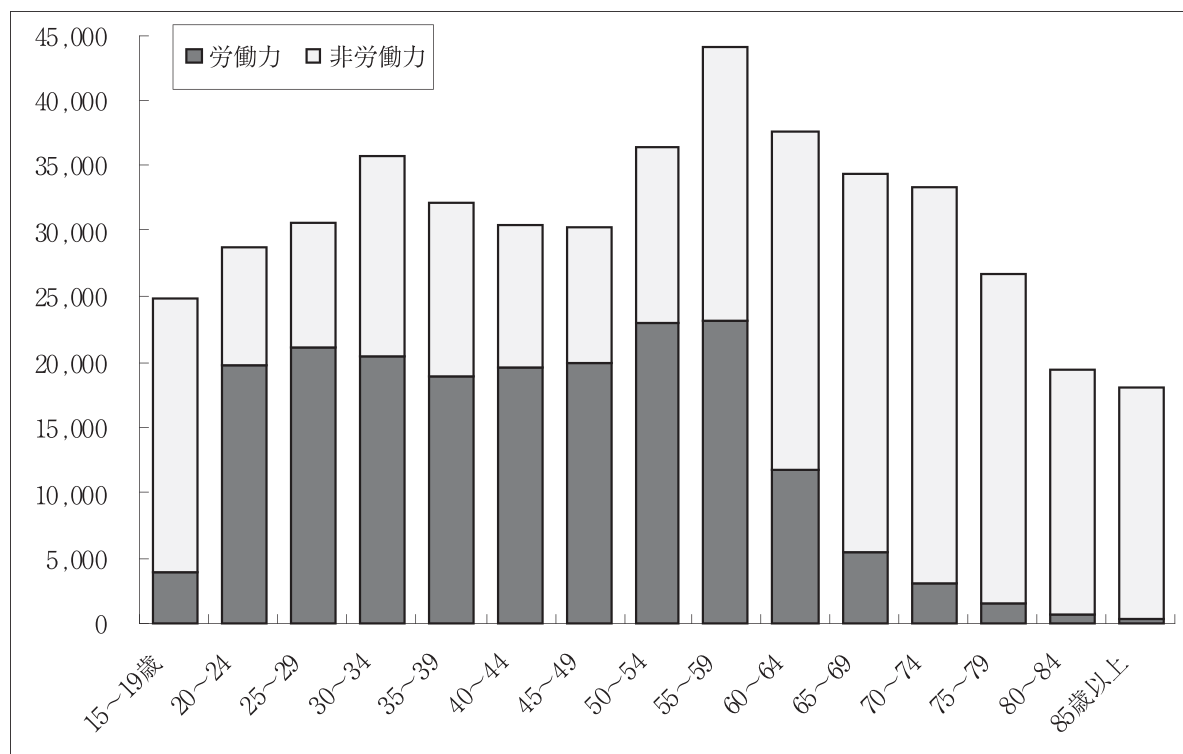


図5 2025年の女性の労働力と非労働力

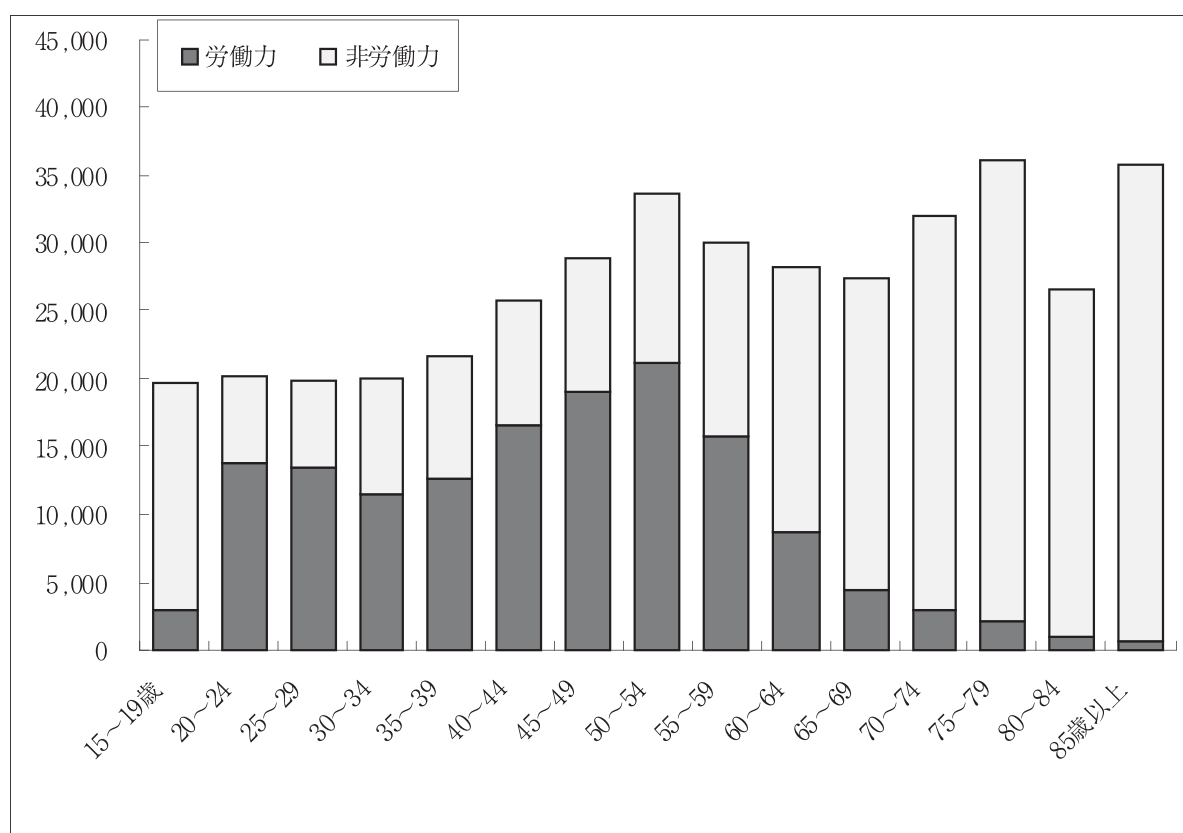


図2～5は2000年の労働力率を固定して、男性と女性の労働力を実数で表している。図では縦軸に人数、横軸に年齢区分を示している。色の濃い部分が労働力であり、薄い部分が非労働力を示している。

図2は2005年の男性の労働力を示しているが、55～59歳が第一次ベビーブーム世代、30～34歳が第二次ベビーブーム世代を含む年齢区分であり、人口が多く労働人口も多い。この世代の人口の多さは図4の通り、女性にも共通している。ただし女性の場合は労働力率が5割程度のため、非労働力の人口も多くなっている。また、女性の労働力は、特徴とするM型が極端ではない。

図3及び5は男女の2025年の労働力を示している。男性の場合も女性の場合も第一次ベビーブーム世代が75歳以上に達しているが、男性の場合、年齢区分で最も多い人口は50～54歳が変わっている。一方、女性の場合は75～79歳が最も多い人口であるし、高齢の非労働力人口が顕著に多くなることが示されている。これはあくまでも2000年の労働力率を固定して当てはめた場合であり、このように推移するとは限らない。政府見通しでは、女性の労働力率は全体的に5ポイントほど上昇し、更にM型が解消する希望の見通しが示されているし、60～70歳の労働力率も同様の見通しが示されている。しかし、必ずしも政府の見通し通りには推移しないであろうし、表12に示す女性の就業状況の主に仕事の中に「パート・アルバイト」「派遣・契約」という形態が多く占めている状況が継続されれば、見かけの労働力率は上昇しても、補助的労働力としての位置づけは変わらず、ライフコースの見通しが立つ位置づけにはなっていないことになる。いずれにしても、人口微減の状態を持続するためには女性のライフコースの見通しの立つ状態を実現することが重要であり、増加する非労働力の中でも、余力があるのは第一に女性、第二に高齢者の労働力である。高齢者の経験と女性の意欲を如何に活用するかが課題である。このまま推移することは、急速な人口転換・急減時代に突入することを意味する。

表12 北九州市の就業率(15歳以上)

属性	総数	労働力人口						
		総数	就業者					完全失業者
			総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者	
総数	869,925	481,698	452,085	384,167	54,322	7,240	6,356	29,613
男	405,777	279,200	260,358	250,222	2,514	4,012	3,610	18,842
女	464,148	202,498	191,727	133,945	51,808	3,228	2,746	10,771
構成比								
総数	100.0	55.4	52.0	44.2	6.2	0.8	0.7	3.4
男	100.0	68.8	64.2	61.7	0.6	1.0	0.9	4.6
女	100.0	43.6	41.3	28.9	11.2	0.7	0.6	2.3

2000年国勢調査より作成

おわりに

これまで検討した北九州市の例は、全国に共通した今後の推移でもある。周知の通り、持続的出生率の低下が少子化を生じさせ、更には高齢化を促進する。出生率は低下しなくても人口置換水準を下

回ってれば、人口は減少する。出生率の水準が人口の増減に影響する水準は、例えば合計特殊出生率が1.1であれば、日本は100年後には2,000万人程度の人口に減少するという推計がある。合計特殊出生率が1.3でも3,000万人程度まで減少するのである。北九州市の場合は社会動態、自然動態の関係で人口の増減が左右されるが、合計特殊出生率は1.3を下回っている。この結果から推測すると100年後には10～20万人程度の人口規模の都市になるのである。同時に高齢化が進む。上述した通り、2025年でも30%を超える高齢化率であり、特に女性の高齢者が増加するとともに75歳以上の高齢者が増加を続ける。このような少子化・人口減少社会では現在の人口微減の状態は過渡期であり、出産できる女性が少ない、次世代が少ない社会では、将来急速な人口減少がやってくる可能性がある。これを如何にして避けるかが課題である。しかし、次のような歴史的事実を恐れなければ、避ける必然性はないともいえる。西欧に見られる歴史的効果は、まず経済的効果が指摘される。分業の利益も専門分化も人口増加があつて望める。技術革新や空間的、職業的移動に対しても若い人口はたやすく適応できる。また、同一の費用で収入が増大する(TV、新聞、雑誌等)効果が見込める。人口高齢化の社会的効果としては、冒険を恐れない企業精神や創造的精神を喪失させる。精神構造を保守的で消極的、受動的にする。このような効果は歴史が教えている。

人口転換の過渡期である人口微減の時期に可能な課題を解決するなり予防することが必要になるが、その課題は簡単ではない。少子・高齢化の影響は既に色々な分野で表れている。上記に推測した介護需要や労働力の変化はごく一部分にすぎず、教育に対する影響や交通や住宅に対する影響は既に顕著である。また、地域の経済社会に及ぼす影響も大きくなりつつある。このような状況への対応として現状の経済社会を少子高齢社会へ対応する構造へと転換を早期に試みる必要がある。最早、分かりすぎていることであるが、土建国家や利益誘導型国家は多産多死から多産少死時代の経済社会システムといえ、豊富な若年労働力が存在した社会のシステムである。これを今日の人口微減社会を維持するための社会システムへ転換する必要がある。とはいえ、合計特殊出生率を1.7程度に引き上げることは容易ではない。子育て支援策としての「エンゼルプラン」「新エンゼルプラン」「少子化対策プラスワン」や2003年の「次世代育成支援対策推進法」では具体的人口目標があるわけでもなく、保育所は女性が働くことへの支援策へと変わったことで、家事専業や子育てをしながらの学生等の利用が難しくなるなど柔軟性の低い政策に終始してきた。結果、子育てが女性の流行となることに頼るのみでは、人口急減時代はすぐに到来するであろうし、介護保険の本人支払いが1割で継続されるとすれば、介護費用の増大は避けられず、8割程度を占める高齢者への社会保障給付費の見直しや若年層への多大なる支援が必要になる。また、自明のことであるが、並行的に生む自由と生まない自由の保障を目指した積極的家族政策の実施が必要である。子どもを希望する女性が安心して子どもを生み育てられる出産、育児を阻害する一切の障害を取り除く政策である。職業活動の継続、子どもの扶養、教育の負担が子どもを生む自由と権利をおかさないう環境を整備することである。さらに、今後、高齢者層は若年労働力層の支援を所得移転も含め積極的に考える必要があるといえる。

(都市政策研究所 教授)

参考文献

平成18年版「高齢社会白書」ぎょうせい、2006

平成18年版「国民生活白書」内閣府、2006

平成18年版「厚生労働白書」ぎょうせい、2006

河野稠果、岡田 實編「低出生力をめぐる諸問題」原書房、2004

韓国における国土・地域政策の新潮流

－均衡発展とイノベーション志向－

尹 明憲

はじめに

I 国土・地域政策の転換

II 第4次国土総合計画

1. 第4次国土総合計画の概要

2. 主要戦略

III 第1次国家均衡発展5カ年計画

1. 第1次国家均衡発展5カ年計画の概要

2. 革新主導型発展基盤の構築

むすび

<要旨>

1997～98年に韓国は「IMF危機」と呼ばれる深刻な経済危機を経験したが、それを前後して国土及び地域政策が大きく変遷を遂げてきた。危機以前には「成長」が優先され、地域間の不均衡が問題となったが、危機後は量的拡大よりも「均衡」と「イノベーション」の促進に重点を置くようになり、政策基調が大きく変化した。本稿では「第4次国土総合計画」と「国家均衡発展5カ年計画」などに見られる、このような韓国の国土・地域政策の新潮流について論じる。

<キーワード>

地域間格差 (Inequity between regions)、国土・地域政策 (Land and regional policies)、均衡発展 (Balanced development)、地域イノベーションシステム (RIS) (Regional innovation system)、革新クラスター (Innovative cluster)

はじめに

韓国経済が輸出指向工業化戦略の下で財閥主導で著しい成長を持続してきたのは周知のところである。しかし、韓国で1997～98年に「IMF危機」と呼ばれる経済通貨危機に直面して^①、韓国経済は未曾有の衝撃を受け、発展戦略のパラダイムを大きく転換せざるを得なかった。このことは国土政策及び地域政策においても当てはまる。1970年代から3次にわたって施行された国土総合開発計画では「成長至上」の指向性が埋め込まれて、その結果として地域間不均衡が構造的問題となった^②。ただし、第3次国土総合計画では地域産業の育成を目指す施策も取り入れられるようになり、それ以前の国土計画とは政策基調で変化が見られた。しかしながら、経済開発計画の下部計画としての位置づけと推進体制での中央集権的性格は依然として残っており、IMF経済危機を契機として従来の国土政策が制度疲労に陥ったことが明らかになったのである。

かくして、IMF経済危機後に2000年を起点として新たに策定された第4次国土総合計画では従来とは異なる政策基調が盛り込まれるようになった。IMF経済危機当時の金大中政権には、外国資本

の積極的誘致とともに成長源泉の転換（要素投入からイノベーション重視へ）を重視する方向に開発戦略のパラダイムの転換が図られたが、国土計画にもその点は反映されるようになった。

とりわけ、2003年に盧武鉉政権が成立してからは、5ヵ年計画の経済計画は「成長」よりも「均衡発展」に重点を置くものになり、国土計画の上部計画としてではなく、国土計画を具体化もしくは補完する性格を帯びるようになり、計画策定過程でも民間専門家や地方自治体関係者の参与を促すようになるなど、従来の経済計画とは性格が異なってきた。

以上の問題意識を踏まえて、本稿ではⅡでこのような国土・地域政策の転換に関してその背景について論じる。Ⅲでは2000年から2020年を計画期間とする第4次国土総合計画の概要と主要戦略について述べ、Ⅳでは2004年から2008年を計画期間とする第1次国家均衡発展5ヵ年計画についてまず概要を紹介して、次にそこでの主要戦略として位置づけられている革新主導型発展基盤の構築に焦点を当てて検討する。最後に、Ⅴでは今後の課題について簡単に述べて締めくくるとする。

I 国土・地域政策の転換

国土政策は、一方で社会間接資本の形成を通じて国民経済の競争力の基盤を形成すると同時に、経済成長の果実が地域間に均しく分配されるように誘導することも求められる。韓国の国土政策は、首都圏と慶尚南北道などの地理的に限られた範囲への社会間接資本投資を集中させ、これら地域へ企業立地を誘導して経済成長を加速化するのに貢献してきた。その反面、首都圏での過密と農漁村での過疎と両者間の所得格差というコインの裏表を成す「集積の不利益」をもたらした。そこで国土政策におけるジレンマが生じる。

1990年代に入って施行された「第3次国土総合開発計画」ではこのようなジレンマを解決するために、地方大都市の育成とハイテク産業を含めた地方産業の育成に重点が置かれるようになった。しかし、計画自体が「経済開発5ヵ年計画」を補完する下部計画としての評価しか与えられず、期間中にIMF危機に達したために、成果が現れないままに終わった。

IMF危機後の国土計画では政策基調での根本的なパラダイムの転換が図られた。まず名称については3次にわたる従来の国土計画では「国土総合開発計画」と付されていたが、「開発」という用語は削除され、「第4次国土総合計画」と変更された。この名称変更でも窺うことができるように、成長一辺倒で作成されてきた国土計画が地方の自立的発展とそれによる国土全体の均衡発展に主眼を置くようになった。特に、2003年に政権が金大中前大統領から盧武鉉現大統領に移ってからは、従来の5年単位の施行されてきた「経済開発5ヵ年計画」が「国家均衡発展5ヵ年計画」として2004年を初年度として開始され、また「第4次国土総合計画」も2006年を初年度として修正計画が施行されるようになった。そして、国土の均衡発展を実現する方途として、地域主導による地域イノベーション・システム（Regional Innovation System：RIS）の構築が政策課題として掲げられるようになった^③。

地域間格差を問題にする場合に、格差を表す指標として所得格差そのものも重要ではあるが、それよりも重要であるのは、地域経済発展の原動力となる成長源泉としての研究開発資源をどの程度備えているかということである。そこで、2002年の時点での韓国16広域市道について地域間格差を探るために、1人当たりGDPとともに研究開発関連の指標についてのジニ係数を算出してみると、表1の通りである。

ここでは数値が大きければ大きいほど、地域間の格差が大きいものと評価される。1人当たりGDPについては最も少ない大邱市が7,235千ウォン、最も多い蔚山市が25,534千ウォンであるが、算出さ

表1. 韓国広域市・道別に見た研究開発関連
指標の地域間格差 (2002年)

研究開発関連	指標項目	ジニ係数
1人当りGDP		0.159
人口万人当り研究費		0.501
人口万人当り研究員数		0.361
人口万人当り特許出願		0.491
人口万人当りSCI論文発表		0.505

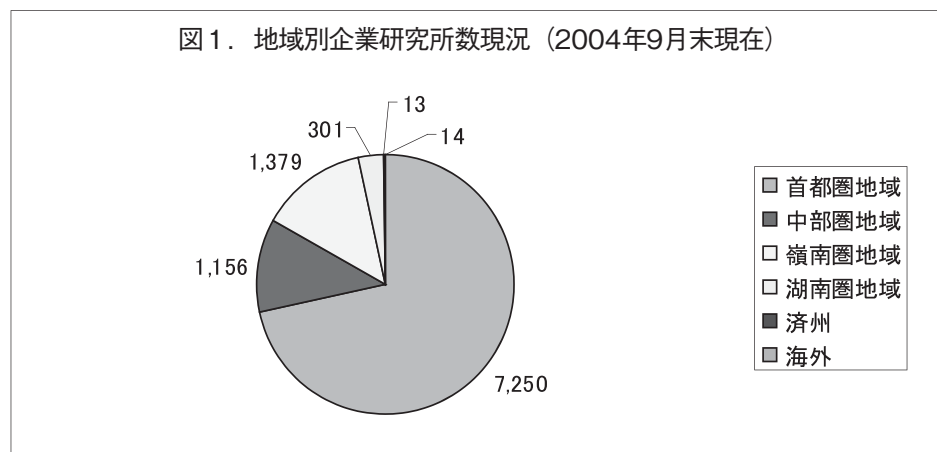
資料：韓国産業技術振興協会（2004）、318頁より算出。

れたジニ係数は0.159と比較的に大きくなかった⁴⁾。それに対して、研究開発に投入される資源としての研究費と研究員については、人口1万人当りの研究費では最小値が釜山の572百万ウォン、最大値が大田の14,129百万ウォンで、後者は前者の25倍弱にもなり、ジニ係数は0.501を示した。同様に、人口1万人当りの研究員数についても、研究費ほどの値ではないが、GDPのそれよりもはるかに高い0.361を示した。

研究開発の成果としての特許出願件数とSCI論文発表件数については、特許出願では全国平均(人口1万人当り4.5件)を上回るのは、ソウル(8.0件)と京畿道(8.0件)、大田市(7.4件)、忠清北道(6.3件)などに集中している。SCI論文発表では大田市(人口1万人当り14.5件)が圧倒的に多く、次いでソウル(4.8件)、光州市(4.0件)が続く。

また、2004年9月末現在で企業研究所の地域別立地状況を見ると、図1の通りである⁵⁾。この時点で企業研究所は全体で10,113ヶ所を数えるが、その内で7,250ヶ所は首都圏地域(ソウル特別市、仁川広域市、京畿道)に圧倒的に集中しており、次いで1,379ヶ所の嶺南圏地域(釜山・蔚山・大邱広域市、慶尚南道、慶尚北道)、1,156ヶ所の中部圏地域(大田広域市、忠清南道、忠清北道、江原道)、301ヶ所の湖南圏地域(光州広域市、全羅南道、全羅北道)、13ヶ所の済州道が続く。

このように見ると、地域間格差はGDPよりも将来の成長源泉となる技術(知識)及び知識創出基盤の面で一層明確に表れると言える。ただし、大田市の場合には国家的な科学技術研究団地が造成され



ている事情もあるので、大田市が特に研究費及び研究員数の実績で突出する形で地域格差が現れるのは、当然の帰結であると見なすことができ、その是正自体が政策課題になるわけではない。特に、知識創出及び研究開発で必須となる相互学習が従事者及び従事機関の間の密接な接触から生み出されるとすれば、研究機関が相互に遠隔地に分散しているのではなく、地理的に比較的狭い範囲で特定地域に集中していくことが望ましい。それがいわゆるクラスターとして形成される。

しかし、国土政策及び地域政策で国土の均衡発展を中長期的戦略目標と見なし、知識・技術源泉を地域主導で構築するように誘導していき、それによって地域間の格差の解消と国土全体の均衡発展を期するとすれば、「第4次国土総合計画」あるいは「国土均衡発展5カ年計画」の進行に伴って各地域において分野別にイノベーション基盤が形成されて地域経済の活性化に寄与し、計画期間最終年度には結果として表1に示したジニ係数の数値がよりも低い数値になっていることが期待される。次に、「第4次国土総合計画」と「国土均衡発展5カ年計画」を、特に地域革新体系構築に向けての模索としての側面から検討することとする。

II 第4次国土総合計画

1. 第4次国土総合計画の概要

韓国では、2001年を最終年度とする第3次国土総合開発計画に代って、2000年から2020年までを計画期間とする「第4次国土総合計画」（以下では第4次計画）の計画が施行されている⁶⁾。計画作成に当たって念頭に置かれた与件変化に伴う時代的課題として、①グローバル化に伴った国際競争の激化と東アジア経済の成長に対する対応が求められること。②地方自治制度の進展に伴って地域開発戦略の転換を迫られ、民間及び外国資本の地域への導入の重要性が増大し、地域構成主体による自律的な開発事業の展開が求められるようになったこと。③知識基盤産業の発展が展望される中で、情報通信インフラの整備など知識情報化に対応する国土与件の造成が必要となったこと。④人口増加の停滞や経済成長率の3～5%の安定水準への転換が展望されるので、高齢人口の地域での定住を促す国土整備が必要となるなどの点が認識された。

そして、以上の課題を実現させるための戦略として次の5つの項目が掲げられている。まず項目を挙げると、①開放型統合国土軸形成、②地域別競争力高度化、③健康で快適な国土環境造成、④高速交通情報網構築、⑤南北韓交流協力基盤造成などである。これらの一つ一つが重要な論点であるが、特に本書のテーマに関わる項目は、①開放型統合国土軸形成と②地域別競争力高度化であるので、これらについて論及することとする。

2. 主要戦略

(1) 開放型統合国土軸形成⁷⁾

従前の3次にわたる韓国の国土計画では国土を圏域単位で捉える場合がほとんどであったので、「軸」概念が導入された点が第4次計画の特徴の一つである。韓国でこれまで既成事実として形成されてきた国土軸はソウルと釜山を結ぶものだけしかなかった。第4次計画では、東北アジアにおける韓国の地理的特徴を生かして戦略的関門機能を発揮できる国土骨格の形成に眼目がおかれて国土軸が設定されている。そのため、国土軸として大きくは開放的国土の実現を視野に入れた「沿岸国土軸」と、国土均衡発展を実現するための「東西内陸軸」の2類型が設定されている。そして、表1に示すように、「沿岸国土軸」と「東西内陸軸」はそれぞれ次の3つに細分され、それぞれの特性に応じた発展

戦略が採択されている。

このように第4次計画で設定された国土軸は、東北アジアで関門としての機能を果たしうる韓国の地理的条件を踏まえて国際交流を前提とする開放型統国土軸として形成することを目指している。そのために環黄海軸と環南海軸に位置する主要産業都市を連結して新産業育成のための「新産業地帯網」を構築し、国際交通インフラを拡充し、「自由港地域」や「外国人投資地域」を設置することが計画に盛り込まれた⁸⁾。

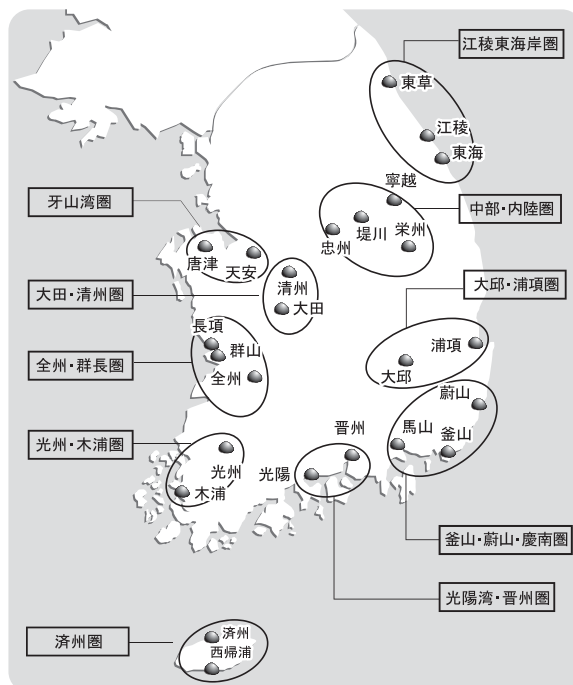
以上のような国土軸とは別に各地域ごとに10大広域圏が設定されており、この地方自治体の枠を超えて広域での地域発展拠点の形成と国際直交易基盤の育成が目指されている。これらの広域圏の間を国土軸が繋ぐことによって国土全体が構成されることになる⁹⁾。

表1. 第4次国土総合計画での国土軸

分類	名称	対象地域及び発展戦略
沿岸国土軸	環東海軸	釜山・蔚山 - 浦項 - 江陵・束草 -(北朝鮮 / 羅津・先鋒)-(極東ロシア)
		戦略基調：環東海圏国際観光及び基幹産業の高度化 ・雪岳山 - 金剛山の国際観光など東海 (日本海) 岸地域の観光ルート活性化 ・浦項 (製鉄)、蔚山 (自動車・重工業)、東海 (資源加工) などで基幹産業の高度化促進
	環南海軸	(日本) - 釜山 - 晋州・光州 - 木浦 -(中国・東南アジア)
		戦略基調：国際物流・観光・産業特化地帯に育成 ・釜山港・光陽港育成、南海岸観光ベルト造成、馬山・昌原、晋州・泗川 光陽・順天・木浦など産業特化地帯を育成
	環黄海軸	木浦・光州 - 群山・全州 - 仁川 - (北朝鮮 / 新義州) - (ユーラシア大陸)
		戦略基調：中国の成長に対応した新産業地帯網造成 ・仁川 - 牙山湾 - 群山・長項 - 木浦地域とつながる新産業地帯網の育成 及び相互補完発展
東西内陸軸	南部内陸軸	群山・全州 - 大邱 - 浦項
		戦略基調：嶺南及び湖南地方の均衡開発のための連携強化 ・群山・全州と撫州 - 金泉 - 大邱 - 浦項を結ぶ高速道路網構築及び地域間 共同の文化観光事業の推進、環東海圏と環黄海圏の連携交流活性化
	中部内陸軸	仁川 - 原州 - 江陵・束草
		戦略基調：首都圏機能分散受容及び山岳沿岸連携観光活性化 ・首都圏南部地域への機能分散及び首都圏と江原道を結ぶ山岳・沿岸 観光地域に特性化
ソウル・釜山軸	ソウル - 大田 - 大邱 - 釜山	
		戦略基調：産業構造改編及び整備基盤構築 ・地域競争力を高めるために、人口・産業の分散を図り、産業の 高付加価値化及び競争力のある産業に改編誘導

資料：大韓民国政府 (2000)、19～21頁より作成。

図2. 第4次国土総合計画における10大広域圏



(2)地域別競争力の高度化⁽¹⁰⁾

第4次計画では地域の競争戦略の構築が前面に出されており、地域特性を活かした個性ある発展を実現させるために、首都圏、地方都市、農漁村それぞれに次のような発展戦略を掲げている。

首都圏： 首都機能の地方分散と体系的整備

地方都市： 地方大都市の「産業別首都化」(特定産業についての首都機能の分担)と地方
中小都市の機能の専門化

農漁村など落後地域： 農水産業の高付加価値化と保有する自然・文化資源の「新資源」
としての活用

ここで特に注目すべきは地域産業の発展戦略であるが、上記の「自由港地域」や「外国人投資地域」などを含めて、地域産業構造の高度化に資する戦略的産業立地を政策に盛り込んでいる。そのために、第1に、企業の立地需要に対応するために政府主導の産業団地供給方式を地方自治団体の自律的供給に委ねるようにするとともに、基盤施設、情報、技術など各種インセンティブの総合的支援体系を構築する。第2に、地域主力産業の知識化と新しい知識基盤産業育成に注力して、テクノパーク・メディアバレー・ベンチャー団地など多様な種類の知識産業団地を開発してベンチャー企業を効率的に育成し、特定産業に特化した各地域の間で相互協力を促して情報人材技術などでのネットワークを構築する。第3に、地域での技術開発及び創業にたいする支援基盤を強化し、地域大学を中心とする技術革新支援センターの設置などを通じて、地域での産学研連携や研究員のスピノフを支援しようとしている。

なお、金大中大統領の在任中に施行された第4次計画は、「参与政府」と称される盧武鉉大統領に政権が移ってから「第4次国土総合計画修正計画(2006~2020)」(以下では修正計画)として引き継がれた。基本的な方向性では大きな変化はないが、第4次計画開始以降の国内外の与件変化に対応するた

めに修正が加えられるようになった⁽¹¹⁾。その与件変化とは、①参与政府の新しい国家経営パラダイム、すなわち「国家均衡発展」を国土計画に反映させる必要が生じたこと、そして②中国の経済成長や自由貿易協定締結など地域主義の拡大などに現れるグローバル化の一層の進展に対応する国土次元の戦略を反映させることが必要となったのである。したがって、「開放型国土構造」と国家中枢機能の地方分散、地域革新体系(リージョナルイノベーションシステム：RIS)の構築による地域発展を戦略として一層鮮明に打ち出したことが主要な修正内容である。なお、RISについては、自治体、大学、企業、NGO、言論、研究所など地域発展主体間のネットワーキングと共同学習を通じて革新を創出するものとして修正計画で捉えられている。そして、地域産業の競争力を引揚げるために、従来の企業集積型産業政策から脱皮して、企業・研究所・大学・企業支援施設のクラスター化を推進して行き、「革新クラスター」を構築することを政策課題とした。

しかし、修正内容については5カ年計画として施行されている「第1次国家均衡発展5カ年計画」(以下では国家均衡計画と略称)と重なる所が多いと考えられるので、次に国家均衡計画を取り上げることとする。

Ⅲ 第1次国家均衡発展5カ年計画⁽¹²⁾

1. 第1次国家均衡発展5カ年計画の概要

前述のように、韓国では長年成長至上・要素投入中心の発展戦略が採られて、その結果が表1にも見られる地域間不均衡として現れてきた。金大中政権時に従来の発展戦略からの脱却が目指されて長期計画として第4次計画が実施されたのである。盧武鉉大統領の「参与政府」ではこのような地域間不均衡発展の問題を克服するために、要素投入中心の発展から技術、人材及び文化が成長の動力になる革新主導型地域発展への政策転換を推進しようとしている。2020年を目標年度とする長期展望が修正計画の中で提示され、それを実現するものとして国家均衡計画が施行されることになったのである。従来の経済開発5カ年計画と国家均衡計画との相違については表6-2に示す通りである。

国家均衡計画で掲げられている推進戦略は、①革新主導型発展基盤構築、②落後地域自立基盤造成、③首都圏の質的発展モデルの構築、④ネットワーク型国土構造形成の4項目が掲げられており、内容として第4次計画を補完するものとなっている。また、2004~2008年が計画期間とされる国家均衡計画は中長期的政策の第1段階として位置づけられ、第2次('09~'13)、第3次('14~'18)の計画推進を通じて韓国の源泉技術の保有、グローバル次元での競争力強化、世界水準の革新クラスターの

表2. 国家均衡発展5カ年計画と従来経済計画との相違

	経済開発5カ年計画	国家均衡発展5カ年計画
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困の悪循環 ・ 農業中心経済構造 ・ 低成長陥穽 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域間格差の深化 ・ 要素投入型経済構造の限界 ・ 低技術 - 低革新陥穽
計画の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政計画 ・ 自治体排除 - 中央政府主導 ・ 投入主導型成長モデル ・ 社会間接資本など物理的インフラ拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定計画 ・ 中央と地方のパートナーシップ ・ 革新主導型地域特性化発展モデル ・ 地域革新体系構築などソフトウェア的インフラ強化

資料：国家均衡発展委員会・産業資源部（2004）

構築を目指している。そして、自治体を排除して中央集権的な政策決定方式を採用しているのを改めて、広域市及び道などの地方自治体も革新主導型の地域経済を構築することを期して、「地域革新発展計画」が作成されるようになった点が注目される。

表2で国家均衡計画の特性として示すように、従来政策決定過程から排除されてきた地方自治体に対して、計画樹立と財政運営における自立性と責任性を強化するようになった。「革新主導型発展基盤構築」を主要推進戦略とする国家均衡計画では個々の地方においても地方主導で地域革新計画を樹立し、そのために組織された「地域革新協議会」の審議を経て競争原理に従って支援事業が決定されるようになり、その過程で中央政府は全体的なビジョンを提示するなど国家次元の調整を行う形で加わり、中央と地方のパートナーシップの増進が図られた。そして、社会間接資本・科学技術・産業など分野別国家計画と地域開発計画との連携の強化を図ることによって、地域開発事業の総合性・効率性の向上を目指している。

財政運用面では地域の投資優先順位に基づいて地域事業を体系的に支えるように、自治体補助金、剰余金事業を「国家均衡発展特別会計」に編入して運用されるようになった。そして、財政面で地方の自立性・責任性を強化するために、地方債を発行する際に個々の事業に対してではなく、総額限度の範囲内で地方が自らの裁量を発行し、財政運用評価を事前にではなく事後的に評価するように改めた。

5年間の国家均衡計画及び地域革新計画の予算規模及び財源は表3の通りである。国家均衡計画については、66兆5732億ウォンに上る所要事業費総計のうち、国費が66.9%に相当する44兆5732億ウォンで、国費のおよそ3分の2が「国家均衡発展特別会計」(均特会計)で調達される。地方費と民間資金はそれぞれ総額の21.7%、11.4%を占める。事業別に所要額が最も大きいのは、順に「地域戦略産業育成」、「地域生活環境インフラ拡充」、「落後地域開発」であり、それぞれ31.9%、15.9%、15.7%を占める。

地方自治体を主体として作成された総額60兆3694億ウォンの地域革新計画については、地方及び

表3. 国家均衡発展計画の予算規模及び財源
(2004~2008年の総計)

	所要事業費総計 総計 (億 ヲン)		地域革新計画 総計 (億 ヲン)	
		比重 (%)		比重 (%)
総投資所要	665,732	100	603,694	100
国費	445,349	66.9	289,901	48.0
・均特会計 ⁽¹⁾	278,751	41.8	235,586	39.0
・一般会計 ⁽²⁾	166,598	25.1	33,942	5.6
・その他			20,373	3.3
地方費	144,273	21.7	120,375	19.9
民資	76,110	11.4	193,419	32.0

資料：国家均衡発展委員会・産業資源部 (2004)、42・44頁。

注：(1)均特会計とは国家均衡発展特別会計を指す。

(2)一般会計とその他を含む。

民間資金の比重が国家均衡計画のそれよりも大きくなり、国費の比率が48.0%(均特会計39.0%)に対して、地方費19.9%、民間資金32.0%となっており、特に民間資金の誘致に重点が置かれていることが特徴的である。地域革新計画では、推進される事業の特性にしたがって国庫補助、融資、民資誘致、地方自治体の自己負担、外資誘致など財源調達元を多様化した。そして、自治体が自己責任下で金融市場で財源調達をすることができるように自治体と金融機関間の仲介機関として地域開発金融公社(仮称)の設立も計画されている。これは、プロジェクトファイナンス周旋、プロジェクトコンサルティング、民間投資拡大のための基礎投資、地方債(地方公企業債権)引き受けなどの機能を果たすものとして構想されている。

2. 革新主導型発展基盤の構築

次に、国家均衡計画で推進戦略の一つとして掲げられた革新主導型発展基盤の構築について踏み込んで検討する。韓国経済の成長戦略は技術模倣、物量拡大に重点が置かれ、中央集権的な方式で成長政策を施行してきた。しかし、国及び地域の競争力源泉として技術革新及びイノベーション(技術以外での新結合)創出能力が注目されるようになると、地域の役割は重要となる。

イノベーションが生じるためには、相互に密接なネットワークを持った企業・大学・研究所が集積した一定の地理的範囲で機関内及び機関間で相互学習が進められて新しい知識を創出する活動が行われる「知的クラスター」が形成されることが必要である。このような「知的クラスター」は、中央政府が上意下達で政策的に作り出せるものではなく、クラスターを構成する諸機関の構成員自らの発意で形成していかなければならない。クラスターを形成する上での中央政府の役割は、クラスター構成員が円滑に活動できる環境を側面から整備することである。

このような認識を背景として、国家均衡計画において「知的クラスター」形成を通じて地域経済活性化が主要政策課題として浮上してきた。従来の韓国の経済計画ではもっぱらマクロレベルでの経済成長の実現に比重が置かれ、地域政策にはさほど重視されなかった。しかし、国家均衡計画ではむしろ国土計画を補完する性格を帯びている。革新主導型発展基盤の構築については、(1)地域革新体系(RIS)、(2)地域革新力量増大、(3)産・学・研ネットワーク強化、(4)地域別革新クラスター構築の4項目が重点課題として掲げられている。

(1) 地域革新体系構築

地域においてイノベーション・システムを成功裏に構築させるために、次の4つの課題が掲げられ、遂行されることとなる。

①地域革新協議会

まず当該地域の主体の意思が反映されていることが必須である。したがって、大学、企業、自治体、市民団体、地域言論などの地域主体が参与して国家均衡計画と当該地域における地域革新発展計画に対する審議、地域内の重要事項に対する協議調整を行う「地域革新協議会」が組織されるようになった。これは、従来地方での政策執行に見られる中央集権的な統治構造から抜け出て、民主的協治構造(democratic governance)を定着させて地域内合意を導出しようとするものである。

②地域の革新力量に対する基礎調査

地域革新発展計画を施行するに当たって、地域における産業分布、大学及び研究所のR&D能力を国家均衡計画と整合するように把握しデータベース化することが求められるので、16広域市道の産業

全般及び主要産業の状況と特徴、戦略産業の選定及びその特性、当該大学・研究機関の力量とその戦略産業を主とする革新支援の現況などについて調査がおこなわれた。

③地域革新事業の総合調整推進

従来多くの政府部署が類似の事業を推進して事業の重複も見られたが、それを避けるために、多くの部署が関連する多様な地域革新事業の間でパッケージ化を行い、予算検討・企画・調整・評価での連携を強化して、効率性の向上が図られる。そのために、大学、企業、研究所など革新主体間のネットワークが進められ、共同学習を活性化するために地域の需要と特性にあった事業を地域レベルで発掘して地域革新特性化事業として推進していく。

④地域革新博覧会の定期的開催

国家均衡計画及び地域革新発展計画の施行に伴って地域革新の雰囲気を全国的に拡散する必要から、テクノパークや地方大学による産・学・研連携プログラムなど革新成果の展示行事や地域革新成功事例発表会などを各地で開催して、革新文化の創出及び相互学習の場に活用する。

(2) 地域革新力量増大

今日の韓国が地域革新体系 (RIS) の構築を通じた地域経済の活性化を目指そうとするとしても、地域において研究開発投資や研究人材が脆弱であれば不可能となる。そのために、当該地域で情報と技術を体化した人的資本を輩出する地方大学を育成し、地域内での科学技術の振興を図ろうとしている。地域革新力量増大については、次の4つの課題が掲げられている。

①地方における人的資源開発及び地方大学育成

地域の初中等教育の充実と生涯学習を通じた地域単位の人的資源開発の推進を図る。地方大学については「地方大学革新力量強化事業」(5年間で計1兆3700億ウォン投資する計画)を推進して競争力のある分野に特性化を進めるとともに、産学連携活動を活発化して地域戦略産業育成のための人材育成に注力する。そして、地方人材の有効活用のために大学を中心に研究所、地方自治体、雇用安定センター、企業などが地域における就業ネットワークを構築して、地域人材の採用を促進していく。

②地域科学技術の振興

政府R&D予算の中での地方支援に当てる割合を引き上げ(2003年27%→2007年40%)、支援方法も関連事業のパッケージ方式に転換して地域の実情に適合したものに改善する。次に、E-Scienceビジョンの下でR&D情報の総合データベースを構築して、これを土台に地域の科学技術情報インフラを支援する。そして、地域所在の科学技術団地の地域R&D拠点への育成、政府出捐研究機関の地方移転や自治体による出捐研究所の設立など研究開発主体の育成も図ろうとしている。また、「地域科学技術革新ロードマップ」(2012年为目标年度)を策定して、地域戦略・特化分野関連、核心技术導出及び技術開発戦略の樹立を促している。

③地域戦略産業の革新力量強化

従来不振であった産業団地については各種規制緩和を行い、首都圏所在企業及び外国人企業の入居を促進する。そして、ベンチャーキャピタルの地方進出や創業手続の簡素化、創業インキュベーターの充実などで地域中小企業の創業も活発化し、特に技術革新型中小企業を発掘・育成することに注力する。

(3) 産・学・研ネットワーク強化

技術革新(イノベーション)が起こるためには革新主体による相互学習が絶対に必要であり、その

ためには企業（産）と大学（学）、研究機関（研）間のネットワークが強化され、従来の供給者(研究機関)中心の連携活動を需要者(企業)中心の連携活動に転換していく必要がある。その促進のために、次の課題を掲げている。

①「産学協力中心大学」の育成と地方大学の「産学協力団」運営活性化

産業団地などの近隣集積地の技術革新活動を支援するのに適した理工系大学を「産学協力中心大学」として公募・選定して、産学一体型研究開発及び教育訓練を推進する。また、地方大学の産学協力活動（産学協力契約、技術移転、知的財産権管理、創業支援など）を総合管理する「産学協力団」を設置・支援する。それによって当該産業集積地の企業間協力の活性化を図り、「革新クラスター」への転換を促進する。

②「INNO-Café」の設置などを通じた産・学・研協力活性化

大学・企業・研究所間で緊密な意思疎通と知識交流を提供する場として「INNO-Café」を設けて、相互の出会いを通じて暗黙知の共有と革新創出を促していく。「INNO-Café」は、2004年には24ヶ所設置されたが、2008年には150ヶ所まで増やす。

③産・学・研協力ネットワークの構築及び活性化

産業研究院（KIET）主管で地域革新体系構築の専門家人材プール（349名）を構成して企画能力の不十分な自治体に活用できるように支援する。また、各種企業支援機関を網羅するネットワーク・ハブを構築して全地域に拡大し、地域別に特化した企業支援サービスを提供する。さらに、産業クラスターの地域別実態調査を行って産業クラスター別統合データベースを構築し、これをE-Cluster情報網として活用する。

(4) 地域別革新クラスター構築

国家及び地域の競争戦略において「クラスター」の重要性が高まっている。韓国でも産業発展に伴って企業または研究機関の集積地が形成されてクラスターとしての性格を帯びるようになったが、クラスターとしての集積が一定程度形成されているのは、亀尾工業団地のように生産機能中心のクラスターであるか、大徳研究団地のようにR&D中心のクラスターかのいずれかである。しかし、より競争力を持つのは、新知識・技術の創出を組み込んでいる上に、生産機能を兼ね備え、需要者のニーズに直ちに対応して、経済成果に結びつける革新クラスターであり、米国のシリコンバレーに代表される。したがって、既存の集積地を「革新クラスター」に転換していく必要がある。そのための課題として次のものが掲げられている。

①大徳研究団地の革新クラスター化

既存のR&D機能に付け加えて、産・学・研協力活動の活性化を通じて研究成果の実用化を促進して、革新クラスターへの転換を図る。そのための特別法を制定する。

②産業団地の革新クラスター化推進

上記の「産学協力中心大学」などとの連携を通じて産・学・研連携を強化して、当該地域での地域革新の求心体としての役割を遂行する。そして、産業団地の各種インフラを充実するとともに、当該産業に関連する研究所・企業支援機関など公共機関の地域移転を促して産業団地内でのネットワークを強化する。そのために、まず7ヶ所の既存産業団地（昌原、亀尾、蔚山、光州、半月・始華、原州、群山）をモデル・クラスターに集中育成して、その成果を土台として全国に波及させていく。さらに、団地別に類似した海外の革新クラスターとの協約締結、専門家交流などを通じて情報提供、販路開拓な

ど支援強化していく。

③ 4+9 地域産業振興事業の革新クラスターとの連携推進

全国16自治体(特別市・広域市・道)の内で首都圏(ソウル、仁川市、京畿道)を除いた13自治体の中で、特に地域産業振興事業が比較的先行している釜山市、大邱市、光州市、慶尚南道など4地域については、2004～08年の期間に国費 1兆2036億ウォンを投じて事業を推進する。そのため、各地域別特性を反映した戦略産業を追加で選定して、地域特化センター設立、特化技術開発、人材養成、企業支援サービスなどソフトウェア面での政策支援を推進して、産業クラスターの活性化を促す。

それ以外の9地域については、2002～07年期間に年次別投資計画にしたがって 1兆1067億ウォンを投じて、地域特化事業(地域企業に対する技術移転及び設備の共同活用、企業集積の促進など)、地域特化技術開発事業(企業・大学へのR&D資金の支援)、地域戦略産業発展計画の樹立および技術開発課題発掘・企画などを推進しようとしている。

④ 革新クラスター構築促進のための外国人投資誘致推進

外国人企業専用団地を拡大し、外国人投資に対するインセンティブも強化して積極的に外国人企業を誘致しようとしている。そのために、外国人学校の設立要件緩和も含めて居住外国人に対する生活環境の改善も推進する。2012年までに1,000億ドル規模の純流入をもたらし、総投資額に対する外国人投資も先進国平均水準(14%)に上昇することが目標とされているが、それによって新技術の導入、イノベーション活動の刺激などの効果をもたらし、韓国における革新クラスターの成長に大きく貢献することが展望されている。

⑤ 革新主導型企業の集積誘導

戦略産業の集積可能性が高い地域を「知識基盤産業集積地区」に指定して、基盤施設の拡充、企業間ネットワーク強化、企業経営環境の改善誘導などパッケージで支援する。

むすび

21世紀に入って施行された第4次計画と国家均衡計画においては、いずれにしても一方で韓国の東北アジアにおける役割を念頭に置いた開放的なネットワーク型国土構造の形成とともに、他方でイノベーションを基盤とする各地域の均衡発展が重視されている。そこでは、①各地域の特性に応じた戦略産業のクラスターとしての育成、②特定産業クラスターを支えるための当該地方大学を中核とする研究機関の間のネットワークの形成、③企業と研究機関相互間の産学連携の強化、④これらの通じた「革新クラスター」としての結実という経路をたどる発展が展望されている。このような発展へのビジョンは、要素投入に偏重して結果的に「集積の不利益」をもたらした従来の国土及び地域政策から照らせば、画期的な意義を持つと言える。

本稿では韓国で行われている施策について述べてきたが、日本では本格的な人口減少時代を迎えることを前提としてそれに対応するために、経済産業省によって「新経済成長戦略」が発表されたり⁽¹³⁾、新しい国土計画のあり方が模索されている⁽¹⁴⁾。近年韓国の合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む子供の数)が急速に低下して、2005年には1.08と日本(1.25)を下回り世界最低水準に落ち込んだことが各種メディアで報道された⁽¹⁵⁾。したがって、少子高齢化による人口減少は日本だけでなく韓国にとっても共通の問題であるが、少子化のスピードは日本よりも韓国が急速であり、より深刻な問題となりうる。したがって、韓国にとって「革新クラスター」の形成による成長活力の維持はより切迫した政策課題となる。

ところで、「新経済成長戦略」においても新しい国土計画においても東アジアとの連携と研究開発・技術革新を主とする地域産業振興が重視されている。そして、北九州市（2006）に見るように、北九州市においても同じような方向で多くの施策を展開しようとしており、韓国とは直面している課題も同じようとしている政策も共通するところが見られる。周知のように、北九州市は2004年に「東アジア経済交流推進機構」を設立して、その4つの分科会の1つとして設置された「ものづくり部会」では半導体や電機、自動車など環黄海地域の主要産業について加盟各都市間で技術や人材の相互交流を促進するネットワークを構築しようとしている。この「東アジア経済交流推進機構」でネットワークが充分機能するようになれば、各国・都市で施行しているイノベーション政策を相互に学習する場にもなりうると考えられる。本稿で取り上げた韓国の地域政策が成果を充分発揮するかどうか、今後も見守る必要があるが、分野によっては北九州市にとっても適用しうる韓国の政策もありうるし、逆に北九州市で施行している政策が韓国で取り入れられることもありうる。このように、「東アジア経済交流推進機構」などが技術・人材の個別項目での交流だけでなく、双方向での政策・制度の相互学習のネットワークとなることが期待される。
(都市政策研究所 助教授)

【注記】

- (1)1990年代に多くのアジア諸国は外資導入を目的に資本市場の開放・自由化を実施したが、とりわけ韓国はOECD（＝先進国入り）を目指して、貿易・投資の自由化を積極的に推進してきた。それによって先進国からの資本流入が急増した反面では、それをコントロールする政策・制度が充分には整備されなかった。かくして、97年夏にタイに端を発してアジア通貨危機が韓国に波及し、一旦流入した外国資本が大量流出に転じて、従来の成長過程で形成された構造的な問題点が一挙に露呈して経済危機に陥った。経済危機に対処するために、韓国はIMFをはじめとする国際金融機関と先進諸国に救済融資を要請せざるを得なくなった。OECD加盟を果たした先進国入りしたはずの韓国がIMFに頼らざるを得ない状況に陥ったため、韓国では「IMF危機」と呼ばれている。
- (2)韓国の地域間の不均衡をもたらした産業化過程については、金大煥（1994）の参照を、過去3次の国土総合開発計画については、尹 明憲（2000）の参照を乞う。
- (3)地域イノベーション・システムについては、尹 明憲（2006）の参照を乞う。
- (4)ここでのデータは、韓国産業技術振興協会（2004）、318頁に依拠。
- (5)データは、韓国産業技術振興協会（2004）、75頁。
- (6)第4次国土総合計画は、修正計画が発表されて2006年から施行されているが、ここでは修正前の計画を取り上げ、修正計画については機会を改めて論じることとする。
- (7)計画内容は、大韓民国政府（2000）、19～24頁、参照。
- (8)「自由港地域」とは、国際空港・港湾及びその背後地など一定地域を指定して、関税・所得税・法人税など税制での優遇措置、情報通信網を含めた各種インフラの整備、文化医療余暇施設の拡充を通じて、物流、中継貿易、加工生産などの自由な交易活動のためのビジネス環境を提供しようとする制度である。他方、「外国人投資地域」は政策的支援を積極的に行って外国人投資を誘致しようとする制度であるが、その指定は政府ではなく、地方自治体が行う。韓国では一定規模以上の外国人投資は基盤施設などの支援条件に対して政府と企業間の投資協約を締結するが、「外国人投資地域」において中央政府が支援を行う場合には地方自治体の裁量を認めて、それによって均衡発展を図ろうとしている。

(9)日本においても多軸形国土構造の構築に主眼を置く第5次全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」(目標年度2015年)で地域の広域連携の重要性が認識されており、「広域圏」としてよりも「地域連携軸」の概念が取り入れられている。「地域の自立を促進し、活力ある地域社会を形成するため、異なる資質を有するなどの市町村等地域が、都道府県境を越えるなど広域にわたり連携することにより、軸上のつらなりからなる地域連携のまとまりとして「地域連携軸」を形成し、全国土に展開する。地域連携軸は、地域の持つ資源、魅力を広域的に共有し、相互の機能分担と連携を進めるもので、地域の選択に基づく連携を基本に形成される」(国土庁編(1998)、14頁)。「地域連携軸」の概念については、矢田俊文編(1996)、矢田俊文(1996)が詳しい。

(10)計画内容は、大韓民国政府(2000)、25～37頁、参照。

(11)大韓民国政府『第4次国土総合計画修正計画(2006～2020)』、2006年。

(12)本節は、国家均衡発展委員会・産業資源部(2004)に拠る。

(13)「新経済成長戦略」については、経済産業省(2006)の参照を乞う。

(14)山崎朗(2004)では、国土交通省の傘下にある国土審議会で2050年を目標年とする新しい国土計画の審議が行われていることが言及されている。山崎朗(2004)によると、従来の国土計画が人口増加に伴う土地利用の観点が必要視されたのに対して、新しい国土計画では人口減少下における国土利用という正反対の観点を取り込まなければならない点で、まったく異質の性格を有している。

(15)『日本経済新聞』2006年8月7日付、など。

【引用・参考文献】

<韓国語>

国家均衡発展委員会・産業資源部(2004)『第1次国家均衡発展5ヵ年計画－総括及び部門別計画』、2004年8月

韓国産業技術振興協会(2004)『2004年版 産業技術白書』、2004年12月

韓国国土研究院(1999)『第4次国土総合計画案』、1999年7月

シン・ジョンチョル(1999)「市・道別計画樹立の推進経緯」『国土』(韓国国土研究院)、1999年11月

大韓民国政府(2000)『第4次国土総合計画 2000～2020』、2000年

大韓民国政府(2006)『第4次国土総合計画修正計画(2006～2020)』、2006年

<日本語>

北九州市(2006)『北九州市国際政策推進大綱・2006－東アジアの価値創造都市を目指して－(案)』(北九州市ホームページによる)。

金大煥(1994)「不均等産業化と地域格差」(翻訳尹明憲)『北九州産業社会研究所紀要』第35号、北九州市立大学北九州産業社会研究所、1994年3月。

鞠重鎬(2005)「主要統計から見た地域間格差の日韓比較」(ERINA Discussion PaperNo.0503)、環日本海経済研究所(Economic Research Institute for Northeast Asia: ERINA)、2005年7月

経済産業省(2006)『新経済成長戦略』、2006年6月(経済産業省ホームページによる)

国土庁編(1998)『21世紀の国土グランドデザイン－地域の自立の促進と美しい国土の創造－』、大蔵省印刷局、1998年3月

矢田俊文(1996)『国土政策と地域政策』、大明堂、1996年

- 編 (1996) 『地域軸の理論と政策』、大明堂、1996年
- 山崎朗 (2004) 「人口減少下の国土計画」(堀江康熙編著『地域経済の再生と公共政策』、中央経済社、2004年、所収)
- 尹 明憲 (2000) 「韓国の地域経済政策－国土総合開発計画を中心に－」『北九州産業社会研究所紀要』(北九州大学北九州産業社会研究所) 第41号、2000年3月
- (2006) 「地域におけるイノベーション・システムと「知的クラスター」－環黄海地域における「知的クラスター」の連携に向けて－」『北九州産業社会研究所紀要』(北九州大学北九州産業社会研究所) 第47号、2006年3月

イノベーションの視点からみた地域産業政策の変遷と方途

吉村英俊

はじめに

- I イノベーションの定義
- II 外発的発展
- III 内発的発展
- IV 地域産業政策変遷の総括
- V 地域産業政策の方途

<要旨>

科学技術立国を目指すわが国において、地域における産業振興は最重要課題のひとつであり、これまでに多くの法律が制定され、また多様な事業が展開されてきた。

本研究では、まずイノベーションの定義を明確にし、次に戦後の復興期から現在に至るまでの地域産業政策の変遷を、国の法律及び事業をもとに、外発的発展と内発的発展に分けて、時系列及びイノベーションのフェーズ別に論及し、総括する。最後に今後の地域産業政策の方途について考察する。

<キーワード>

イノベーション (Innovation)、地域産業政策 (Regional Industry Promotion)、地域科学技術政策 (Regional Technology Policy)、外発的発展 (Forced Development)、内発的発展 (Spontaneous Development)

はじめに

わが国の地域産業政策は、当初、「国土の均衡ある発展」を題目とした、中央からの公共事業や企業誘致といった『外発的発展』によるところが大きかったが、経済環境の変化に伴い、この手法が立ち行かなくなり、次第に地域の多様な特性、いわゆる「地域の個性」を踏まえた『内発的発展』が望まれるようになった。例えば、1999年に施行された「新事業創出促進法」は、地域にこれまで蓄積された産業資源を活かして、地域主導による新たな事業創出を図ることを目的としている。

また、科学技術立国を目指すわが国においては、1995年に制定された科学技術基本法に端を発し、その後、科学技術基本計画が策定され、現在、第三期目に至っている。法律の施行以来、地域における科学技術の振興を推進してきており、第三期においても、基礎研究の推進、人材育成とともに、イノベーション力の強化を政策目標として掲げている。

このような状況にあって、地域は大学をはじめとする学術研究機関や企業、行政機関などが連携して、国の施策を適宜活用しながら、イノベーションが次から次へ起こる環境（基盤）を整備し、さらに産学官連携による研究開発を推進することにより、将来のアンカー産業の創出や中小企業・ベンチャーの育成に懸命に取り組んでいる。

今回、戦後の復興期から現在に至るまでの地域産業政策の変遷をイノベーションの視点から総括し、今後の地域産業政策の方途について考察することとする。

I イノベーションの定義

地域産業振興の変遷を論ずる前に、イノベーションの定義について明確にしておく必要がある。多くの論文においては、シュンペーターによる定義「イノベーションとは、生産に必要とされる生産手段の非連続な「新結合」を指し、新結合には①新しい財貨、②新しい生産方式、③新しい販路の開拓、④原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得、⑤新しい組織の実現などが含まれる。」を用いていることが多いが、ここではイノベーションの概念をより具体化するために、次のように定義するものとする（図1）。

フェーズⅠは、大学をはじめとする学術研究機関が中心になって、多くの発明及びアイデアを創出する段階である。イノベーションのためのシーズを創出するものであり、知的所有権の出願数や論文の発表数などにより評価される。

フェーズⅡは、狭義のイノベーションであり、創出された発明やアイデアが、企業のニーズなどにもとづいて事業化サイドへ移転される段階である。畑に蒔いた多くの種（シーズ）のうち、必要とされるものが丁度、発芽した状況にあたる。ここではTLOや地域共同研究センターなど、リエゾン機関の役割が重要であり、産学官による研究会の開催件数や知的所有権の実施許諾件数などにより評価される。

フェーズⅢは、事業化に向けた活動を行う段階である。主導権が大学などの学術研究機関から企業へ替わられ、産学官による応用研究や企業主体による開発研究、さらには生産・販売・資金調達に係わるビジネスプランの立案など、事業化に向けた具体的な検討が行われる。このフェーズは、本来、企業のイニシアチブのもとで行われるべきであるが、中小企業やベンチャー企業など、経営資源やノウハウが十分でない企業体に対しては、ビジネス支援機関のサポートが不可欠となる。なお、ここでは産学官による共同研究数や大学発ベンチャー数、中小創造法の認定件数などが評価指標として用いられる。

フェーズⅣは、フェーズⅠ～Ⅲ、さらには事業化までの一連の活動（プロセス）を広義のイノベーションとして定義するものである。また、これらの一連の活動が絶え間なく活発に起こり得るとき、地域クラスターが形成されたと考えることができ、さらにイノベーション活動を助長する地域の学習的文化・風土が醸成され、都市基盤などが整備されたとき、地域がミリュウ化されたといえる。

以上より、地域のイノベーション力を向上させるためには、フェーズⅠ～Ⅲの各々を充実・強化するとともに、全体最適化の視点から、フェーズⅣの文化や風土、都市基盤といった地域づくりにも注力する必要があると考えられる。

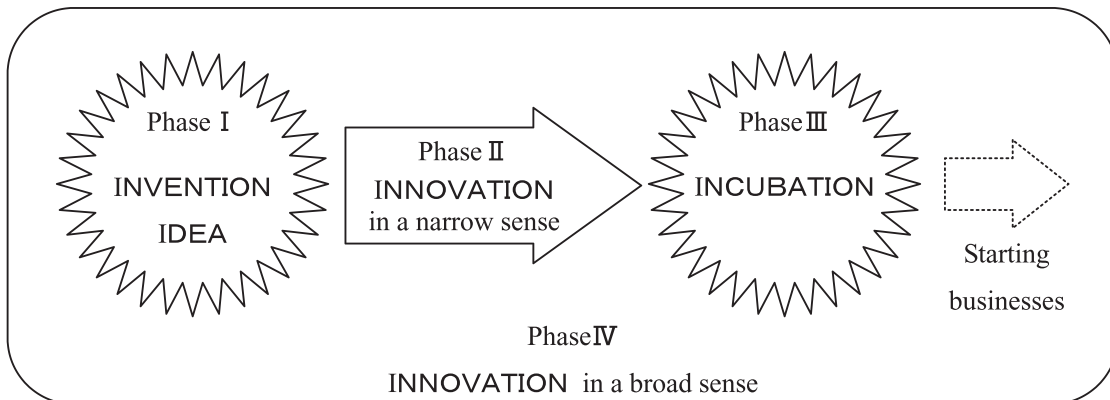


図1.イノベーションの定義（概念図）

II 外発的發展

1. 国家優先の地域開発

戦後の復興期から高度成長期前半（1960年代）まで、わが国では経済發展が最優先の課題とされ、既存の四大工業地帯（京浜、中京、阪神、北九州）の復興、「石炭・鉄鋼超重点増産計画」などの工場設備の合理化や近代化を図りつつ、これらの地域の産業道路、港湾、産業関連施設の整備を促進してきた。1950年に「国土総合開発法」が施行され、1960年には「太平洋ベルト地帯構想」が策定されるなど、国家優先の地域開発が展開された。

その結果、四大工業地帯に一層の工業の集積が進み、人口と工業の集中に伴う過密の弊害や地域間格差の拡大、産業公害の発生などの社会問題が発生した。このため、1960年代に入って「地域間の均衡ある發展」をわが国の開発計画の基本理念に掲げた「全国総合開発計画」（1962年）が策定され、工場の地方分散による四大工業地帯以外の地域の基盤整備が重要視されることになった。その後、1962年に「新産業都市建設促進法」、続いて1964年には「工業整備特別地域整備促進法」が制定され、全国で21の拠点が開発された。1969年には「新全国総合開発計画」が策定され、引き続き既存の工業地帯からの工場分散を図るとともに、遠隔地大規模工業団地（苫東、むつ、秋田湾、志布志湾）の開発を打ち出した。さらに、1972年には当時の内閣総理大臣である田中角栄氏が「日本列島改造論」を提唱し、「工業再配置促進法」の制定により、全国34都道府県に特別誘導地域が指定された。翌1973年には工場の新增設にあたり、緑地確保等の規制を義務づけた「工場立地法」を制定、1974年には大都市からの人口及び産業の地方への分散と地域の開発發展を図るための各種業務を行う「地域振興整備公団」（現在は、中小企業基盤整備機構と都市再生機構に分割）が設立された。この結果、1960～1970年代にかけて、工場の地方分散が促進され、大都市への人口流入と地域間の所得格差が縮小し、一定の成果を上げることとなった。

この間の変遷を総括するならば、国主導のもと、国土開発の観点から、当時の国土庁（現、国土交通省）と通商産業省（現、経済産業省）が中心になって、地方の都市基盤を整備し、工場を立地させるといったハード優先の地域開発が講じられてきた時期といえる。したがって、当時は先進国をキャッチアップする真っ只中であって、科学技術政策については、その必要性を理解されつつも、プライオリティはけっして高くなく、十分に論じられる段階ではなかったといえる。

2. 空洞化防止・新規成長分野の發展支援と地域科学技術政策の萌芽

1977年の「第三次全国総合計画」では、高度成長の達成と、基礎素材型から加工組立型への産業構造転換、交通網の整備といった社会情勢を背景として、国土の均衡化を図りつつ、新しい社会変化に対応するため、自然、生活、生産の調和のとれた居住環境の整備を図る「定住圏構想」と、地方の中小企業の振興が打ち出された。

1980年代に入り、オイルショックの影響も癒え、景気が再び回復していく中、政府は地域の社会経済がさらなる發展を遂げていくためには、研究機関等の集積による科学技術の振興が必要であるとの認識から、種々の政策を講じることになった。

こういった背景から、経済産業省は1983年に「高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）」を制定した。これは首都圏など一部の地域に極度に集中した工場や研究所を特定の地域に分散させ、産学官が一体となって技術開発を促進し、高度な技術を有した製造業の集積をとおして地域經濟の發展を図るものであった。なお、同法による地域承認を得るためには、当該地域に高度技術開発

を担う大学が存在していなければならず、地域クラスター政策の原点になっているといえる。その後、1986年には「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（民活法）」が制定された。これは経済社会の基盤の充実を図るための施設整備を民間事業者の能力を活用して行うものであり、このうち、科学技術に関する施設としては研究開発・企業化基盤施設（リサーチコア）などがあり、ここで共同研究やインキュベーション、交流、人材育成などの活動が行われた。しかしながら、加工組立型産業の内陸立地指向や、大量消費地である東京とのアクセス重視の傾向が強まったことにより、人口や高度な都市機能は首都圏へ一極集中し、再び所得格差も拡大基調で推移するようになった [通商白書2004：125]。

特に、企業の管理、企画、研究開発部門等の部門と、その活動を支えるサービス業が大都市圏に集中し、深刻な土地問題等を招いたことから。1987年の「第四次全国総合開発」では、「多極分散型国土構想」が打ち出された。

1988年には「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（頭脳立地法）」が制定された。この法律は自然科学系の研究所やソフトウェア業、情報処理サービス業といった産業支援サービス業の集積を目指したものであった。さらに1992年には「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（拠点法）」が制定され、指定を受けた地方の業務拠点地区に事務所や研究所などのオフィス機能の立地が、オフィス・アルカディア構想のもとに推進された [遠藤、近藤：441-442]。

このように1980年代から1990年代初頭にかけて、経済産業省を中心に、地域における科学技術政策が産業立地の視点から講じられた。前述のイノベーションの定義においては、主としてフェーズⅢとⅣの充実強化を図るものであり、あくまで国主導のもと、国が地域を指定（承認）し、産業団地やサイエンスパークを整備し、さらにその敷地内にインキュベーションや交流、人材育成などの企業支援活動を行う施設を建設するといったハコモノ中心の政策・施策であった。なお、これら企業支援施設は、株式会社や財団法人など法人形態は異なるものの、当時流行の第三セクター方式によって運営されるところが多かった。

この後、バブル崩壊以降の景気の低迷や中国をはじめとする東アジア諸国の台頭により、空洞化や中心市街地の衰退が問題視されるようになった。1997年に「産業集積活性化法」が制定され、既存産業の活性化による地域の空洞化防止が図られ、さらに1998年には「中心市街地活性化」が制定され、中心市街地での商業・都市型新事業等の活性化がなされた。

この時期、主に中小企業の新事業や新分野進出を支援する制度として、1995年に「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中小創造法）」が制定され、中小企業者の著しく新規性に有した技術・ノウハウの研究開発や事業化を、都道府県知事が認定し、補助金や融資、税制などを側面から支援（優遇措置）した。

一方、文部科学省においては、科学技術庁（当時）が中心になって、1988年に「地域研究交流促進事業（地域ハイテクネットワーク事業）」を制度化した。これは地域に研究情報ネットワークを構築し、これを中核として地域における研究開発活動を促進するものであり、実施にあたっては、全国をブロック単位に分け、選定された特定地域にネットワーク管理者を常駐させ、地域の研究情報ネットワークを構築し、地域内及びつくば学園都市との研究交流や情報交流を推進するものであった。また、創出された研究成果については、新技術事業団（現、科学技術振興機構）の各種制度により、事業化が図られた。1990年からは科学技術振興調整費を活用した「地域流動研究」が開始された。こ

これは地域の研究機関に地域内外から優れた研究者を結集して、地域の特性を活かした基礎的・先導的な研究を行うものであり、1992年からは「生活・地域流動研究」として住民の生活の質の向上に関する課題を加えることとなった。さらに、1995年からは「生活・社会基盤研究」として発展し、その後、「地域先導研究」へと至った〔遠藤、近藤：442〕。

このように、科学技術庁によって講じられた地域科学技術政策は、前述のイノベーションの定義においては、主としてフェーズⅠを対象とし、学術研究機関による基礎的・先導的な研究を促進するものであった。国が研究費を準備し、地域特性を見据えたテーマに対して助成するといった科学研究費補助金の拡大版といえる。

Ⅲ 内発的發展

1. 地域主導による産業振興

1998年の「第五次全国総合開発計画（21世紀の国土のグランドデザイン）」では、“自立の促進と誇りの持てる地域の創造”をはじめとした5つの基本課題を掲げるとともに、国土基盤投資について、地域の特性を十分に踏まえた投資、次の時代に備えた投資の重要性など、地域の自立を促す点が指摘された〔通商白書2004：126〕。これにより、地域の自主的で多様な取組を支援する旨が打ち出され、それまでの大都市部からの機能分散による地域振興を促す政策から、地域の産業競争力を再生することで地域の自立を促す政策へと大きく転換することとなった。

地方分権や道州制の議論が始められた最中、経済産業省により、1998年に「新事業創出促進法」が制定された。これは前述のテクノポリス法と頭脳立地法の後継法として位置づけられ、その特徴は、これまでの政策があくまで国主導であったのに対し、地域資源を活用した地方自治体主導の運用にあった。具体的には、地方自治体が地域に存在する各種産業支援機関を、中核的支援機関を中心にネットワーク化し、事業計画の立案から研究開発、さらには生産・販売に至るまでを総合的に支援する体制（地域プラットフォーム）を構築するものであり、事業化の各段階において必要とされる技術指導や資金提供などの主にソフト支援を提供し、新事業の創出を促進するものであった。中核的支援機関は自ら基本計画を策定し、これまでのようにこの基本計画を国が承認するのではなく、当該地方自治体が承認し、国はその同意に止まった。また、国は種々の支援メニューを準備するが、その選択はカフェテリア方式と呼ばれ、それぞれの地方自治体が実情（ニーズ）をかんがみて選択した。国主導から、地方自治体主導へ運営方針の転換がなされた画期的な政策だったといえる。

同時に、1999年には「中小企業基本法」が根本的に改正された。また、2003年には「最低資本金規制特例制度」が整備され、経済産業大臣の承認を得た者が設立する法人について、商法及び有限会社法に規定される最低資本金（株式会社：10,000千円、有限会社：3,000千円）の適用が設立から5年間猶予されることになった。さらに、大学発のベンチャーの創出拡大を図るため、経済産業省は2001年に「大学発ベンチャー1000社計画（平沼プラン）」を発表したのもこの時期であり、産学官の連携、地域での起業を通じた地域経済の自立に向けた動きを促すこととなった。

このように、この時期はこれまでの国主導の政策展開から、地方の自立を図るべく、地方の主体性をもって政策を展開するようになったエポックメイキングな時期であり、その象徴が「新事業創出促進法」であった。なお、経済産業省における政策の対象は、これまで同様、主としてフェーズⅢとⅣの充実強化を図るものであった。

2. 発明の権利化と移転の推進

ここでは、フェーズⅡ（狭義のイノベーション）の創出された発明やアイデアの産業界への移転について論及する。

従前より、地元産業界をはじめとする地域社会の各層との交流、協力関係の促進を図ることを目的として、各大学に「地域共同研究センター」が設置され、技術指導や共同研究、委託研究を通じて、発明の移転がなされてきた。センターには1～2名の教員が常駐し、大学の窓口になって、訪問してくる企業等の対応や各種セミナーの企画、出前講演などを実施してきた。なお、昨今は各種研究開発補助金などの外部研究費の獲得に向けた最前線拠点として、これまで以上に期待されてきており、企業や行政機関などの実務経験者を教員として採用したり、大手企業などと包括業務提携を行うなど、積極的な展開が試みられている。

1996年からは地域における特許情報の利用及び発信の拠点として、「知的所有権センター」が都道府県及び政令指定都市に設置され、主に中小企業を対象に、特許情報の検索・閲覧、特許の出願相談、特許の活用が行われるようになった。とくに特許の活用については、各センターに特許流通アドバイザーを配置し、大学・企業等で使われず眠ったままになっている休眠特許の利活用を促進した。さらに1997年からは「特許流通フェア」を全国の主要都市で毎年開催し、特許流通活動の普及啓蒙やプロパテント風土の醸成を推進してきた。

1998年には、大学等から生じた研究成果の産業界への移転を促進し、産業技術の向上及び新規産業の創出を図るとともに、大学等における研究活動の活性化を図ることを目的とした日本版バイドール法と呼ばれる「大学等技術移転促進法（TLO法）」が制定された。ここで特徴的なのは、後者の目的の項で、大学等の研究活動の活性化を謳っているところである。これは産学官連携が叫ばれて久しい中であっても、なかなか大学等の研究サイドが励起されず、多額の経費が投入された大学の研究成果が死蔵されているという問題意識のもと、同法を制定し、前述の特許の流通活動と併せて、知的創造サイクルの形成を狙ったものであった。技術移転機関の設置形態にあたっては、地域あるいは大学の主体性によるものであるが、大学の規模等をかんがみて、大学単独で設置するか、もしくは地域の大学が連合して設置するか、二分される。今後は知的創造サイクルをスパイラルアップさせるために、いかに企業ニーズを満足した発明を発掘するか、いかに営業するか、さらに権利化した特許が死蔵在庫にならないために、いかに権利放棄するかなどが問われてくるものであり、実現にあたっては、技術移転機関内の人材育成が重要になってくる。なお、同法はこれまでの多くの法律や事業が経済産業省及び文部科学省の単独のものであったのに対して、経済産業省と文部科学省の共管によるものであり、当時としては画期的であったといえる。

3. 地域科学技術政策の推進

（1）科学技術基本法の施行

地域科学技術政策については、1995年に制定された「科学技術基本法」に端を発する。第4条には「地方公共団体は、科学技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体に区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」と、地方公共団体が主体的に自らの地域の科学技術政策を講じることを規定している。また、翌1996年には「地域における科学技術活動の活性化に関する基本方針」が策定され、地域における科学技術振興の主たる担い手は地方公共団体であり、国がこうした活動を支援することが示された。さらに、1997年には「第一期科

学技術基本計画」が策定され、地域における科学技術の振興について、科学技術関連施設の整備に対する支援や、産学官による研究制度の整備・拡充、研究開発コーディネータの育成・活用、公設試験研究機関間の連携等に対する支援、政府関連の研究開発機能の地域展開などが謳われた。

具体的には、1996年から「地域研究開発促進拠点支援事業(RSP事業、ネットワーク構築型)」が開始された。これは新技術事業団(当時)が委嘱した科学技術コーディネータを都道府県に配置して、優れた研究開発人材の発掘や研究資源情報の蓄積、研究情報ネットワークの構築、産学官の人的交流ネットワークの構築といった地域におけるコーディネート活動を行うものであり、コーディネータという「人」を中心とした地域主導の事業のはじまりであった。また同年、科学技術庁科学技術政策局研究基盤課内に、地域科学技術の振興を行う「地域科学技術振興室」が設置され、1997年には「地域結集型共同研究事業」が制度化された。これは地域が目指す研究開発目標に対して、地域の大学や公設試験研究機関、研究開発型企業等が結集して、共同研究を行うことにより、新技術・新製品の創出や地域COEを目指すものであった。1999年には、RSP事業(ネットワーク構築型)の後継事業として、RSP事業(研究成果育成型)が開始され、科学技術コーディネータが大学等の研究成果を育成し、新技術・新製品の創出を支援した。また同年には「重点地域研究開発推進事業」が制度化され、全国各地に研究成果活用プラザを開設して、産学官の交流促進や研究成果の事業化のための研究などが、科学技術コーディネータを中心に実施された。

以上は科学技術振興機構の事業であったが、経済産業省においても、「地域コンソーシアム研究開発事業」を1997年に制度化し、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)によって推進された。これは地域において、学術研究機関や産業界、国等が研究共同体を組み、大学、公的試験研究機関等が蓄積してきた独創的基盤研究成果を活用し、新産業の創造に寄与する技術・製品を創出する事業であった。なお、2001年度の補正予算から、地方経済産業局へ実施主体が移管された。

(2) 第二期科学技術基本計画及び第三期科学技術基本計画の策定

2001年、「第二期科学技術基本計画」が策定され、ここでは地域における科学技術振興のための環境整備が謳われ、地域の研究開発に関する資源やポテンシャルを活用することにより、わが国の科学技術の高度化・多様化、ひいては当該地域における革新技术・新産業の創出を通じたわが国経済の活性化が図られるものであり、その積極的な推進が必要であるとされた。また、研究成果の事業化を図っていくことが重要であり、目利きなどの人材の確保・養成やコーディネート機能の強化、地域間の連携も視野に入れた技術移転の推進等、科学技術施策の地域における円滑な展開を図ることとした。

具体的には、2002年から「知的クラスター創成事業」が文部科学省によって開始された。これは地方自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的試験研究機関、研究開発型企業等による国際的に競争力のある技術革新のための地域の創成を目指すものであり、全国18の地域が指定された。また、同年には「都市エリア産学連携促進事業」が開始された。これは都市部にある大学や公的試験研究機関等を核とした知的クラスター創成事業のミニ版的な位置づけの事業であり、全国19の地域が指定を受けた。なお、この事業には課題探索や研究交流等を中心とした「連携基盤整備型」、新技術シーズ創出を図るための共同研究を中心とした「一般型」、特に優れた成果を上げ、かつ今後の発展が見込まれる地域において、産学官連携活動を継続して展開することにより、地域のイノベーション・システムを発展させ、事業創出等を促進する「発展型」の3類型がある。

経済産業省においても、2001年に「産業クラスター計画」を策定し、全国17のプロジェクトを指定している。これは、わが国産業の競争力強化と内発的発展による地域経済の自立化を図るためには、地域で産学官連携のネットワークを構築して、新産業・新事業を生み出すような事業環境を整備することが必要であるとするものであり、具体的な政策メニューとして、「地域における産学官ネットワークの形成」、「地域の特性を活かした技術開発」、「企業家育成施設の整備等インキュベーション機能の強化」、「商社等との連携による販路開拓支援」、「資金供給機関との連携」、「人材の育成」がある。

なお、文部科学省と経済産業省でそれぞれに展開されているクラスター事業の連動性については、知的クラスターで生まれた技術シーズを、産業クラスター計画における技術開発の主要な施策である「地域コンソーシアム研究開発事業」のスキームを活用して、着実に実用化へと導いている。また、地域ごとに文部科学省、経済産業省、地方自治体等による「地域クラスター推進協議会」を設置し、両事業の密接な連携と調整を図っている。さらに、地域ごとに両事業の成果に関する「合同成果発表会」を年1回開催し、情報交換を行っている。

科学技術振興機構が全国に展開している研究成果活用プラザやサテライトを拠点として、自治体、経済産業局、機構の基礎研究や技術移転事業等と連携を図りつつ、シーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく行うことを目的に、2006年「地域イノベーション創出総合支援事業」が制度化された。特徴としては、3段階の支援プログラム（「シーズ発掘試験」→「育成研究」→「地域研究開発資源活用促進プログラム」）により、研究開発のフェーズに応じたタイムリーな支援を可能としており、基礎的研究のみならず、実用化に配慮した事業になっている。

2006年には「第三期科学技術基本計画」が策定され、地域における科学技術振興は、地域イノベーション・システムの構築や地域づくりに貢献するものであり、ひいてはわが国全体の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力を強化するものであるため、国として積極的に推進するとしている。具体的には、地域クラスターの形成や地域における科学技術施策の円滑な展開を、引き続き、推進していくものである。

（3）地域科学技術クラスターの形成に向けた各府省連携の取組

前項で述べたとおり、地域科学技術施策については、経済産業省、文部科学省において様々な施策が実施されているが、さらに科学技術施策全体で見ると、例えば、アグリバイオ分野における農林水産省や、ライフサイエンス分野における厚生労働省など、文部科学省、経済産業省以外の省庁においても、各省庁の所管の範囲において様々な施策が展開されている。

2004年7月の総合科学技術会議において、各府省の縦割り施策に横串を通す観点から、国家的・社会的に重要であって、関係府省の連携の下に推進すべき8テーマを「科学技術連携施策群」として定め、関連施策等の不必要な重複の排除と連携を強化し、積極的に推進することを決定した。なお、この連携施策群テーマの中には、ポストゲノム、新興・再興感染症、ユビキタスネットワークといった技術的なテーマに加え、「地域科学技術クラスター」も挙げられている。

この連携施策群には、8府省の16施策が含まれている（平成18年度現在）が、これらの施策の有機的連携を通じた「新技術・新産業創出による地域経済の活性化を目指す」という究極的目標を達成するため、連携施策群として①地域科学技術政策利用者の利便性の向上、②シームレスな支援体制の構築、③効果的な連携体制の構築、④地域クラスター形成の阻害要因の改善、⑤各地域の事情に即した

連携の促進を行うこととしている。

具体的な活動は、総合科学技術会議の「科学技術システム改革専門調査会」において実施しており、連携施策群に関係する研究者及び各府省が参加するワーキンググループ会合、ヒアリング等を行うことにより、連携の強化、重複排除、補完的課題実施等を行っている（2006年4月からは「基本政策推進専門委員会」にて活動を継続）。

2006年11月の中間報告によると、各府省レベルでのワーキンググループ会合の開催、全国を10のブロックに分けた地域ブロック協議会の設置といった連携システムの構築、知的クラスター創成事業における「連携プロジェクト」、地域新生コンソーシアム研究開発事業における「他府省連携枠」の創設といった施策のシームレス化、「地域科学技術ポータルサイト」の整備等の取組を行った結果、制度の利便性、支援の継続性、情報活用が向上するといった成果が上がったと報告されており、今後は、こうした府省連携の取組を通じた施策連携による効果の測定、課題の把握、各地域における独自施策との連携強化に向けた取組を強化することとしている。

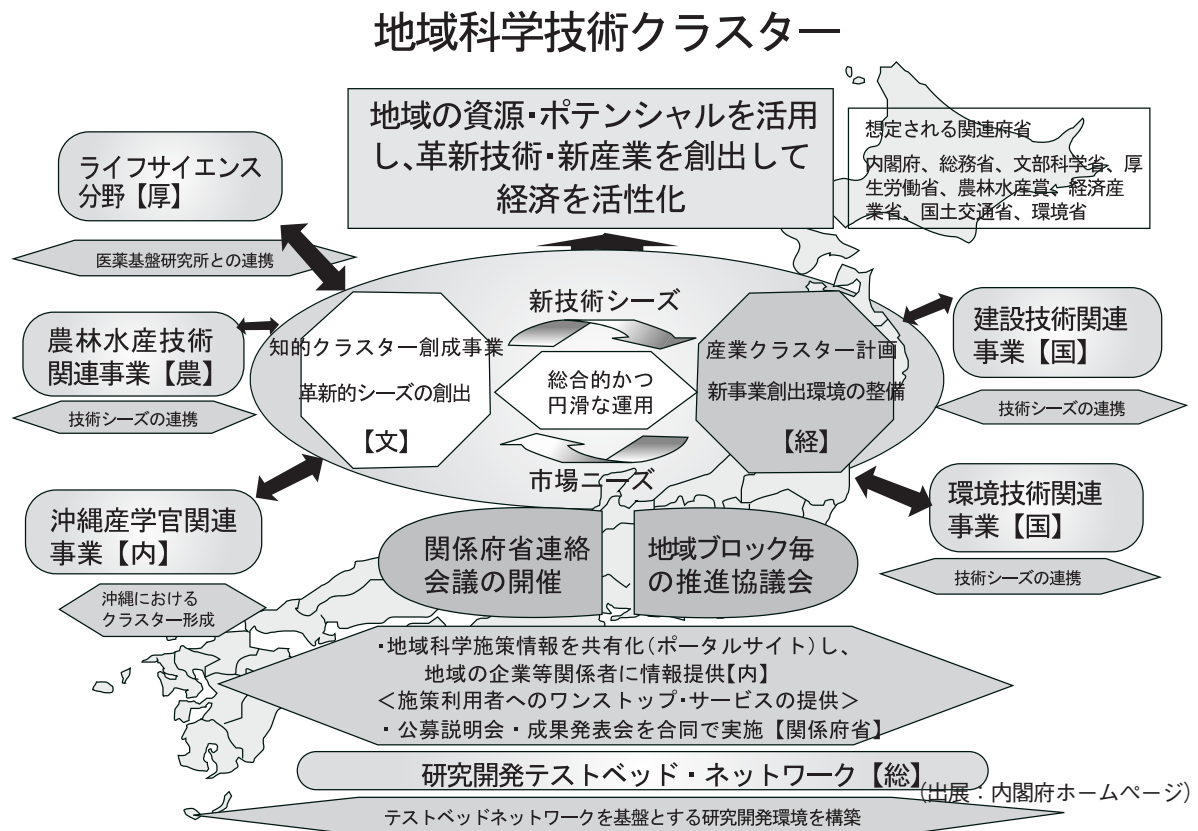
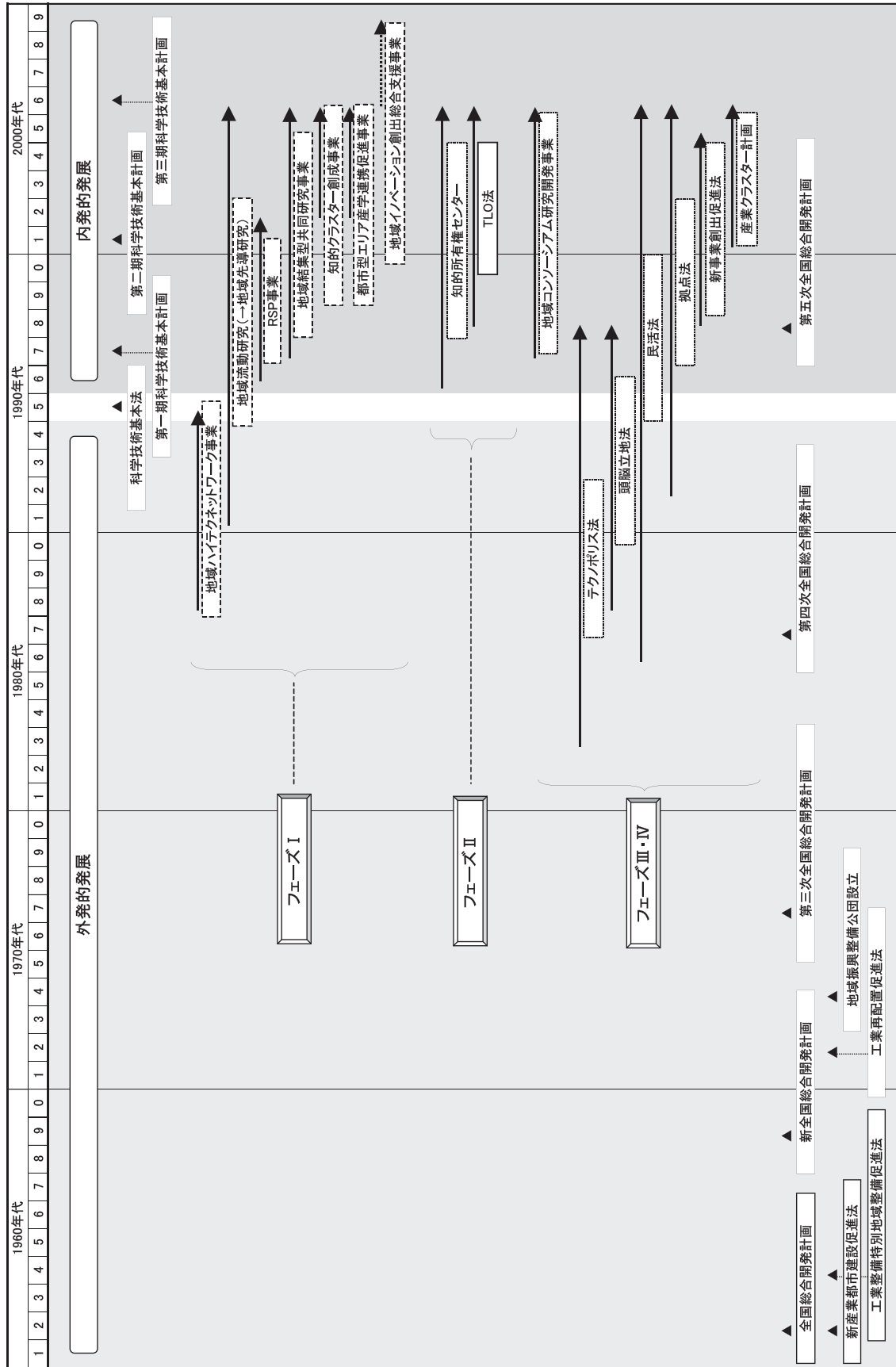


図2. 科学技術連携施策群 地域科学技術クラスターのイメージ



注記：フェーズI～IVの各事業について、[] 文部科学省所管、[] 経済産業省所管、[] 両省共管

図3. イノベーションに係わる地域産業政策の変遷（時系列、フェーズ別）

IV 地域産業政策変遷の総括

1. 国土開発志向からイノベーション重視へ

わが国の地域産業振興は、まず戦後復興期から高度成長期前半（1960年代）まで、国家優先の地域開発が四大工業地域などの都市部を中心に展開された。その結果、経済は発展したものの、都心部と農村部の地域格差が発生し、社会問題となった。そのため、1970年代にかけて、地域間の均衡ある発展を図るために、工場等の地方分散が当時の国土庁と通商産業省により推進された。

その後、1980年代に入り、政府は地域の社会経済がさらなる発展を遂げていくためには、都市基盤を整備し、工場を立地させるといった建設的アプローチのみならず、研究機関等の集積による科学技術の振興が必要であるとの認識のもと、経済産業省によりテクノポリス法や頭脳立地法などの政策が講じられ、また文部科学省により地域ハイテクネットワーク事業や地域流動研究などの研究開発活動に関する施策が展開されることになった。

1995年には「科学技術基本法」が制定され、これを契機に地域における科学技術（イノベーション）活動が加速化された。文部科学省により「知的クラスター創成事業」が創設され、基礎的・先導的な技術シーズの創出が促進され、さらに経済産業省の「産業クラスター計画」により事業化環境が整備され、新事業の促進が図られることになった。

2. 国主導から地域主導へ

地方分権が議論されて久しい中、前述の「科学技術基本法」の制定を契機に、これまでの国が法律を制定し、事業を計画し、さらに地域を指定して産業振興を行うといった国主導の展開から、国が法律を制定し、事業を計画するといった構図は変わらないものの、実施にあたって、地域がイニシアチブを発揮するようになった。

具体的には、1998年に制定された「新事業創出促進法」において、国は種々の支援メニューを準備するが、それぞれの地方自治体が地域の実情（ニーズ）をかんがみて、必要なものだけを選択するといったカフェテリア方式が採用された。また、中核的支援機関が提出する基本計画の承認においても、国は同意にとどまり、当該地方自治体が承認するというスキームが採られた。

3. 文部科学省と経済産業省の棲み分け

イノベーションの定義によれば、概して文部科学省がフェーズⅠ（発明及びアイデアの創出）、経済産業省がフェーズⅢ（インキュベーション）及びフェーズⅣ（イノベーションのための基盤整備）、また両省がフェーズⅡ（技術移転）を共管しているといえる（図1、図3）。

両省の連携においては、知的クラスター創成事業で生まれた技術シーズを、産業クラスター計画のスキームを活用して事業化を推進するとともに、「地域クラスター推進協議会」や「合同成果発表会」を通じて、情報が共有されている。なお、総合科学技術会議 科学技術連携施策群の活動を通じて、両省のみならず、関係各府省の実施する地域科学技術振興施策の更なる連携が期待される。

また、文部科学省においては、これまでの研究開発段階のみならず、これらの成果を活かした実用化に対してもサポートすることを試みており、科学技術コーディネータを中心に、研究開発成果の育成による新技術・新製品の創出が図られるようになり、さらに2006年に開始された「地域イノベーション創出総合支援事業」では、シーズの発掘から実用化までの一連のプロセスを対象にしている。

V 地域産業政策の方途

1. 量から質への転換

今日、地域産業振興を図るため、国をはじめ、地方自治体、商工会議所等の関係機関などが、掌握しきれないほど多くの施策を講じている。また、当該基礎的自治体や都道府県が中心になって、地域経済の浮揚を図るために、多くの計画を独自に立案し、さらに国等の施策を活用して、事業を展開している。ところが、どこも同じようなことを、やれ負けじと実施しているのが現状ではなかろうか。また、地域の実態を本当に反映しているのか、計画間の整合性はとれているのか、成果指標は定量化できているのかなど、量的には充足していても、質的には未だ充実しているとは言えないのではなかろうか。

国主導から地域主導へ主体が移転し、地域のイニシアチブをもって、多くの事業が展開されていることは大いに評価できるが、「こういったことをやっています」から「こういったことをやって、こういった成果が生まれました」といった一步高い目標をもって、地域産業政策を展開実施する時期に来ているのではないかと考える。そして、これから目標を立案し、事業を企画するにあたって最も重要なことは、国が何を考えているのではなく、地域は何を欲しているのかということであり、このことを地域産業政策の基本としなければならない。

2. 大学の積極的活用

国立大学法人法(2003年10月施行)により、国立大学は2004年4月より法人格を有し、独自に大学経営を営むことができるようになった。これは大学にとってチャンスである一方、地方大学においては少子化が進展する中、大学間競争が厳しくなるものでもある。地方大学は生き残りを図るために、これまで以上に地域との連携(共生)を推進していかなければならない。

大学は、これまで理工系を中心に、産学連携を推進してきたが、今後は地域経済や福祉といった分野についても積極的に関与し、政策の評価や立案をすることで、地域社会に必要とされる存在になるべきである。なお、このとき地域は大学に対して臆することなく、対等のパートナーとして対応することが肝要である。

3. 地域間連携による経済ブロックの形成

ここまで考えてきた地域は、主に都市であり、それらは独自性や特徴をアピールすることもできても、自立するには小さすぎる。したがって、近隣の自治体とパートナーシップを構築し、地域経済ブロックを形成して、国内外に存在を知らしめることが必要である。

そして、そのためには競争優位な分野を見つけ、充実強化し、少なくとも当該経済ブロックの中で独自性を発揮できるようにしなければならない。独自性を発揮する分野を選定するにあたっては、まず地域が有する資源の実態を正確に把握し、次に近隣地域の実態をかんがみて、差別化に配慮する必要がある。決して、国の意向や一時の流行に左右されてはならない。また、フェーズⅠ～Ⅲを構成するすべての要素をひとつの地域で持つのではなく、必要に応じて近隣地域に不足する要素を求めたりすることがあってもよい。

最後に、イノベーション力を備えた都市が、それぞれ独自性を持ち、経済ブロックを形成するならば、その時はじめて、国内外の他の地域と競争することができるようになるものとする。

(都市政策研究所 助教授)

〔引用文献〕

経済産業省（2004）『通商白書2004』 pp125-126

遠藤達弥、近藤正幸（2006）『日本の地域科学技術政策の変遷』 研究技術計画学会、第21回年学大会
術 講演要旨集 I、pp441-442

〔参考文献〕

遠藤達弥、近藤正幸（2006）『日本の地域科学技術政策の変遷』 研究技術計画学会、第21回年学大会
術 講演要旨集 I

岡本信司（2006）『地域「伝産学官連携」による地域イノベーション創出に向けた課題と提言』 研究技
術計画学会、第21回年学大会術 講演要旨集 I

国土交通省国土計画局（2004）『地域を牽引する日本型の産業集積拠点の形成に向けて』

文部科学省 『科学技術白書』

経済産業省 『通商白書』

文部科学省ホームページ

経済産業省ホームページ

（独）科学技術振興機構ホームページ

（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構ホームページ

黒崎副都心地区での通りづくりワークショップによる「みち再生事業」の評価

内田 晃

はじめに

- I 黒崎副都心地区におけるみち再生事業について
- II みち再生事業の評価
- III みち再生事業の実施プロセスにおける課題
- IV 今後の展望

<要旨>

北九州市の黒崎副都心地区では住民参加型の通りづくりプロジェクトである「みち再生事業」が平成14年から進められている。本研究では既に通りのリニューアルが完了した4路線について交通安全面と景観面の視点からの整備効果を検証するとともに、通りの利用者や商店主からのヒアリング調査結果を基に事業の評価を行った。さらに、ワークショップの立ち上げから事業実施に至るプロセスでの課題を明らかにし、今後の同地区での住民参加活動を軸としたまちづくりの展望を示した。

<キーワード>

副都心地区 (Sub-center)、みち再生事業 (Street Renewal Project)、住民参加 (Public involvement)、ワークショップ (Workshop)、整備効果 (Project effect)

はじめに

1. 研究の目的

北九州市の副都心地区として位置づけられている黒崎地区では、地区内の道路や公園の整備のあり方をバリアフリーの観点から考える「黒崎副都心地区バリアフリー基本構想」が平成14年6月に策定され、駅や国道交差点でのエレベーターの設置、サイン計画の見直し、歩道の段差や排水溝の改良など、様々な取り組みが進められてきた。また平成14年度からは、住民や商店主などの地元関係者が中心となって、利用ルールを含めた道路のあり方をワークショップ形式で考えていく「みち再生事業」がはじまった。この黒崎副都心地区での事業は全国でも初めてのケースとして注目された。

事業開始以来、約4年が経過して、地元でのワークショップで提案された計画が実現されている通りもある。ところが、ハード部分の整備については、基本的には地元で考えられた案が形となって表れているが、維持管理をどう行うかというソフト面では、沿線関係者の理解が得られずに実現に至らなかったり、又は計画倒れになっていたりするなど、みち再生事業の理念に沿った成果が得られていないなどの課題も指摘されている。そこで、本研究では、事業が完了した通りを対象として、その整備効果を検証するとともに、これまでの計画策定から工事完了までの一連のプロセスから見えてくる課題について明らかにすることで、今後、このようなワークショップ形式による通りづくりが、まちづくりの中で効果的に実現されるための示唆を得ることを目的とする。

2. 研究の対象

研究の対象とするのは北九州市八幡西区の黒崎副都心地区である。本事業の計画対象路線として位置づけられたのは地区内の31路線（図1参照）で、黒崎銀天街、黒崎カムズ、藤田銀天街などのアーケード商店街をはじめ、飲食店が建ち並ぶ通り、住宅地内の通り、旧長崎街道など、様々な特徴を有する通りが対象となっている。黒崎副都心地区周辺では企業社宅アパートの閉鎖・解体などによってファミリー世帯の人口減少が進み、また周辺自治体での郊外型大型ショッピングセンターの開業が相次いだことなどが要因となって、中心市街地の衰退が進んでいる。特に近年は黒崎そごうの閉店、コムシティの破綻など、商業を取り巻く環境はますます深刻化していることから、本事業にかける期待も大きいものがあった。

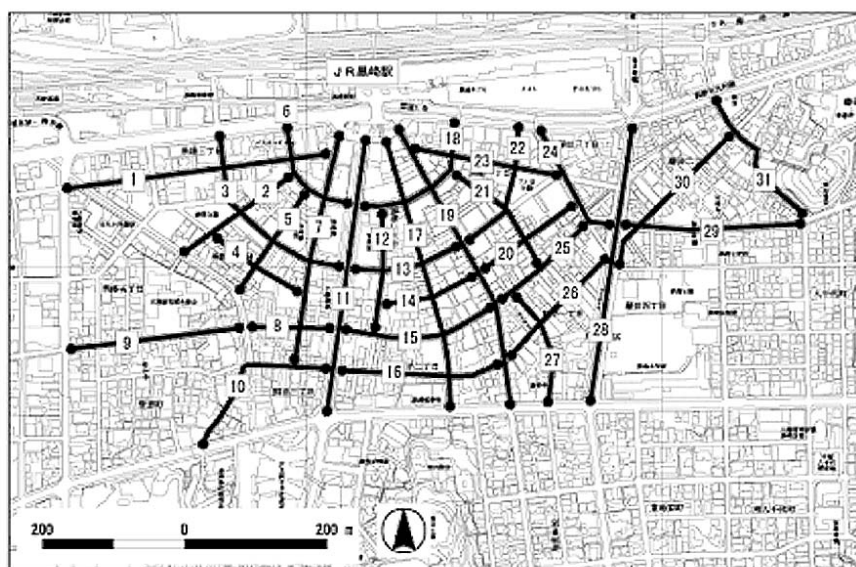


図1 黒崎副都市心地区における「みち再生事業」の計画対象路線

I 黒崎副都心地区におけるみち再生事業について

1. 事業実施に至る経緯

(1) 黒崎副都心地区でのまちづくりの動き

黒崎副都心地区は平成元年に策定された「北九州市ルネッサンス構想」の中で、市の『副都心地区』と位置づけられ、その後平成3年に「黒崎副都心構想」、平成4年には「黒崎副都心整備計画」を策定し、様々なプロジェクトの検討や実施が行政主導で進められてきた。

このような状況の中、相次ぐ大型商業施設の郊外への進出に伴って商業中心地としての黒崎の魅力が相対的に低下してきたため、行政と地元が連携した新たなまちづくり計画の必要性が高まってきた。平成11年度には行政と地元が共同で課題を整理し、黒崎副都心地区のまちづくりの方針を示した「黒崎グランドデザイン」が策定され、民間主体で組織された「黒崎中心市街地まちづくり委員会」が平成12年度に地区のマスタープランとして位置づけられる「黒崎中心市街地まちづくり計画」を策定するなど、地域住民と行政との協働によるまちづくりが進められてきた。

(2) バリアフリーのまちづくり計画策定以後の経緯

平成12年10月には「黒崎副都心地区バリアフリーのまちづくり協議会」が設置され、障害者や地

域住民などの参加のもと、地区内のバリアフリー点検を実施するなど、バリアフリーのあり方について検討が重ねられた。さらに平成12年11月の交通バリアフリー法施行後は、交通事業者や警察関係者等も協議会の委員に加わり、J R黒崎駅周辺を中心とした約1km²における「黒崎副都心地区バリアフリー基本構想」が平成14年6月に策定された。バリアフリー化の実現に向けては、その対象となる道路、公共交通、交通安全について各事業者が事業計画を作成し、地区全体でバリアフリー化を推進していくことになったが、特に道路部分については、歩道の段差や勾配の解消といったハード面に加え、違法駐車、放置自転車、歩道上にはみだす看板やワゴンなど、道路管理者だけでは解決できない課題も多く、沿道の住民や商店主等と行政が共同して取り組む必要性が指摘された。

一方で、中心市街地の活性化は長年の懸案であり、特に近年は、商業の郊外化や黒崎そごうの閉店による来街者の激減によって、商店街が深刻な影響を受け、緊急的な活性化方策が求められていたため、バリアフリーの計画に基づいて、整備基準に適合する改善整備のみを行ってだけでなく、同時に魅力ある通りづくりを行っていくことが中心市街地の活性化のためには必要となっていた。

以上のような背景を踏まえて、地域の住民が主体となってワークショップを開催し、その中で、通りの使い方を見直し、利用ルールを含む通りの計画を作成するという「みち再生事業」に取り組むこととなった。

2. みち再生事業の概要

みち再生事業は、平成14年度に国土交通省道路局の新規採択事業として始まった。無秩序な違法駐車や放置自転車があふれ、快適な歩行空間を確保できないなどの道路交通環境上の問題が山積している駅周辺の商業地区などの既成市街地において、その問題解消のために地方自治体と住民が協力して計画を策定した場合に、交通安全施設整備に関する費用を一括して補助する事業である。

事業の特徴としては、これまでの道路整備ではあまり考慮されてこなかった、整備後の維持管理を地元が実施していくことを含めた整備計画を策定するところにある。実際の道路の使われ方に合わせた改善を行い、既存の道路空間を有効に活用しながら利用ルールを前提に整備することで、適切な道路利用と一体となった官民の協働による通りとして再生することを目的としている。

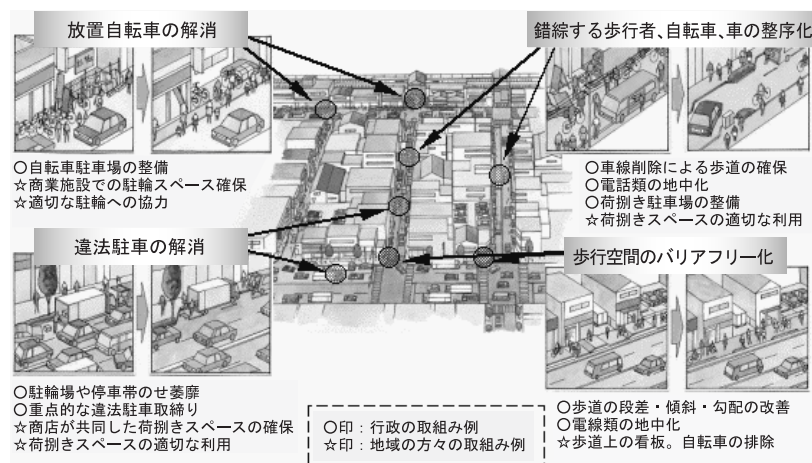


図2 みち再生事業の取り組みイメージ (国土交通省ホームページより)

3. 黒崎副都心地区における通りづくりの概要

(1) 事業実施路線

事業を実施した路線を図3に示す。平成14年度に正式に4路線で事業が開始され、以後平成17年度までにあわせて13路線で実施してきた。なお、事業を実施するにあたっては基本的に地元の住民や商店主からの要望のある路線を優先的に実施対象として選定し、その後、地元が中心となってワークショップを開催し、その中で整備計画案を作成していった。

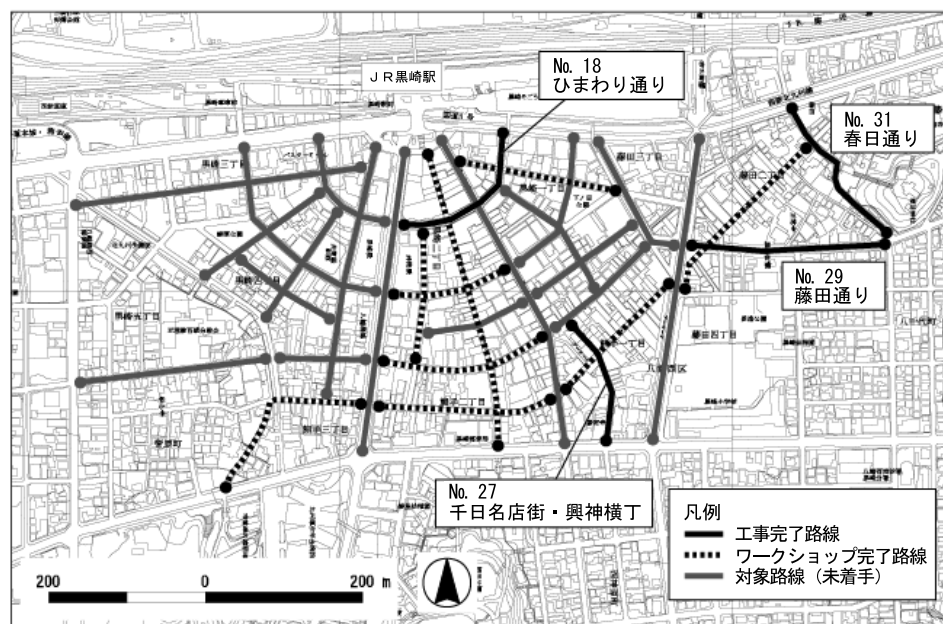


図3 みち再生事業の対象路線及びワークショップ実施路線

(2) 進捗状況

平成18年3月現在、ワークショップを開催した13路線のうち、通り番号18の「ひまわり通り」、同29の「藤田通り」、同31の「春日通り」、同27の「千日名店街・興神横丁」については工事が完了し、供用を開始している。通り番号13の「公園通り」、同12・15の「三番街」、同10・16・26の「長崎街道」及び同23（名称未定）の通りについてはワークショップが完了し、工事に向けての最終的な協議が進められているところである。さらに、通り番号30の「藤田銀天街」については既存の再開発事業やアーケードの撤去問題等の調整のため、また同17の「新天街」についても商店街活性化等の施策と整合性を図るために、ワークショップは中断している状況である。

(3) 整備済み路線の概要

平成17年度までに整備された路線について、その概要やワークショップで指摘された課題等を以下に、またワークショップで提案された計画案を表1に示す。

1) ひまわり通り

ひまわり通りはコミュニティ道路として昭和61年に整備された道路で、近年は道路上の違法駐車車の車両や客待ちタクシーの駐車が後を絶たず、また歩道上にも駐輪自転車や看板などの障害物が多いという課題が指摘されていた。またコミュニティ道路として整備された際に既に電線類の地中化も

行われていたが、歩道上に設置されていた地上機器が大きいと、歩道の円滑な通行を妨げる一因ともなっていた。加えて街路樹の植樹柵も同様に通行の妨げとなっていた。

そこでワークショップでは、歩行者の安全確保と違法駐車車両の削減を目的として、車道幅員を狭くして歩道を拡幅することを柱とした計画案が作成された。

2) 千日名店街・興神横丁

千日名店街は黒崎副都心地区に9つある商店街のうちの1つである。どの商店街にも見られるように買い物客は減っており、商店街の活性化が大きな課題であった。一方で、空き店舗は他の商店街ほどは多くなく、婦人服や化粧品などのお店が多いため女性や高齢者の買い物客が多いという特性があった。

一方、興神横丁では熊手銀天街と交差する部分の行き止まりに違法駐車をする買い物客が絶えないという問題や、中央町穴生線からの入口部分には信号や横断歩道がないため交通事故の恐れがあるといった問題があるなど、特に歩行者の安全確保が課題であった。また、多量の雨が降った時には水があふれる、照明灯がなくて夜は暗くて怖いなどの課題も指摘されていた。

そこでワークショップでは、千日名店街については誰もが安心して楽しく買い物できる商店街へとリニューアルすることを、興神横丁では歩道を設置せずに歩行者の安全確保を図り、あわせて沿道の空間をポケットパークや植栽で修景することを柱とした計画案が作成された。

3) 藤田通り

藤田地区を東西に貫く藤田通りの沿線には黒崎市民センターが立地しており、黒崎駅方面からのアクセス道路として歩行者通行量も多い道路であった。既に道路の両側に歩道は整備されていたが、舗装の状態は悪く、視覚障害者誘導用ブロックについても連続設置はされておらず、また照明灯も暗いという意見が多く、周辺住民からは歩道の再整備の要望が強く出されていた。また、特に朝夕の時間帯は、平行して走る国道3号の渋滞を避けるため、迂回路として利用する自動車の通行量が多く、比較的幅員が広いことが逆にスピードをあげさせる要因ともなり、歩行者の安全確保が大きな課題であった。

そこでワークショップでは、通過交通による交通事故を防ぎ、歩行者が安心して黒崎駅方面からアクセスできるように歩道の舗装を再整備し、自動車の速度を落とさせるためのイメージハンプを設置することを柱とした計画案が作成された。

4) 春日通り

春日通りは春日神社の参道としての役割を果たす歴史的な通りであり、藤田銀天街の入口から海側の部分は旧長崎街道でもある。ところが通りを歩いていても歴史的な面影は全くと言っていいほど感じられず、春日神社の鳥居と通りの一角に石碑が残っている程度であった。このようなことから、まず歴史的な景観形成が必要であるとの地元の意見が大勢を占めていた。

また、通過交通が多く、特に朝夕の通勤時間帯は、国道3号からの迂回車両が後を絶たず、歩行者の交通安全上の課題が指摘されていた。また国道3号の黒崎駅方面から進入する右折車の事故が多発していた。さらには照明灯がなく、電柱に設置された防犯灯しかなかったため、夜間の暗さが問題となっており、住宅地としての安全性を確保するためには照明灯が欲しいとの意見が多く出されていた。

そこでワークショップでは、旧長崎街道や神社参道という歴史的な特性を活かした景観形成を図りながら、歩行者の安全確保を図ることを目的として、イメージ歩道や照明灯などを整備することを柱とした計画案が作成された。

表1 整備済み路線の概要と当初提示された計画案

<p>No.18 ひまわり通り</p>	<p><計画テーマ>「都会的」で「安全性」の高い通りづくり</p>
<p>【路線の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画延長：約210m ・土地利用：商業系 ・路線名：既存 ・完成：平成16年10月 <p>【ワークショップの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始：平成14年2月 ・開催回数：4回 	<ul style="list-style-type: none"> ・車道の幅員を狭め、歩道を拡幅する。 ・搬入車が駐車できる荷おろし用のスペースを設置する。 ・他の通りとの交差部分は舗装パターンを変え、イメージハンプとしての効果を図る。 ・歩道上の車止めは細長いものへと変更する。 ・照明灯の位置を見直し、ひまわり通りの旗をつるした新しいデザインのものを設置する。 ・植樹柵をコンパクトなものとし、全体の街路樹の本数を減らす。 ・電線類地上機器をコンパクトな物とし、目隠し用に植栽パネルを設置する。 ・デザインモチーフにひまわりを用い、サイン等に活用する。 ・利用ルールをパネルにして設置し、関係者や行人への周知を図る。
<p>No.27 千日名店街・興神横丁</p>	<p><テーマ>みんなに愛される歩きやすい通りづくり</p>
<p>【路線の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画延長：約170m ・土地利用：商業系、住宅系 (一部アーケード) ・路線名：既存 ・完成：平成18年3月 <p>【ワークショップの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始：平成15年8月 ・開催回数：5回 	<ul style="list-style-type: none"> ・千日名店街は自然石素材による舗装、天幕の仮設置、仮設的な休憩施設の提供などにより、誰もが楽しく安心して買い物できる商店街へとリニューアルを図る。 ・千日名店街とサンロード栄町及び熊手銀天街との結節部分には、それぞれ通り名称や長崎街道を意識させるデザインの舗装とする。 ・興神横丁の道路幅員には限界があるため、歩道は設置しない。その代わりに両側の舗装を変えたイメージ歩道とする。 ・未利用地を活用してポケットパークを整備することを検討する。 ・道路沿いの軒先空間などの緑化を進めて修景を図る。 ・歴史的な景観イメージを形成するために、灯籠をイメージとした照明灯を設置する。
<p>No.29 藤田通り</p>	<p><テーマ>歩道や車道をきれいにしたバリアフリーな通りづくり</p>
<p>【路線の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画延長：約250m ・土地利用：商業系、住宅系 ・路線名：ワークショップで決定 ・完成：平成18年3月 <p>【ワークショップの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始：平成13年2月 ・開催回数：5回 	<ul style="list-style-type: none"> ・車道と歩道の幅員はそのままとする。 ・歩道はインターロッキング舗装として再整備し、凹凸を解消する。 ・安川通りから市民センターまでの区間（南側）は歩道の幅員が2m以上確保されていることから、視覚障害者誘導用ブロックを連続設置する。 ・一部にあるガードレールは除去し、あらたに横断防止柵を設置する。 ・他の通りとの交差部分は、自動車の速度を意図的に落とすために舗装パターンを変えたイメージハンプとして整備する。 ・照明灯の位置は全体のバランスを考えて適切に見直す。 ・既存の街路樹を除去し、住民要望の強かったハナミズキを植える。 ・今後新たな整備が予想される安川通りや藤田銀天街との交差部分については、今回は整備の対象とせず、当該通りの計画にあわせて整備を行うこととする。
<p>No.31 春日通り</p>	<p><テーマ>情緒あふれる安全な通りづくり</p>
<p>【路線の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画延長：約210m ・沿線の土地利用：住宅系 ・路線名：ワークショップで決定 ・完成：平成17年6月 <p>【ワークショップの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始：平成13年12月 ・開催回数：8回 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの入口には歴史的な通りであることを表すゲートのなモニュメントを設置する。 ・道路幅員に限界があるため、歩道は設置しない。 ・歩道の替わりに両側の舗装を変えたイメージ歩道とする。 ・イメージ歩道の舗装に桜の花びらの模様の石をはめこむ。 ・藤田銀天街との交差点部分やカーブの部分は自動車の速度を減速させるために、舗装の色を変えたイメージハンプとする。 ・歴史的な景観イメージを形成するために、灯籠をイメージとした照明灯を設置する。

Ⅱ みち再生事業の評価

(1) 事業実施による整備効果

1) 交通安全面の整備効果

みち再生事業の最大の事業効果は歩行空間の安全性が向上し、バリアフリー化が図れたことである。表2にその代表的な事例を示す。ひまわり通りや藤田通りのように元々歩道があった通りでも、電柱や地上機器などの障害物や商店からのワゴンや看板灯のはみ出しによって、車いすが相互にすれ違うことができる2mの幅員を確保できていない場所もあった。また駐車車両や育ちすぎた街路樹によって見通しが悪くなり、交通事故の危険性が高まっている箇所もあった。このような交通安全上の課題を踏まえた計画案を基に、ひまわり通りでは車道を狭めることによって歩道拡幅が可能となり、駐車車両も減らすことができ、藤田通りでは歩道の舗装をリニューアルし同時に視覚障害者誘導用ブロックの設置によって、市民センターへのアクセス性が向上するなどの効果があった。

また、春日通りや興神横丁のような物理的に歩道設置が困難な通りでは、白線の内側をタイル貼りにしたイメージ歩道として整備し、交差点部分も舗装の色を変えてイメージハンプとするなど、実現可能な範囲で最大限の配慮を行ったことで交通安全性が向上した点が大きな効果である。

2) 景観上の整備効果

表3に景観上の効果の実例を示す。黒崎副都心地区の中心市街地は百貨店や商店街を中心とした商業地区であるとともに、長崎街道の宿場町として栄えた歴史的なまちである。しかし同じ八幡西区の木屋瀬地区のように歴史的な建造物はほとんど残っておらず、地元住民にも観光客にとっても歴史的なまちとしての知名度は低かった。今回の事業では初年度に長崎街道の春日通りでワークショップが始まったことから、通りの沿線住民だけでなく多くの地元関係者から歴史的なイメージ形成を望む声が高まった。ワークショップで提案されたイメージ歩道の舗装や灯籠をイメージした照明灯などが完成し、その後の長崎街道の歴史的景観イメージの形成へと発展していることが大きな効果であった。

また、ひまわり通りでは、20年前前のコミュニティ道路整備の際に設置された地上機器やベンチをすべてコンパクトで落書きのしにくいデザインのものへと変えたことで、道路上での視界も広がり、よりすっきりとした道路景観が生まれた。その後、事業が実施された他の通りでも、設置するストリートファニチュアや街路樹は最低限にとどめたことが、景観の向上にも効果があった。

(2) 通行人・商店主による評価

平成17年にひまわり通りの通行人を対象として実施したヒアリング調査^(注1)では、「通りがきれいになった」と回答したのは全体の78.0%、「雰囲気・イメージが良くなった」が57.0%、「道が明るくなった」が76.0%、「通りやすくなった」が78.5%となっており、完成後の通りについての評価は概ね高かった。また、同時に実施した商店主を対象としたヒアリング調査^(注1)でも「通りがきれいになった」、「雰囲気・イメージが良くなった」、「道が明るくなった」、「通りやすくなった」に対する評価はいずれも高い結果となっていた。

一方で、「駐車違反が少なくなった」と回答したのは全体の39.0%と少なく、「多くなった」と回答した人も2割近くに上った。違法駐車を少なくするために車道幅員を狭めるなどの対策を行ったが、現状として荷おろし用の駐車スペースへの駐車車両が依然として多いことが分かる。

事業の完成後に買い物客や歩行者通行量が大幅に伸びたという結果は出ていないが、交通安全や景観面での評価は総じて高く、管理運営をいかに実施していくかが今後の課題であると言える。

表2 交通安全面での整備効果の代表例

■整備前	■整備後
<p>道路左側に違法駐車や客待ちタクシーが並び、見通しが悪かった。そこで、歩道の一部を拡幅し、車道幅員を狭くすることで駐停車が不可能となった。(ひまわり通り)</p>	
■整備前	■整備後
<p>歩道は凹凸が激しく視覚障害者誘導用ブロックも設置されていなかった。そこで、歩道をインターロッキング舗装とし、ブロックも連続設置した。また交差点部分のみ舗装の色を変えてイメージハンプとした。(藤田通り)</p>	
■整備前	■整備後
<p>歩道はなく駐車車両が多かった。しかし歩道を設置するための十分な幅員がなかったため、白線の位置を中央側にずらし、白線の内側の舗装を変えることで視覚的に歩車の分離を図った。(春日通り)</p>	

表3 景観面での整備効果の代表例

<p>■整備前</p> 	<p>■整備後</p> 
<p>神社の参道としての景観的特徴はなかった。そこで、白線の内側をタイル貼りとして歴史的なイメージ形成を図るとともに、新たに灯籠をイメージした照明灯を設置した。(春日通り)</p>	
<p>■整備前</p> 	<p>■整備後</p> 
<p>地上機器と植樹柵が歩道を占拠し、放置自転車も多かった。そこで、地上機器をコンパクト化し、植栽パネルで囲むことで景観的にもすっきりとしたデザインとなった。(ひまわり通り)</p>	

Ⅲ みち再生事業の実施プロセスにおける課題

前章では事業の完成した通りを対象として、その整備効果を検証した。その結果、交通安全面及び景観面で大きな効果があり、また通りの利用者や関係者からも総じて高い評価が得られた結果が明らかとなった。ところが、事業の実施においてワークショップでの提案がすべて反映されたわけではなく、そのプロセスでは様々な紆余曲折があったのも事実である。そこで本章では、住民・行政・コンサルタントの間の中立的な立場で事業に一貫して携わってきた視点で、ワークショップの立ち上げから事業の完成に至るまでのプロセス全体における課題を述べる。

(1) ワークショップに関する課題

1) 参加者に関する課題

ワークショップでは、通りに面した又は町内の居住者、商店主、オフィス関係者、地権者などを対象としていた。しかしながら多くの通りで共通していた課題として、ワークショップの参加者に偏りがあったことがあげられる。関係者全員へ案内文を送付しても、町内会長や商店街組合の幹事などを

中心に50代、60代の方の参加者がほとんどで若い世代の参加者は少なかった。黒崎副都心地区におけるこれまでのまちづくりでは親の世代が中心となって進められてきたこともあって、息子世代である20代、30代の若者がワークショップのような協議の場に出て発言できる土壌が育っていないという世代間のギャップがあるものと思われる。これからのまちづくり、みちづくりを担っていく若い世代がより積極的に参加し、協議に加わることでできる雰囲気を作っていくことが課題であろう。

また、不在地主が多いこともあり、地権者の出席者が少なかったのも課題としてあげられる。地権者が出てこないことから、例えば民地の一部を活用して駐輪場やごみステーションを設ける、ポケットパークを整備するといった具体的な施策の提案を協議することすら不可能であった。まちづくりに対する関心の低い不在地主に対する周知をより一層図り、ワークショップへの参加を積極的に促していくことが、よりよいみちづくりには欠かせないと考えられる。

2) ワークショップの手法に関する課題

ワークショップの間隔が空きすぎて前回の内容を忘れてしまうといった指摘も参加者からはあがっていた。月末は商店関係者が多忙となり、また議会開催中などは行政側の出席が難しいこともあって、日程調整がうまくいかないことも多かった。そのため、長いところでは計画案が完成するまでに2年近くかかったケースもあった。このような地元参加型によるボトムアップ形式の計画づくりでは、短期間に集中して協議を行い、短期間で集中的にワークショップを完了させるようなやり方の可能性について検討すべきであろう。

またほとんどの通りで平日の19時からワークショップを開催してきたが、商店の閉店時間と重なるため、多くの商店関係者が開始時間から参加できないというケースもあった。一方で、銀行などの業務施設や飲食店などの多い通りでは、夜の時間帯だと出席しづらいという声が多く上がっていた。出席できない関係者のために、毎回通りづくりニュースを発行し、どのような提案がされ、どのような議論をしたかということを知はしてきたが、それでも紙媒体による周知には限界があった。参加者の推移を見ても、初回の出席者が最も多く、以後は段々と減っていく傾向がみられた。通り毎に、関係者の属性をあらかじめ把握し、可能な限り多くの出席者が得られるような時間帯を設定すると、途中のプロセスをいかに効果的に周知するかが課題である。

(2) 通りのルールづくりに関する課題

みち再生事業の特徴は、従来までのように単なる整備で終わる道路事業とは異なり、地元で維持管理のルールを定め、自分たちの通りは自分たちで守り育てていくということであった。

そのルールをワークショップの中で考えていくことが前提であるにもかかわらず、ただ単に「道路がきれいになる」のが目的で手を挙げて、ワークショップをはじめた通りもあった。参加者の意識がそういうレベルであれば、自分たちの通りを育てていこうという発想には結びつかない。事業の趣旨を始めに説明しても、どうしても「舗装をどうするか」「照明をどうするか」というハード部分の計画に議論が集中してしまいがちであった。まずソフトありきで議論をするなど、進め方については一考する必要がある。

結果として、今回のワークショップでは、その多くがごみ出しや花を植えるなどのまち美化に取り組む内容のルールにとどまっている。これらはみち再生事業でなくとも、既に地元が中心となって取り組んでいた内容を踏襲したものに過ぎず、新たな道路整備と結びついた目新しく、特徴的なルールではない。ひまわり通りについては荷おろし用の駐車スペースを確保し、「ひまわりカード」という

駐車許可証を地元で発行して、管理していくという手法を提案したが実現には至っていない。カードを発行することで違法駐車の特免符になることを恐れた警察側が難色を示したのが主な理由であるが、実際には客待ちタクシーが駐車しており、サービス車両も駐停車しているのが実態である。その実態を改善するための施策が、逆に違法駐車を取り締まるべき警察側から拒否されることになったのは残念である。地元の意向を可能な限り汲めるような柔軟な運用が求められる。

(3) ワークショップ終了後から工事に至るまでの課題

ワークショップが終了し、整備案が策定されてから工事にかかるまで1年以上かかるケースが多かった。計画案を工事へと移していくための実施設計、警察との協議、予算確保など、クリアすべき課題が山積していたことなどが原因であるが、ワークショップの参加者からいつまでたっても工事が始まらないという不満の声があがるのももつともである。ワークショップ後は担当コンサルタントも基本的に地元から離れることになるため、関係者にはその途中経過が伝わりにくいことも指摘される。実施設計に至る段階である程度の設計変更も出てくることから、地元と行政との間の意思疎通を円滑に図っていくためにも、何らかのフォローアップ体制が求められる。

また、幅員2mの歩道を確保せずにイメージ歩道とする案や、カラーコーンを歩道に設置する案など、ワークショップによる協議を経て作られた案が警察に認められずに、やむなく設計変更を余儀なくされたケースもあった。ワークショップの合間に行政と警察との間で事前協議を行い、実施可能かどうかの方向性を示してもらうことが、計画案が無駄にならないためにも必要であろう。

(4) まちづくり全体を捉える広い視点の必要性

ある通りでは、歩道を設置してポールによる車止めを設置する案が提案された。しかし、自動車で購入物に来るお客さんが路上駐車できなくなるので困るという理由で反対された商店主の方がおられた。通りの安全性を確保するために歩道を設置し、違法駐車をなくすことを目的とした案を提示しているにもかかわらず、通りの安全性向上や地区全体のまちづくりのことには関心がなく、自分たちのエゴばかりを主張しているケースは他にも見られた。春日通りでも結果として歩道を設置することができなかったため、依然として路上に駐車して買い物をするお客さんが多いのが実状である。今後ますます高齢化社会が進展し、安全に、かつ安心して歩ける中心市街地づくりが求められることから、地区全体のまちづくりを考えるとという広い視点に立ち、道路交通問題についても考えていく必要がある。そのためにも、地域の方々がまちづくりへの理解を深めるためのPR活動や啓発に努めていかなければならない。

IV 今後の展望

(1) 新たな住民参加活動による通りの維持管理への期待

今回のワークショップ形式による通りづくりの最も大きな特徴は、地域住民や商店主などが自主的に参加して、計画案を作成し、整備後の維持管理ルールを考えていくことであった。通りによっては参加者が少なかったり、世代が偏っていたりするなどの課題もあったが、住民参加によって事業を実施してきた一連のプロセスは今後のまちづくりに向けて大きな財産となったことは間違いない。

道路部分の維持管理については、「道路サポーター制度」^(注2) や、「花咲く街かどづくり事業」^(注3) など、様々な制度を活用した取り組みが北九州市全体で取り組まれており、黒崎副都心地区において

も地域住民の方々が積極的に活動をされている通りがいくつも見られる。今後はこのような既存の制度を最大限に活用して、自分たちの通りは自分たちの手で育てていくという活動が黒崎副都心地区全体に波及していくことが期待される。

(2) 今後の黒崎副都心地区のまちづくりへ向けて

黒崎地区は市の副都心地区であると位置づけられたルネッサンス構想以降、様々な計画に基づいてまちづくりが進められてきた。しかし、郊外で相次いだ大型商業施設の開業の影響を受けて、中心市街地の商業は衰退し、活性化の起爆剤として期待された黒崎駅西地区再開発事業による「コムシティ」も開業後2年もたたずに閉鎖を余儀なくされた。周辺人口が減少もしくは停滞する状況においては、商圈の大幅な拡大も期待できず、大型商業施設の誘致による中心市街地の活性化には限界があることは明らかである。したがって、同地区においては、商業に過度に依存することを見直し、市民のニーズに対応した文化・学習機能の導入による新たな賑わい創出を目指していくべきである。

黒崎副都心地区は長崎街道の宿場町として発展してきた歴史・文化があり、高度成長期に工業都市の後背地を支えてきた市場や商店街が残っているなど、他にはない魅力ある都市空間を備えている。その中の通りが、みち再生事業によってバリアフリー化され、地域住民の手によって適切に維持管理されることで、高齢者や障害者をはじめすべての市民にとって移動しやすく、楽しく買い物ができるネットワークとして整備された。つまり黒崎副都心地区の魅力が高まるための条件は既に整いつつあると言える。あとはいかに地元の人々がその魅力を引き出して、外に向けて発信していくかが課題ではないか。中心市街地の活性化は、空き店舗の解消やイベントの誘致など、商業を盛り立てることだけではない。足もとの改善を地域の人々が協力して考え、その維持のために積極的に取り組んでいくという通りづくりの理念が今後のまちづくりに発展していくことを期待する。

(都市政策研究所 講師)

参考文献

北九州市 『黒崎通りづくり検討業務委託報告書』 平成14、15、16、17年度

注釈

- 1) ヒアリング調査は北九州市が平成17年10月～11月に実施した。調査に協力頂いたのは通行人200人（平日：100人、土日：100人）と沿線の商店主15人である。なお調査は、ワークショップにおけるファシリテータとしてひまわり通りの事業開始以来携わってきたコンサルタントである(株)九和設計が実施した。
- 2) 道路サポーター制度は、道路の清掃や異常の通報等を行うボランティア団体を支援する北九州市の事業で、道路清掃のほか、道路施設の点検、道路施設に異常を見つけた際の通報、花壇の手入れなどが主な活動内容である。対象となるのは、道路の清掃、美化活動を行う10人以上のグループで、活動延長が100m以上、年3回以上の活動が行えることが条件となる。本制度に登録すると、掃除用具や花苗等が支給される。
- 3) 花咲く街かどづくり事業とは、北九州市が提供する公共の場所に設置された花壇・プランターなどに個人・企業等協力者が花苗の購入から植付け等全ての管理を行う制度で、市民が花壇をつくりたい場合に花苗植付け・管理等に対して花苗等の一部が助成される。

北九州の魅力向上に向けた都市イメージに関する考察 —全国主要都市との比較調査結果より—

片岡寛之

- I 研究の目的と背景
- II 都市間比較調査における都市イメージの評価方法と結果
- III 都市イメージ調査における北九州の評価結果について
- IV 北九州の魅力向上に向けて

<要旨>

近年、中心市街地の衰退が全国の地方都市で深刻な社会問題となっている。そのような状況を改善し、活性化を図るべく、これまで多くの議論がなされ、それとともに法改正も行われてきた。

以上のような背景を踏まえ、本研究では、北九州の活性化に向けた都市政策のあり方を検討するために、都市イメージという側面からのアプローチを試みた。具体的には、まず、全国の主要都市間での都市イメージの比較調査結果をもとに、その全国的な傾向を示し、次に、北九州を対象を限定した考察により、都市イメージの構成要素ごとに取り組みの方向性を示し、最後に、北九州の魅力向上のために、重点的に取り組むべき内容をまとめた。

<キーワード>

都市イメージ (City Image)、都市景観 (Urban Landscape)、地方都市 (Regional Cities)

I 研究の背景と目的

戦後の高度成長期以来、わが国の都市は、人口の増加とともに発展と成長を繰り返し、その規模を拡大してきた。しかし、産業構造の転換をはじめ、社会情勢及びライフスタイルの変化等によって、都市構造にも変化が生じ、近年では多くの地方都市において、中心市街地の衰退が深刻な社会問題となっている。

これまで、都市計画の現場では、そのような時代背景や社会及び経済状況を踏まえつつ、都市をより良い方向へと導くべく、法改正を繰り返してきた。それは、経済至上主義により失われつつある都市のアイデンティティを模索する過程であるとも捉えることができる。

2006年8月に改正された中心市街地活性化法^(注1) (以降、新中活法)では、「選択と集中」というスタンスによって、国による支援スキームが抜本的に見直された。新中活法では、市町村が策定する基本計画の認定が内閣総理大臣に格上げされ、当該区域内での事業の実現性や有効性などについてかなり高い精度が求められるようになった。それと同時に、今まで以上に地方自治体の自主性や自立性が強く求められる内容となった。過去の反省を踏まえると、この自主性や自立性こそが、特に地方都市の活性化を図る上で、その成否を分ける大きな要因の一つになると考えられる。今後は、その拠り所となり得る都市のアイデンティティについて再認識する作業が必要となる。その際の手がかりの一つとして、本研究では都市イメージ^(注2)について考えてみたい。

都市イメージは、一朝一夕では得られず、長い年月の積み重ねによって、世間に浸透していくものである。また、都市イメージは、人の行動を喚起し、生活様式を左右するほどの力を持っており、都市の魅力

が何であるかを表すものと捉えることもできる。しかし、これらは漠然としたスローガンのような形で表現されることが多いため、それを具体的な都市施策に反映させることは困難である。とはいえ、その個性をうまく政策に結びつけていく作業こそが、地方都市の自主性や自立性を生み出す第一歩となる。

また、観光をはじめとするビクターズインダストリーの振興が全国的にも注目^(注3)されている現在、都市の魅力について、様々な視点から見つめ直すことは、産業振興という観点からも必要性が高い。その視点の一つが都市イメージであり、構成要素を明確に示した上で評価を行い、結果を比較することによって、都市の個性や魅力をうまく政策立案に反映させるための判断材料を得ることができる。

筆者は、これまでに住みよい都市を考える上での都市イメージについて、全国の主要54都市^(注4)を対象とした比較調査を行った。しかし、そこでは調査結果に対する十分な考察を行っていない。

以上を踏まえ、本研究では、上述の比較調査における都市イメージの検討過程及び評価結果をもとに、北九州を対象を限定した考察を加え、都市イメージの構成要素ごとに取り込みの方向性を示すこと、それをもとに、北九州の魅力向上を図る上で重点的に取り組むべき事項を抽出することを目的としている。

(注1) 中心市街地活性化法は、1998年、いわゆるまちづくり3法の1つとして制定された。その後、全国の約640地区で中心市街地活性化基本計画が策定され、国からの認定を受けた。しかし、当初期待された効果が十分に得られないまま、2006年8月に法律が改正され、それらの計画は全て白紙化された。北九州市においても、小倉都心地区、黒崎副都心地区、門司港地区、若松地区、八幡地区、戸畑地区の6地区の計画が白紙化され、新しい中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定に向けた検討が進められているところである。

(注2) ここで取り扱うのは、ケヴィン・リンチによる都市イメージ論を踏襲したものではなく、「イメージアップ」という言葉で表現される際の「イメージ」である。

(注3) 2003年、政府は観光立国懇談会の開催を決め、そこで2010年までに外国人観光客数の1000万人達成を目標として掲げた。それを受け、全国的にも観光を中心としたビクターズインダストリーの振興について関心が高まっている。北九州市においても、専門部署「にぎわいづくり企画課」(2006年4月)や、推進組織「にぎわいづくり推進本部」(2006年6月)を設置したほか、総合計画「まちづくり推進計画2010」で重要施策に位置づけるなど、ビクターズインダストリーの振興に向けた本格的な取り組みをはじめている。

(注4) 東京23区を除いた全国の政令指定都市及び都道府県庁所在都市に、三大都市圏(東京圏: 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、名古屋圏: 岐阜県・愛知県・三重県、大阪圏: 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)以外に位置する人口30万以上(平成12年10月時点)の都市を加えたもの。

II 都市間比較調査における都市イメージの評価方法と評価結果

ここでは、「住みよい都市—全国主要都市の比較調査—」の内容をもとに、都市イメージの構成要素や評価方法についての考え方をまとめ、評価結果に関する考察を行う。調査の概要は以下の通りである。

都市間比較調査の目的は、都市の住みよさに関する多数の要素について多くの都市間で比較し、各都市の長所や短所を把握することによって、都市政策立案のための有用な情報を提供すること、また、市民が自分の暮らしている都市を見直す契機を得るための素材を提供することである。

都市の評価を行うために、まず、都市の住みよさを表す要素を、「自然」、「居住」、「経済」、「公共基盤」、「文化・教育」、「健康・安全」、「都市イメージ」の7項目に大別し、次に、各項目を中項目、小項目へと階層的に分類し、さらに、小項目ごとに評価指標及び評価方法を定めた。それをもとに、各種統計データの収集や現地調査等を行い、各都市の評価を行った。その評価値を偏差値化して、中項目で平均化、大項目で平均化したものを最終的な都市の評価結果とした。

1 都市イメージの考え方について

都市イメージとは、都市社会の様々な側面を感覚的に捉えたものである。そして、感覚的であるが故に、その視点（都市のどんな部分を指しているのか）や、捉え方（特定のイメージについて、良いと考えるか悪いと考えるか）、結果として連想される内容は様々である。また、人は都市イメージによって直接的に住みよと感じることよりも、都市イメージによって得られる何らかの感覚を通じて住みよ、もしくは住んでみたいと感じることの方が多いと考えられる。

2 都市イメージの構成要素

まず、人々が都市社会を介して共有すると思われる代表的な感覚として、「楽しさ」、「美しさ」、「誇らしさ」という3つの代表的な感覚を取り上げた。次に、それらの感覚が人々と都市との間のような関係性から生まれるものなのかを考え、その関係性を端的に表せる要素を都市イメージの中項目とした。

「楽しさ」は、主に都市内での活動や体験を通して得られる感覚であることから、1つ目の項目を「余暇・娯楽」、「美しさ」は、都市の姿かたちを視覚的に捉えることで得られる感覚であることから、2つ目の項目を「都市景観」、「誇らしさ」は、都市の有する歴史や文化に触れることで伝わってくる感覚であることから、3つ目の項目を「誇り・知名度」とした。

さらに、以上の3項目を次のような視点でそれぞれ細分化（表1）した。まず、余暇・娯楽については、生活に潤いや楽しさをもたらす要素として、「買い物・食事」、「スポーツ観戦」、「娯楽」という3項目、次に、都市景観については、そのものの姿から美しさを感じさせる要素であるため、不特定多数の人の目に触れやすく、より強い印象や影響を与えやすい「駅前」の景観、「商業地区」の景観、「業務地区」の景観という3項目、最後に、誇り・知名度については、都市固有の歴史や文化等を人々に伝える媒体、もしくは、それに起因して得られる要素として、「名所・旧跡」、「祭り・イベント」、「知名度」という3項目に分類した。

3. 都市イメージの評価方法と評価結果

（1）評価方法

主に定性的な評価基準を独自に設定し、それをもとに5段階評価を行った。また、「1-1買い物・食事」、「2-1駅前の景観」、「2-2商業地区の景観」、「2-3業務地区の景観」については、全対象都市において現地調査を行った。

なお、統計数値を用いない定性的な判断基準による評価では、主観的な判断に偏りやすいので、全ての項目について、根拠となる情報や写真等を示しながら、調査スタッフ間での検討を重ね、最終的な評価を下した。表2に9つの小項目の評価基準を示す。各項目の評価対象及び評価の基本的考え方は以下の通りである。

表1 都市イメージの評価項目一覧

1. 余暇・娯楽	2. 都市景観	3. 誇り・知名度
1-1 買い物・食事	2-1 駅前の景観	3-1 名所・旧跡
1-2 スポーツ観戦	2-2 商業地区の景観	3-2 祭り・イベント
1-3 娯楽	2-3 業務地区の景観	3-3 知名度

表2 各項目の評価基準

1 余暇・娯楽	「1-1 買い物・食事」	
	評価	評価基準
	5	繁華街に広がり・回遊性があり、非常に多くの店が集積している、選択の幅が十分にあり、活気ある雰囲気である
	4	「繁華街にある程度の広がりがあり、多くの店が集積している」または、「特徴的な繁華街があり、多くの店が集積している」
	3	ある程度、店が集積している、選択の幅がある
	2	繁華街にあまり広がりがなく、あまり活気ある雰囲気ではない
	1	店の種類や数が少なく、活気ある雰囲気ではない
	「1-2 スポーツ観戦」	
	評価	評価基準
	5	次の2つ以上に該当する（プロ野球のホームチームがある、プロサッカーのホームチームがある、大相撲が開催される） 例：福岡→全て、横浜→野球とサッカー
	4	「上記の1つに該当する」または、「歴史のある国際的なスポーツ大会が毎年開催される」 例：大分→サッカー
	3	次のいずれか1つに該当（国内で有名なスポーツ大会が毎年開催される、「プロ野球またはプロサッカーの試合が年間数試合行われる」、「プロ野球のキャンプ地になっている」） 例：前橋→ニューイヤー駅伝、松山→プロ野球数試合、宮崎→プロ野球のキャンプ地
2	地域で有名なスポーツ大会が開催される	
1	その他	
「1-3 娯楽」		
評価	評価基準	
5	次に示す娯楽の多くが揃っており（アミューズメント施設等、スキー場、マリッジ、動物園、植物園、水族館、公営ギャンブル）かつ、有名な施設がある	
4	上記娯楽の多くが揃っている	
3	「ある程度、選択の幅がある」または、「選択の幅は広くないが、特徴的な面がある」	
2	選択の幅があまり広くない	
1	その他	
2 都市景観	「2-1 駅前の景観」	
	評価	評価基準
	5	景観阻害要素が目立たず、駅前広場に十分な歩行者空間があり、樹木や植栽が配され、きれいに整備されている
	4	駅前広場にある程度の歩行者空間があり、樹木や植栽が配されていて、全体的にすっきりとした印象である
	3	次のいずれかに当てはまる（「駅前広場にゆとりはあるが、比較的景観阻害要素が目立つ」、「駅前広場にそれ程ゆとりはないが、比較的すっきりとした印象である」）
	2	以下のいずれかに当てはまる（「景観阻害要素はあまりないが、全体的に殺風景である」、「全体的に雑然とした印象である」）
	1	駅前広場に歩行者空間が少なく、景観阻害要素が目立ち、雑然とした印象である
	「2-2 商業地区の景観」	
	評価	評価基準
	5	景観阻害要素がほとんどなく、全体的にゆとりがあり、統一感のある美しいまちなみを形成している
	4	繁華街が、多くの樹木や植栽により美しく彩られている
	3	比較的すっきりとした印象である
2	景観阻害要素が多く、ゆとりはあるものの、雑然とした印象である	
1	あまりゆとりがない上に、広告看板や放置自転車がかかり目立ち、雑然としている	
「2-3 業務地区の景観」		
評価	評価基準	
5	特徴的な目抜き通りが豊かな並木や植栽で彩られ、雰囲気が良い	
4	「地区内の目抜き通りに美しい並木が連なり、開放感がある」または、「緑豊かで落ち着いた雰囲気の地区を形成している」	
3	「全体的に比較的落ち着いた雰囲気である」もしくは、「清潔感があり、すっきりとした印象である」	
2	ある程度のゆとりはあるが、やや閑散とした雰囲気である	
1	全体的にゆとりがなく、雑然とした雰囲気である	
3 誇り・知名度	「3-1 名所・旧跡」	
	評価	評価基準
	5	極めて多数の歴史的シンボルを有する代表的な都市 例：京都、奈良
	4	多くの観光名所を有する都市、または国内有数の観光名所を有する都市 例：金沢→兼六園や金沢城ほか、鹿児島→桜島
	3	比較的有名な観光名所を有する都市
	2	地方で有名な観光名所を有する都市
	1	その他
	「3-2 祭り・イベント」	
	評価	評価基準
	5	国内有数の祭り・イベントがある 例：札幌→さっぽろ雪まつり、仙台→七夕まつり
	4	知名度の高い伝統的な祭り・イベントがある 例：青森→ねぶたまつり、高知→よさこい祭
	3	地方有数の伝統的な祭り・イベントがある 例：岡山→おかやま桃太郎まつり
2	周辺都市で有名な祭り・イベントがある	
1	その他	
「3-3 知名度」		
評価	評価基準	
5	国際的に知名度の高い都市	
4	「メディアへの露出度が多い都市」または、「都市名から様々なことが連想される全国的に知名度の高い都市」	
3	比較的知名度の高い都市	
2	名前だけは知られているものの、どんな都市であるか比較的に連想しにくい都市	
1	その他	

①「1-1 買い物・食事」

ここでは、主に休日の余暇活動としての買い物や食事を行う場所である繁華街の環境について評価を行った。具体的には、その都市の繁華街において、買い物をしたり食事をしたりしながら、楽しい時間を過ごせるかどうかを重視しており、選択肢の多さ、店舗の集積状況、雰囲気、回遊性などを評価のポイントとした。

②「1-2 スポーツ観戦」

情報技術の進歩やテレビ性能の向上等により、自宅におけるスポーツ観戦環境は、昔と比べると随分良くなったといえる。しかし、実際に競技場に足を運んで観戦すれば、テレビでは味わえない良さがある。また、そのような場所が都市内にあれば、多くの人が定期的に来ることになり、街の賑わいづくりに一役買うことができる。

以上のような考え方を踏まえ、評価対象は、より多くの人を楽しめる、あるいは興味を持てるスポーツとし、観戦機会の多さ、観戦対象の継続性や歴史、知名度などを評価のポイントとした。

③「1-3 娯楽」

娯楽には、観覧型と体験型の2種類がある。前者は映画や舞台など、後者は遊園地や遊戯施設などで、その種類は様々である。バラエティに富んだ娯楽の場を提供することができれば、そこで暮らす人だけでなく、その都市の楽しさを広くアピールすることができる。

以上のような考え方をもとに、都市内における娯楽の選択肢の多さを評価のポイントとした。ただし、映画館やボウリング場などのように、どの対象都市内にもその都市規模に見合った数の施設があるようなものについては評価対象から除外した。

④「2-1 駅前の景観」

都市の玄関口となる駅は、最も重要な交通結節点であり、日頃から不特定多数の人々が行き交う場所である。そこからの景観は、来街者が最初に目にする都市の姿であり、それが第一印象となる。

ここでは、都市の玄関口となるJR駅の駅前広場のうち、その都市の中心商業地側に面している駅前広場を対象とし、周辺建物の美観、駅前広場の開放感や雰囲気などの面から評価を行った。

⑤「2-2 商業地区の景観」

デパートや商店街などが集積している、都市内の代表的な商業地区、いわゆる中心商業地を評価の対象とした。日本をはじめ、アジア諸国にある中規模以上の都市の中心商業地は、統一感のない雑然とした佇まいをしていることが多く、商業地としての性格上、街の中には派手な広告や看板が溢れている。その様子から賑やかな印象を受けることはあっても、美しいと感じることは少ないだろう。したがって、商業地区の景観を美しさの面から肯定的に評価することは難しい。

以上を踏まえ、景観阻害要素が目立たないかどうかを評価のポイントとした。

⑥「2-3 業務地区の景観」

オフィスビルや官公庁が建ち並んでいる都市内有数の目抜き通り一帯を評価の対象とした。業務地区の目抜き通りは、ビルに囲まれた空間にゆとりを与え、街路を彩る並木や植栽等の緑は無機質な空間に潤いを与えてくれる。

以上を踏まえ、ここでは、業務地区にある目抜き通りの植栽、目抜き通り一帯のゆとりや落ち着きといった点をポイントとして評価を行った。

⑦「3-1 名所・旧跡」

ここでは、歴史的なイメージが強いかどうか、または、観光対象となるような名所や旧跡などの歴

史的シンボルを多数抱えているイメージがあるかどうかを評価のポイントとした。

⑧「3-2祭り・イベント」

ここでは、その都市に文化として根付いているような祭りやイベントを対象とし、その知名度の高さを評価のポイントとした。

⑨「3-3知名度」

都市の知名度を高める要因は、歴史教育、小説や文学作品、映画やテレビ、雑誌等様々である。多くの場合、それらの情報を介して都市の様子を連想するため、都市の知名度に差が出ることになる。

ここでは、都市を形容する多くの魅力的なイメージがあるかどうか、また、どれだけ広く知られているかを評価のポイントとした。

(2) 評価結果

評価結果の一覧を表3に示す。小項目の数値は、評価値を偏差値化したもので、中項目及び大項目の数値は、それぞれ小項目及び中項目の数値を平均化したものである。

余暇・娯楽の評価結果は次の通りである。最も評価が高かったのは、全ての小項目において最高評価（偏差値平均：68.2）を受けた札幌市、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、福岡市で、京都市（64.5）や広島市（64.3）がそれに次ぐ結果となった。このような結果になった背景として、「1-1買い物・食事」や「1-3余暇・娯楽」については、選択肢の多さが大きなポイントとなっていること、「1-2スポーツ観戦」については、かなりの集客力を必要とするプロ野球のホームチームの立地を高評価の条件としていることなどが考えられる。今回上位を占めた都市はいずれも100万人以上の人口を有し、各地方を代表する中核的な都市であるため、ポテンシャルの高さがそのまま結果に表れたといえる。

都市景観の評価結果は次の通りである。札幌市（偏差値平均：72.0）の評価が最も高く、仙台市（64.4）、横浜市（64.4）、甲府市（62.9）、高松市（60.6）、宮崎市（60.6）などがそれに次ぐ結果となった。都市景観については、余暇・娯楽とは異なり、あまり都市規模には左右されなかった。なお、ここでの評価は、美しさのようなプラス要因を積極的に評価すると言うよりも、マイナス要因が少ない場合に評価が高くなるような基準であった。そのため、比較的高評価であった上記以外の都市の中には、その評価結果自体を肯定的に捉えにくい部分もあり、評価基準及び評価方法については改善の余地が残されている。

誇り・知名度の評価結果は次の通りである。最も評価が高かったのは、全ての小項目で最高評価を得た京都市（偏差値平均：70.6）で、長崎市（66.9）、神戸市（63.6）、奈良市（63.6）、札幌市（63.1）、仙台市（63.1）、大阪市（63.1）、福岡市（63.1）などがそれに次ぐ結果となった。ここでは、名所・旧跡もしくは祭り・イベントで特に高い評価を得た都市が上位を占めている。

以上を総合した都市イメージの総合評価結果を見ると、札幌市の評価（偏差値平均：67.8）が最も高く、神戸市（63.7）、横浜市（63.2）、福岡市（62.7）、京都市（62.2）などが上位となった。特に、札幌市がほとんどの項目で最も高い相対評価を得ている点、上位5都市がいずれも「1-1買い物・食事」、「1-3娯楽」の項目で最も高い評価を得ている点などが特徴的であった。一方、福井市の評価（偏差値平均：39.8）が最も低く、大津市（41.8）、津市（41.9）、さいたま市（42.1）、鳥取市（43.1）などが下位を占める結果となった。

全体的には、地方を代表する集客型の都市が上位を占め、それに次いで、金沢、鹿児島、長崎、宮崎、高知など、観光地として知られている都市の評価が高かった。

Ⅲ. 都市イメージ調査における北九州の評価結果について

1. 余暇・娯楽について

北九州に対する「買い物・食事」の評価結果は偏差値55.7（評価値：4）、「スポーツ観戦」の評価結果は偏差値46.4（評価値：3）、「娯楽」の評価結果は偏差値58.1（評価値：4）となり、それらを総合化した余暇・娯楽に関する評価結果は、偏差値平均が53.4（54都市中12位）となり、上位グループに位置づけられた。図1に小倉都心部の概略図を示す。

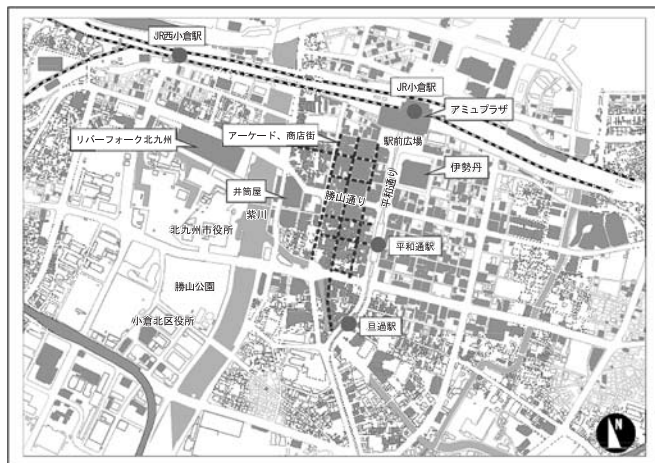


図1：小倉都心部の概略図

(1) 買い物・食事

ここでは、小倉駅周辺から魚町商店街、リバーウォーク周辺までの一帯を調査対象地区とした。

小倉都心部では、これまでに、駅の再開発や紫川マイタウン・マイリバー整備事業に伴う様々な開発等によって、繁華街の両端に位置する核となる施設の整備はうまく進められたが、それらを繋ぐ場所に位置し、繁華街の大部分を占めるアーケード街だけが、その流れから取り残された状態になっている。日本初のアーケードという意味では貴重であるが、そうであるが故に、通路幅が狭く全体的に窮屈な印象である。また、開放感のある目抜き通りもなく、買い物エリアの大部分を古いアーケードが占めているため、全体的に雑然とした印象を受けてしまう。そのため、ある程度の店舗は集積しているものの、評価の高かった都市と比べると、空間的な質の面で大きな差を感じた。

一方、今回対象とした都市の中心部には見られなかった小倉の特長として、川に向かって商業地が開いているという点が挙げられる。2006年3月には勝山公園の拡幅工事が終わり、紫川沿いに緑豊かで開放的な空間が生まれた。そのため、紫川周辺エリアは、とても快適な空間になっている。しかし、小倉駅からそこに至るまでのアーケードや目抜き通りの質との間にはかなりのギャップがある。

したがって、その部分の雰囲気改善に取り組んでいけば、全体的な印象も大幅に良くなると考えられる。

(2) スポーツ観戦

北九州市は、政令指定都市の中で唯一プロスポーツチームを持っていない都市である。そして、高評価の要因となるプロ野球チームとプロサッカーチームの両方を、すぐ隣の福岡が抱えているという状況である。特にプロ野球チームの誘致については、都市自体の吸引力や集客面から見ても、かなり難しい状況にあるといえる。しかし、プロサッカーチームについては、可能性が感じられる。北九州では、2001年に北九州フットボールクラブが設立され、現在ではサッカーチーム（ニューウェーブ北

九州)が将来のJリーグ昇格に向けて努力を重ねているところである。また、チームを運営するクラブは2005年にNPO法人格を取得し、チームの支援の輪を更に広げ、北九州市の「青少年の健全育成」及び「地域の活性化」を目指して積極的な活動を展開している。近年では、Jリーグをはじめとして、企業主導型ではない地域密着型のスポーツチームづくりへの関心が高まっているため、このような形でスポーツ全般に対する支援体制の充実と連携を図り、その裾野を広げることで、定期的なスポーツイベントの開催にも繋がっていくものと考えられる。

(3) 娯楽

北九州にはアミューズメント施設(スペースワールド)、マリインレジャー、動物園・植物園(到津の森、グリーンパーク等)、公営ギャンブル(競馬場、競輪場、競艇)といった多くの娯楽要素が揃っているため、比較的评价が高かった。評価基準の中で足りない要素はスキー場と水族館だけであったが、いずれも必要性が高いとはいえない。水族館は対岸の下関市にあり、比較的容易にアクセスできるため、市内に新たなものを作るよりも、周辺との連携を高めた方が、北九州都市圏全体の活性化という意味では効果的である。つまり娯楽要素については若干広域的な視点も必要だといえる。

他都市と比較して北九州が最も特徴的な点は、競馬、競輪、競艇という公営ギャンブルのほとんどが揃っている点である。公営ギャンブルは昔に比べるとクリーンなイメージになってきたものの、未だにネガティブなイメージが残っており、自治体としては、それらを積極的にアピールするようなスタンスを取りづらい分野だと考えられる。しかし、実際にそれを目当てに全国から多くの人々が北九州を訪れていることも事実である。したがって、ギャンブル促進を行うわけではなく、それを呼び水として北九州に足を運んでもらい、いかにして他の良い部分をアピールし、余った時間を消費してもらうかということについて工夫すべきである。そこで魅力的な印象を与えることができれば、違う目的で街を訪れてもらえるようになる可能性もある。そのような視点で具体的な戦略を立てた上で、積極的に売り出すと効果的だと考えられる。

2. 都市景観について

北九州に対する「駅前」の景観の評価結果は偏差値で50.8(評価値:3)、「商業地区の景観」の評価結果は偏差値51.4(評価値:3)、「業務地区の景観」の評価結果は偏差値41.2(評価値:3)となり、それらを総合化した都市景観に関する評価結果は、偏差値平均が47.8(54都市中27位)であった。

(1) 駅前の景観

評価対象は、JR小倉駅南口の駅前広場及びその周辺建物による景観である。JR小倉駅は、1995年に北口駅前広場、1997年に駅ビル、南北公共連絡通路、南口ペデストリアンデッキ、1998年に都市モノレール小倉線延伸による駅ビル内乗り入れ、北口ペデストリアンデッキなど、数々の整備によってその機能が高度化された。その結果、駅前広場はゆとりのある空間となり、街から見た雰囲気は様変わりした。しかし、駅周辺地区では建物の更新が進んでおらず、特に駅前広場の西側一帯は雑然とした状況で、広場を取り囲むビルは消費者金融などの広告看板で埋め尽くされているため、著しく駅前景観の質を低下させている。また、周辺建物の高さやデザインがバラバラであるため、全体的に統一感の感じられない空間となっている。

駅前空間は公共性の高い場所であり、その景観は都市の共有財産だといえる。長期的には、周辺建物の更新によって統一感のある街区形成を図ることが望ましいが、まず短期的な対策として、広告看

板をはじめとする景観阻害要素を排除して、少しでも現状の雰囲気改善していくべきである。それと同時に、法的な規制力を持つようになった景観条例^(注5)の制定によるルールづくり等、都市の玄関口にふさわしい景観形成に向けた取り組みを進める必要がある。

(2) 商業地区の景観

日本の都市の場合、ヨーロッパの諸都市のように、建物のデザインや統一感によって、良好な都市景観が形成されている例はほとんど見られない。特に商業地区の場合、沿道建物に連続性や統一感はなく、地区一帯が広告看板や路上駐輪をはじめとする景観阻害要素によって埋め尽くされていることが多いため、雑然とした印象を受けやすい。決して前向きな発想ではないが、そこに規則正しく並んだ街路樹が加われば、歩いている人にとって、それらのマイナス要素は目立たなくなる。今回の調査では、そのような都市の評価が比較的高くなっている。

多くの建物が数十年単位で更新されるのに対し、樹木はじっくりと時間をかけて生長し続けるものであるため、それを利用して統一感を演出するというのも有効な手段の一つである。つまり、街路樹とともに景観を育てていくという発想である。例えば、パリの街の美しい街路樹は長い年月を経て現在の姿になり、国内においては、仙台市の並木道なども長い時間をかけて育まれ、市民の財産、都市のシンボルとなっている。また、横浜市や神戸市の繁華街の場合、よく見ると広告看板が溢れているが、豊かな緑で街路空間が覆われているため、歩いても雑然とした印象を受けることは少なかった。それを踏まえると、小倉の商業地には緑が不足しているように感じた。本来ならば、様々な要素をうまく調和させて良好な景観形成を図るべきだが、そのような視点も選択肢の一つとして持つべきである。

評価対象とした、デパートやアーケードが立地している勝山通りの一部（平和通りから紫川）は、幅員もあまり広くなく、その雰囲気は百万都市の目抜き通りとは思えないほど貧相に感じられた。今後は、何とかしてこの部分の雰囲気を変えていかなければならない。最も理想的な方法は、沿道建物が更新される際、建物をセットバックさせて開放感を生み出し、沿道建物のデザインや高さ等を統一したものにしていくことである。しかし、そのためには多くの時間が必要となる。したがって、長期的にはそのようなビジョンを持ち、その一方で、停車線化している車道を減らして歩道を広げ、並木道にするなど、今からでも実行可能で効果の高い方法によって、場所を限定した集中的な改善を図ることも一つの方法である。(写真1、2) それにより、景観整備の重要性が人々の間で認知されれば、長期的ビジョンの実現性も高まる。



写真1：現在の勝山通り



写真2：歩道拡幅による街路樹整備イメージ

(3) 業務地区の景観

評価の対象とした場所は、オフィスビルや金融機関が建ち並ぶ勝山通りの一部(平和通りから東側)である。ここでは、主に業務地区にある目抜き通りの質の面から評価を行っているため、北九州の評価はあまり高くならなかった。高評価を得た札幌市(写真3)や大阪市(写真4)などは、代表的な業務地区が広幅員で緑豊かな目抜き通りを軸として構成されており、その雰囲気には風格が漂っていた。北九州の業務地区は、そのような風格のある目抜き通りを持っていない。また、現在の小倉都心部には古いビルが多く、それらの更新が進まない状況にある。そのため、東田地区等に整備されたような高度な機能を持つオフィスビルへの潜在的ニーズは高いと考えられる。小倉駅南口東地区では、2000年に準備組合が設立され、現在、都市計画道路とオフィスビルとの一体的な再開発が計画されている。この計画が実現して、都心の玄関口に最新のオフィスビルが立地することになれば、都心内部でのオフィスビルの更新が一気に動き出す可能性があり、それを契機に業務地区の環境が改善されることが期待される。



写真3：大通公園(札幌市)



写真4：御堂筋(大阪市)

3. 誇り・知名度について

この分野の各項目は、都市の歴史や文化に深く関わりを持っており、評価結果は、その知名度によって大きく左右されている。そして、歴史的文化的イメージの構築には、かなり長い年月を要する。以上を踏まえると、旧五市の対等合併によって誕生した本市における、この分野でのインパクトは、他都市と比べて低くならざるを得ない。そこで、対等合併という特殊な背景を生かし、それぞれが持つ歴史や文化をうまく繋ぎ合わせるような視点でストーリーを組み立てて、それを広くアピールするのも一つの手段である。

また、ポイントを一点に絞って、それを徹底的かつ継続的にアピールし続けることでイメージを確立させ、戦略的に知名度の向上を図っていくことも考えられる。例えば、門司港レトロは、その企画内容に海峡という特殊な立地条件が相俟って、多くの観光客を集める市内有数の観光スポットになっているため、その候補の一つとして考えることができる。また、MM事業などによって整備を続けてきた紫川周辺エリアを、北九州のシンボリック空間としてアピールすることも考えられる。

いずれにせよ、この分野に関しては、地道な取り組みを積み重ね、イメージを定着させていくことが求められる。

(注5) 2004年に制定された景観法により、法律的な規制力を持つ景観条例の制定が可能となった。これにより、「景観計画」の指定区域における新築や変更の届出が義務づけられ、計画に対する変更勧告が行えるようになった。また、重点エリアとして「景観地区」を指定した場合、当該地区内では、建築物の色やデザイン、高さ等に対し、市長の認定を受けるまでは工事に着工できないというような強い規制力を持つ「認定制度」が導入された。それに他関連して、屋外広告物や都市の緑に関する制度の見直しも行われた。

IV 北九州の魅力向上に向けて

以上、都市イメージの調査結果の概要を示し、それをもとに各要素における北九州の取り組みのあり方について検討を行った。その内容を踏まえ、北九州の魅力向上と活性化に向けて、特に力を入れていくべき点を以下にまとめた。

①特徴を活かしたシンボル空間づくり

小倉都心部は、商業地が川に向かって開けているという点で非常に特徴的である。その紫川は、長年にわたる河川浄化の取り組みによって生まれ変わり、マイナスイメージからの脱却に成功した。そして、河川拡幅に伴う橋梁の架け替えや隣接する勝山公園の拡幅等によって、その一帯の雰囲気は大きく様変わりし、シンボル性の高い空間になった。

今後も紫川を中心としたシンボル性の高い空間づくりを継続的に進め、多くの人々に利用してもらうことで、小倉都心部の魅力が高まっていくことが期待される。

②ゆとりのある都市空間づくりと良好な景観の形成

多くの人々が行き来する小倉駅周辺及び勝山通りに重点的においた景観整備を行い、アーケードや商店街が連続する魚町地区の雰囲気改善に取り組んでいくべきである。

特に景観については、長期的視点と短期的視点の両方から整備方法の検討を行い、たとえ膨大な時間を要するとしても、その成果が都市の財産となり、市民の誇りとなることを念頭に置き、着実に取り組みを進めていくことが求められる。

③地道な都市セールスによる知名度向上

都市イメージに関する他都市との比較評価結果を見る限り、北九州に突出して良い部分はなく、そのほとんどが平均的な結果であった。つまり、北九州は都市イメージという側面では、良くも悪くも目立った特徴がないということである。そのことは、他都市の人が北九州を訪れる主な動機がないという風にも解釈することができる。住む人にとって魅力的な街であることが絶対条件ではあるが、都市の活性化のためには来街者も必要である。したがって、まずはセールスポイントを発掘し、それを徹底的かつ継続的にアピールすることで、知名度の向上を図るような取り組みが必要である。

(都市政策研究所 講師)

[参考文献]

(財)北九州都市協会『住みよい都市 ー全国主要都市の比較調査ー』共同通信社、2004年
『紫川マイタウン・マイリバー整備事業の事業効果に関する調査』北九州市、2005年
「北九州都市協会研究報告集 第15号」(財)北九州都市協会、2006年

求められる市民センター館長像、及びその館長研修とは？

岩丸明江

【要約】北九州市の市民センター館長研修について、期待される館長像と研修内容について関係者にインタビューを行った。館長の力量については、コーディネート力や支援力など、関係者の視点として共通項は多かったが、どのように地域をオーガナイズするかは、地域ガバナンスとの整合性への配慮など、より詳細な検討が必要であると思われた。研修形式は、より課題解決的研修を志向している回答者が多いが、現状にいくつかの工夫で加味するだけでも、より実践的な研修になるように思われた。担当課は、今後、研修の体系的な整備を検討しているとのことである。

北九州市では全市－区－小学校区の市民センター、という三層構造を意識した地域づくりが行われている。その第3層である市民センターは、様々な地域課題解決のための拠点と位置づけられており、それぞれのセンターの館長には、ある種のリーダーシップを含め、多くの期待が寄せられている。

今回、この館長に対する研修について、その期待される資質、力量などの館長像と研修内容とのマッチングについて検討した。まず、館長経験者が抱く現場での実感をベースに、求められるリーダーシップのあり様を考え、既存の研修内容を検討する。

I 館長経験者へのインタビュー

1. インタビュー対象と聞き取り項目

今回のテーマのために4人の館長経験者、A～Dさん（現役・前職）にインタビューした（平成18年10～11月）。あらかじめ、「(1)館長の資質及び望ましい館長像、(2)必要な研修内容、(3)研修のシステム」について聞き取りをさせていただくことを伝え、表1～2の館長研修の実績（平成17、18年度）の資料をお渡しして、各1時間程度話していただいた。4人の方は、日頃の活動から、非常に問題意識が高く、意欲的に事業に取り組まれている方で、筆者の諸活動で関わりのある方である。以下、3点についての意見の要旨である。

2. インタビュー結果の概容

(1)館長の資質及び望ましい館長像

①Aさん（前職 社会教育関係者）

館長にはカリスマ性が必要だと思う。裏打ちされたビジョンがしっかりとあって、TPOがわかる人。自分が先頭にたって汗を流すべき時にはふさわしい姿勢で汗を流す。活動内容をしっかり把握し、共感力が高く、支援する力があること。ネットワーク力、コーディネート力があり、育てる力があること。また、職員を研修する力も必要。館長は先進事例を知っていて、新しい風を地域に入れていく。そして、孤立しない事が大事。

②Bさん（前職 企業関係者）

館長は地域づくりのコーディネーター。親しみやすい人。とにかく現場にいること。そして、役所とのパイプ役。なにかしようと思ったら、どうすれば人が喜んで参加するか、よく観察し、広報する。

地域の現状をよく把握した企画力が必要になってくる。その企画は、そのときだけに終わってはダメ。定例行事に流されるのではなく、次につながる交流になるものにしていく。そして、人に伝える

月日	時間	研修内容	講師
平成17年度 5月12日 (火)	9:15～9:30	開講式及びオリエンテーション	
	9:30～10:40	北九州市のコミュニティ施策とセンターにおけるコミュニティ活動	総務市民局市民センター室長 大庭茂義
	10:50～12:00	北九州市の生涯学習施策とセンターにおける生涯学習活動	教育委員会生涯学習部長 丸田圭一 教育委員会生涯学習部主幹 吉川豊
	13:00～14:10	北九州市の保健福祉施策とセンターにおける保健福祉活動	保健福祉計画課長 倉富正明
	14:20～15:30	地域づくりを考える ～地域での実践を通して①～	八尾まちづくり協議会事務局長 周崎稔
	15:40～16:50	地域づくりを考える ～地域での実践を通して②～	枝光北市民センター館長 大河内哲子
5月13日 (金)	9:00～12:00	館長に求められるリーダーシップとコミュニケーション能力	北九州市社会福祉ボランティア 大学校 亀津正武
	13:00～17:00	住民主体の地域づくりについて	(株)アーバンデザインコンサル タント取締役技術営業部長 十時裕
月日	時間	研修内容	講師
平成18年度 5月11日 (木)	9:30～10:00	開講式及びオリエンテーション	
	10:00～12:00	北九州市のコミュニティ施策とセンターにおけるコミュニティ活動	総務市民局市民センター室長 大庭茂義
	13:00～14:20	本市の生涯学習施策とセンターにおける生涯学習活動	教育委員会生涯学習部長 丸田圭一 教育委員会生涯学習部主幹 吉川豊
	14:30～15:50	本市の保健福祉施策とセンターにおける保健福祉活動	保健福祉計画課長 倉富正明
	16:00～17:00	本市の環境施策とセンターにおける環境活動	環境局計画課資源化推進係長 中村英治
5月12日 (金)	9:00～12:00	館長に求められるリーダーシップとコミュニケーション能力	北九州市社会福祉ボランティア 大学校 亀津正武
	13:00～14:00	館長のサービスと倫理	総務市民局市民センター主査 横山久
	14:15～15:15	館長のあり方 ～現場の実践を通して～	元大原市民センター館長 前地域活動推進員 鶴原靖伸
	15:30～16:30	館長業務及び新任館長研修全般についての質疑応答	総務市民局市民センター室長 大庭茂義 元大原市民センター館長 前地域活動推進員 鶴原靖伸

表1 H17,18年度 新任館長研修内容

月日	時間	研修内容	講師
平成17年度 ※7月12日 (火)	9:15～9:35	開講式及びオリエンテーション	
	9:35～10:00	館報コンクール表彰式	教育委員会生涯学習課
	10:00～12:00	人権研修	人権啓発センター人権啓発指導員 清原堅
	13:00～14:45	「まちづくり」は「ひとづくり」 ～人づくりは学習活動から～	九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センター所長・教授 古市勝也
	15:00～17:00	コミュニティ論 ～これからの地域コミュニティのあり方～	法政大学法学部教授 名和田是彦
15日 (金)	9:00～17:00	ファシリテーター入門研修	NPO法人 GGPジェンダー・地球市民企画 岩丸明江
22日 (金)	9:30～12:00	地域の底力をつけよう ～市民センターと地域の連携のありかた～	島根県益田市教育委員会生涯学習課 地域教育コーディネーター 大畑仲幸
26日 (火)	13:00～15:00	市民が親しみやすい市民センター作りと職員のOJT	秋月オフィス教育コンサルタント 秋月枝利子
	15:00～17:00	地域の人材養成、館長(地域のリーダー)の果たす役割、市民が主役で住民を本気にさせる地域づくり	北九州市社会福祉ボランティア大学校長 亀津正武
時間	研修内容	講師	9:15～9:35
平成18年度 ※7月6日 (木)	9:00～9:45	開講式及びオリエンテーション	
	9:45～10:00	人権研修	教育委員会生涯学習課主幹 吉川豊
	10:00～11:40	人権研修(講義と人権映画)	人権啓発センター人権啓発指導員 吉永史郎
	11:45～12:00	市民センターを拠点とした健康づくり	保健福祉局健康推進課長 伊藤真由美
	13:00～14:45	まちづくりに果たす市民センターの役割	聖徳大学人文学部教授 福留強
	15:00～17:00	地域づくり	西日本工業大学デザイン学部教授 北村速雄
10日 (月)	13:00～17:00	ファシリテーター入門	NPO法人 日本ファシリテーション協会 田坂逸朗
11日 (火)	13:00～17:00	生涯学習と市民センターの関わり ～ワークショップ～	福岡教育大学教育学部教授 井上豊久
13日 (木)	13:00～17:00	市民センターの役割と運営の工夫	北九州市立大学非常勤講師 山下厚生
		なせば成る・理想のリーダー像 ～上杉鷹山に学ぶ～	北九州市社会福祉ボランティア大学校長 亀津正武

表2 H17,18年度 館長研修内容

力。たくさんの説明はいらぬが情報共有は大切。地域によっては、いろいろな事情があるので、「自分が、自分が」ではダメ。地域に育ててもらえるように柔軟でないとけない。

③Cさん（前職 社会教育関係者）

館によって格差がついてきた感がある。同じところで5、6年やっていると、館長がするのではなく、（地域の力を）「引き出す」ということがわかってくる。こういう問題に対して、こういう学習を起こしていく、ということができないとけない。なにかのイベントでも、「何人、来たか」ではない。その行事によって、よい環境になったとか、人のつながりが増した、とか、そこをわかっていないと、「やった」で終わってしまう。

資質…というのはあるだろうけれども、難しい。熱意と愛があつて、見栄えだけでなく、過程も大事にしないと…。成功しているところの尺度は何だろう？

④Dさん（前職 ボランティア活動経験者）

職員の指導力がある。コーディネーションの技術がないと、「できる」と思つて職員が来ても、イロハから教えるときもある。また、行事の時に、地域の人同士で葛藤が起こった時こそ、コーディネーターが必要。それから地域を運営していく、という視点も大事。地域の人々がどうしたら、元気でいられるかを考えて、どんなことが将来的に考えられるか、館長は去るのでその点をリレーで考えていかないと。そうした話をさりげなくしたり…。地域の良さを知つて、情報もいっぱい知つてることが大事。

(2)必要な研修内容

①Aさん（前職 社会教育関係者）

- ・情報収集、情報提供のノウハウを入れてほしい。館にいと孤立した感じがする。
- ・市が各種推進員やサポーターを養成し、地域における活動を市民センターを拠点に行おうとしていゝが、館長は自分が関わらぬとわからないと思う。

②Bさん（前職 企業関係者）

- ・ファシリテーションスキルは必要だと思ふ。
- ・地域の現状を聞き出すような実践的な研修。質問の仕方によって、相手の答えは変わってくるので。

③Cさん（前職 社会教育関係者）

- ・今までの歴史を知ること、そして課題に対していかに学びをつくっていくという力がつく講座。

④Dさん（前職 ボランティア活動経験者）

- ・地域の人々が情熱を持って、具体的にやっている話を聞いたのはよかった。
- ・新任研修では、難しい話はわからない。
- ・総括補助金だけではやれぬので、それぞれが事業体になるような、地域マネジメントの能力をアップする講座

(3)研修のシステム

①Aさん（前職 社会教育関係者）

- ・館長が育つには館長に研修するだけではダメ。地域の人々も育てないと。地域課題を見つけなさい、と館長に言うのではなく、地域に出て行って、館長+地域の人たちで研修が必要。
- ・新任館長には1対1でOJT的にしてはどうか。新任研修のフォローアップで、チェックするのではなく、わからないときに、情報をあげられるように。

- ・館長のネットワークがあれば、自分の館でとっていない事業のことも情報交換できる。そんな孤立しないシステムが必要ではないか。
- ・館長のネットワークで企画会議をして研修をしてはどうか。
- ・これが苦手というところは得意な館と連携して一緒にやれるとOJT的にいろいろなことがわかってくる。

②Bさん（前職 企業関係者）

- ・ファシリテーションスキルは必要。
- ・ワークショップ形式がいい。実践力がつくような講座。ほとんど座学が多い。

③Cさん（前職 社会教育関係者）

- ・研修時間が少ないので、新任館長研修は、前任者を1ヶ月そのまま残してわざと重ならせて、新しい館長は研修に心おきなく参加して、プログラム化された研修を受けたらどうだろうか？新任の職員もセンターの事業には素人だし、入れ替わりもあるので、館長は研修に出にくい。
- ・毎月の館長研修をやっている区はあるが、情報をもらうだけで一方的になっている。
- ・研修は大事。いくらでも研修に行っている、と職員には言っていた。研修に行くことで、やる気が出る。交通費くらいは保証してあげられるシステムができればいい。

④Dさん（前職 ボランティア活動経験者）

- ・区ごとに集まっても連絡事項が多い。研修ができない。同じ区でも話したことのない館長が多い。
- ・地域振興課とつながらない。区の会議にきてはいるが、直接意見を伝えるシステムがない。
- ・前年度に1回館長さんに集まってもらって研修のニーズを聞いたらどうか。
- ・各区に囑託でいいので、館長経験者のコーディネーターをおいて、常に（センターの課題や館長のニーズを）聞いてまわったらどうか。その各区7人の人が話し合って、必要な研修を組んではどうか。何がまちづくりなのか、悩みを聞いてほしい。

3. インタビューに見える研修方法への総合的意見

インタビュー内容を総合的にまとめると、館長が身につけたい力や資質として

- ・人やグループ、地域の人、職員、行政―地域などのつなぎ役…コーディネート能力
- ・情報を多く持ち、点を線、面につなげていく…支援力、ネットワーク力
- ・現場にいて、話を多く聴き、まわりに伝える、説明する…コミュニケーション力
- ・これまでの事例から学び、その場限りの事業に終わらず、日常につなげる力、そうした見通しを持って企画する力…企画力
- ・共感性、信頼性が高く、親しみやすい、柔軟性もある。
- ・職員を育てることができる…研修する力
- ・地域の良さを知り、地域経営の視点を持ったビジョンを持つ…地域マネジメント力

などがうかがえる。

こうしたスキルを養成する観点からはいつて研修プログラムを組むことも、必要ではあるが、そもそも、研修とはなにか、という観点から考慮すべきことも多い。

インタビューでは、

- ・館長同士がつながっていない。他の館の取組みを知るのが難しい。孤立している。
- ・研修の機会が少ない。研修は次へのやる気を育むものである。しかし、新任の際には、職員も新人

だったりして（待ったなしで）はじまるので、落ち着いて研修できない。

- ・区での会議は連絡事項が多く、双方向ではない。研修の時間もとれない。
- ・ニーズにもとづいた研修なのか？館長のネットワークで企画してはどうか。

などの意見がある。

研修の機会を、スキルの陶冶のみならず、情報共有、ネットワークの育成、現実の課題解決、モチベーションの再構築、リフレッシュなど様々な機会ととらえると、よりよい工夫の余地も多いに考えられる。それでは、研修プログラムを立案している担当課はどのようにとらえているのだろうか。

II 行政担当課へのインタビュー

館長研修を担当する北九州市総務市民局地域振興課市民センター室へヒアリングを行った。

Q.館長の採用について

学校、行政関係者、そして公募を中心とした民間の方を採用しています。割合は2対3対5くらいです。公募については年齢などを除き資格等の制限はありません。館長は、市が委嘱する非常勤嘱託員となります。

Q.館長研修の企画について

市民センター室が、「新任館長研修」を4・5月に、「全体研修」を7・8月に実施しています。そのほか、各区まちづくり推進課が、実務研修やセンターが抱えている課題などに関して、より実践的な研修を実施しています。また、ボランティア大学校が実施する地域福祉に関する研修や生涯学習総合センターの実施する研修についても、必要に応じて参加しています。義務的研修ではありませんが。

Q.館長の資質や能力について期待していること

まず、①市民センターという施設の管理運営の総括的立場、監督者という立場 ②まちづくり協議会との連絡調整 ③ここが一番メインですが、特色ある地域づくりを影からサポートしていくという役割が大きいですね。このような能力・資質の向上のために研修を行っています。館長は、この業務だけをやればいいという話でもなく、各地域で違いがあるので求められる能力も様々です。また、行政の地域施策との調整役、パイプ役としての役割も担っています。さらに、市民センターを総合的に運営していくわけですから、マネジメント能力も必要です。企画力、発想力、創造力は大切ですが、館をどう運営していくか、おのおの勝手にするのではなく、組織体としてのとりまとめが館長としての責務です。ハード面でしっかり管理、ソフト面では、地域をぐいぐいひっぱりというより、黒子としてサポートし、時には必要に応じて助言する、ということです。

Q.ファシリテーター的に、と聞いたこともありますが、地域がうまくいくように、オーガナイザーになるということですか？

そうですね。館長には任期があるので、交替しても地域が戸惑わない様に黒子であった方がいいと思います。館長の任期は基本的には3－5年です。仕事はだいたい1－2年あれば覚えられますので、それからが館長としての円熟期になるでしょう。

Q.形式については、時間数についてや座学が多いなど色々な意見があるようですが。

アンケートをだしてもらおうと色々なご意見があります。多様なので難しいですね。より専門的な研修がいいという人もいますが、そうでない意見もあります。ファシリテーション研修など、参加型の研修は人数に限られますし。そこで、これは必ず受けてほしいという必修科目と、本人が希望して受講できる選択科目を設けています。また、18年度は、なるべく地元の講師に指導をお願いしまし

た。研修のあとでもつながりができるからです。現在は、コミュニティ、保健福祉、生涯学習などそれぞれの分野の研修を実施していますが、各論とは別に、館長として必要なマインド的な研修も必要ですし、当然スキルアップを図る研修も必要です。地域が抱えている課題は様々なので、全てをフォローするカリキュラムを作るのは難しいですが…。今後、コアな部分の研修については市民センターが実施して、各区の実情に応じたきめ細かい内容の研修は区のまちづくり推進課が受け持つなど、研修体系の見直しも含めて、検討していきたいと思っています。

Ⅲ 新しいリーダーシップとは？

IのインタビューやIIの担当課へのヒアリングでは、黒子としての「ファシリテーター」、組織体としてのとりまとめの「オーガナイザー」などのキーワードが浮かび上がる。しかし、そうした新しい用語にこめられた役割は必ずしも共通認識があるわけではない。昨今のリーダーシップ論では、まさに、こうした概念が言及されているので、文献から関連事項を抽出してみよう。

まず、リーダーシップ論のさきがけ、三隅二不二（1978）の提起したPM理論に関して、金井は、リーダーシップのような複雑な現象がP（課題の達成）とM（集団の維持）というふたつの軸で整理されていくことに感嘆の声をあげる。「最新の変革型リーダーシップの理論においてさえ、その基盤に見え隠れするのはこの二次元」〔金井2005：220〕なのである。

また、中野は、いわゆるトップダウン型のリーダーシップ論ではない、新しいリーダーシップ像に関して、「成長の限界が様々な面で明らかになり、また一方でグローバル化や情報化の進展する今、『ピラミッド型の社会』、つまり、一部の特権的な人々が権力や情報を占有し下位の者を抑圧したり支配したりする上下型の社会から、『ウェブ型の社会』つまりクモの巣や織物のような平たいネットワークでつながり合い、お互いに良い面でも悪い面でも相互に依存し影響しあう社会へと移り変わってきている。この変化の中で、上に立って教えたり命令したりするだけの従来型の大きくて強いリーダーは、もはや時代遅れになりつつある。命令したり引っ張ったりの『指導』だけでは、一人ひとりの主体性も育まれず、人も組織もなかなか活性化しないことがわかってきた。個性を育み、多様な個性を尊重しながら、チームとしての力を発揮するような、引き出し、促進し、まとめていく『支援』型のリーダーシップが必要になっている。」〔中野2003：はじめに〕と指摘している（図1）。

また、森田ゆりは、集団において、リーダーは一人に限らないことを示唆する。「多様性社会におけるリーダーは交代することができる。それは渡り鳥の雁行に喩える事ができるかもしれない。渡り鳥が飛ぶときに雁行と呼ばれる列を組む。この雁行の真ん中を先頭になって飛ぶ鳥がリーダーである。このリーダーは飛行の目的地を知っている。つまりビジョンを持っているのだ。そして仲間の隊列の先頭を飛ぶことで、他の鳥の何倍ものエネルギーを費やす。その行動力は大きい。つまりアクションも持っている。そして、渡り鳥の生態研究者たちが明らかにしているのだが、この位置の鳥は交代する。リーダーは交代する。多様性社会におけるリーダーシップを雁行型リーダーシップと読んではどうだろうか。」〔森田2000：261〕この観点は、誰に向けての研修か、研修対象者の問題と関連してくる。

そして、そのような多様性社会のリーダーについて、中野の指摘とも重なるが、フラン・リースは、「中立的な立場で、チームのプロセスを管理し、チームワークを引き出し、そのチームの成果が最大となるよう支援する」「このように考えるとファシリテーターが単なる会議の議事進行役とは大きく異なることが理解できるだろう。ファシリテーターは先に列挙したような、多くの組織が抱える

情報伝達やリーダーシップの変化

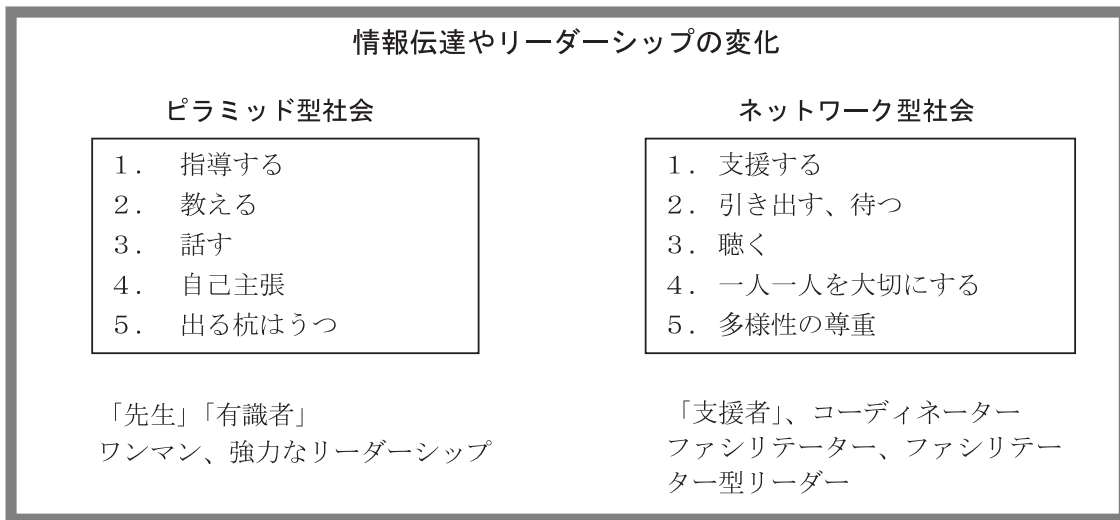


図1 ムーブフェスタ2004市民企画事業 中野民夫さん資料より

問題を打破する決め手になりうる存在」〔フラン・リース2005:2〕と言う。

ファシリテーターとリーダーの関係について、同様にフラン・リースは、こう整理している。「ファシリテーターとしても有能なリーダーとは、ビジョンと決断力があるリーダーと、人の話に耳を傾け、人に権限を持たせることのできるリーダーとの2種類のタイプをミックスしたタイプである。(中略)この意味でファシリテーションはリーダーシップのアプローチの一つとみなすこともできるだろう。」〔フラン・リース2005:30〕ファシリテーターは、その組織の状態、事業の進捗の過程で、局面によって、リーダーシップの取り方が変化していく。

ビル・リーは、『地域が変わる 社会が変わる 実践コミュニティワーク』の中で、コミュニティ開発の支援を「コミュニティワーク」と呼び、そこで起こる様々な課題への対応と工夫について言及している。コミュニティをやがて去って行くオーガナイザー（ある意味で任期のある館長を彷彿とさせる）は、「コミュニティワークの段階は、完全に独立ではなく重なり合うもの」として取り組むことが必要になってくる、という。「コミュニティ開発のために雇われた人はしばしば外部の人間、つまりコミュニティ外の人間である。」そうした孤独な実践を手がけるコミュニティワーカーが、バーンアウトすることを防ぐために、「お互いを刺激し、サポートしあい、コミュニティの組織化という仕事について批判的に考える作業を手伝いあえるように、ワーカー同士でつながりを持つよう努力する必要がある。コミュニティワークは、社会そのものと同じように、常に成長し、変化しているものである。わたしたち実践者は、それを希望に満ちたものであるととらえなければならない。」〔ビル・リー2003：299-306〕

行政から派遣されてくる館長が、この文献の言うコミュニティワーカーに完全に重なるかどうかは、より詳細な吟味が必要であるが、地域づくりがいかにか専門職であるかを実感させる。

さて、有効な研修方法についても、中野は、「集いあい問いあうことが力」と強調する。中野にとってのワークショップの原点は(湾岸戦争の際に)「戦争を止めるためにどうしたらいいのか、何ができるのだろうか」という問うた時、「その問いこそが出発点です。孤立せずに、集いあい、問いあうことが力です」とジョアンナ・メイシーに返されたことが原点だ〔中野2001：208〕。＜平和を構築する＞、息長く＜地域づくり＞をすすめていく、というたくさんの人の思いとノウハウの蓄積が必要

な事業に対し、集いあい問いあう場を設けることで、つながりあいエンパワメントできる。そうした手法が非常に重要になってくるのではないか。

また、金井は「リーダーシップに限らず、スポーツのプレー、楽器の演奏など何事においても、なかなか上達せず堂々巡りを続けるひとは、そのような自分のあり方の暗黙の原理や仮定にきづかないとだめだ。やみくもに実践家であり続け、(内省よりは)行為のひとであることを気取っていると、活発なようでもその行為の連鎖は、同じことの繰り返しで足踏み状態に陥ってしまう。そのような悪循環に入ったまま行為を続けるよりは、意識的に立ち止まって自分が使用しているセオリー (=実践家の持論) をチェックする必要がある。学者の理論を学ぶだけでなく、それを基に自分がついつい実際に寄りかかっている (実際に信じている本音の) 理論 (自分の持論) を探る手間が、それに要する時間と労力に値する (後述するように、リーダーシップの研修のなかでも、そのことに時間をかけるのが肝要だ…)」[金井2005:45] と自分の実践と持論をふりかえるセッションの重要性を指摘する。もちろん座学は体系的な思想、理論を聞いたり、一連の情報提供を受けたりする際には、非常に有効であるが、それを自分の状況にひきよせ、結びつけて活かすための意識的にデザインされた時間が必要である。そうした講座の準備実施については、クラウス・マイセル (2000) の問題志向のプログラム立案が参考になる。

Ⅳ 今後期待される研修内容と研修スタイル

本稿、Ⅰ、Ⅱのインタビューにおける館長像には、多くの共通点がある。市とのパイプ役という視点も確かに必要な役割であるし、施設の管理運営の責任者という役割も公の財産なので当然であろう。ただ、地域のオーガナイザーを期待するのであれば、行政とのパイプ役としての役割と地域独自の視点、現状を統合することの課題、また、地域ガバナンス (統治) の在り様との整合性をより詳細に検討しなければいけない。NPO団体のガバナンスについては、一定整理されたものがあり、ニーズ、ミッションを根底に集まっている会員なので、ガバナンスのモデルを持ちやすい。しかし、地域においては、どうとらえたら一番現実的であり有効なのか、それについては論をあらためたい。館長は学校、行政、民間出身の割合は2対3対5だそうだが、それぞれの前歴での組織ガバナンスのあり方から脱却し、地域ガバナンスの要所をつかむための研修が必要である。

また、地域のコーディネーターとして必要とされた力量 (前出: コーディネート力、支援力、ネットワーク力、コミュニケーション力、企画力、共感性、研修力、地域マネジメント力) は、担当課が指摘する地域オーガナイザーの力量にも充分重なる部分であると思われる。

そうした力量の育成のための研修の形式には、現状の問題点を感じる。区の研修は連絡事項が多く、双方向でない、という指摘は複数意見があるが、担当課としてはこの研修を将来的には、区の実情にあった実践的なものに、という構想もある。しかし、前提となる時間を現状で確保できているのだろうか。また、より実践的なスキルの研修を、という意見もある。全部をワークショップ形式にする必要はないが、講演を聴いたあとに、自らの実践と結びつけ現状の自分のやり方、課題を見出し、改善点を見出すセッションを入れることで、かなり違ってくると思われる。よい事例発表についても、単発の企画事例のみでなく、息長い取組みに関する事例、また、あえて失敗から学ぶ失敗事例にふれることも必要で、さらに、そうした場でグループワークをとり入れ、悩みを共有し、多様な解決方法を皆で、討議してみてもどうだろうか (一部には、既にとりいれられている)。常に、館長間の日常のつながりを展望して、その形成を目指して、研修の中に、全市的な単位でのグループ、近隣の館

でのグループを意識して入れるのである。

研修の対象についても、館長のみでなく、地域の人も一緒に、という意見がある。森田ゆりのリーダーシップ論でみたように、やがては去っていく館長を孤軍奮闘させないために、地域にたくさんのリーダーを育て、地域の将来展望を共有するような形で、地域経営についての分野において、共通の研修を組んではどうだろう。館長独自の（例えば、施設管理者としての）研修と、館長のみでなく地域の人にも受けてほしい共通の内容の研修はあるはずである。

また、研修の時間にも言及されている。かなり高度な専門性を必要とする館長職であるのに、研修時間は充分ではない。前出Cさんの提案のように前任者といくらかの日数を重ねることができれば、館長研修はもっと、十分な時間がとれるはずである。もちろん、その内容は、担当課も指摘するように、ニーズにもとづいた、体系的な内容であることが望ましい。

改めて研修とは何かと考えると、研修とは、

- ・まちづくりの全市的なビジョンの中で、各区、各地域のビジョンを育む場
- ・それを実現するスキル養成
- ・館長のネットワークをつくる場、相互のエンパワメントの場
- ・情報ステーションのような機会 ではないか。

館によって格差がついてきた、という言葉があった。地域差を後ろ向きにとらえるのではなく、前向きに考えて、地域の現状のアセスメントをし、適切な関わりをする。館長自身の任期中だけではない、息の長い地域経営の視点「地域のケアプラン」とでもいったものが必要なかもしれない。「仙台ケアーズ」という取組みがある。「ニューヨーク・ケアーズ」という取組みにならって、資源を一元化し、人や情報をつなげて、NPOも地縁団体も主体的にまちを「世話」し、つくっていかうとする取組みである。地域ケアプランがあれば、その大きなビジョンの展望のもとに、中期、短期の目標を見出し、館長がリレーで関わっていくことが必要な時期にきているのではないだろうか。館長研修はそうした地域ケアプランをつくるための情報ステーション、リソースセンターのような機会になりうるのである。

(NPO法人 GGPジェンダー・地球市民企画)

【引用・参考文献】

- 三隅二不二 (1978) 『リーダーシップ行動の科学』 有斐閣
金井壽宏 (2005) 『リーダーシップ入門』 日本経済新聞社
フラン・リース著 黒田由貴子他訳 (2005) 『ファシリテーター型リーダーの時代』 プレジデント社
中野民夫 (2001) 『ワークショップ-新しい学びと創造の場-』 岩波書店
中野民夫 (2003) 『ファシリテーション革命』 岩波書店
ビル・リー著 武田信子・五味幸子訳(2003) 『地域が変わる 社会が変わる 実践コミュニティワーク』 学文社
森田ゆり (2000) 『多様性トレーニングガイド』 部落解放・人権研究所
クラウス・マイセル他著 三輪建二訳(2000) 『おとなの学びを支援する～講座の準備・実施・評価のために』

資料

事業概要	125
刊行物	128
事業日誌	134

都市政策研究所 事業概要

都市政策研究所は、北九州地域の「産業経済」「都市計画」「社会福祉」に係わる諸問題について、学際的・総合的・客観的な立場から調査研究を実施しています。また、2006年度より各方面からの受託調査研究も本格的な取り組みが始まりました。

1. 産業経済研究

わが国の地域産業政策は、当初、中央からの公共事業や企業誘致といった「外発的発展」により行われてきましたが、経済環境の変化に伴い、この手法が立ち行かなくなり、次第に地域の多様な特性を踏まえた「内発的発展」が望まれるようになりました。また、科学技術立国を目指すわが国においては、第三期科学技術基本計画において、基礎研究の推進、人材育成とともに、イノベーション力の強化を政策目標として掲げています。

一方、北部九州地域（福岡・佐賀・熊本・長崎・大分）は、経済規模（GDP）において、トルコやオーストリアと等しく、観光資源や農林水産業にも富むなど、自立可能な規模とバランスを有しています。

そこで本研究では、北部九州地域の中核的な都市の特徴を、イノベーションについて、直接的要素と間接的要素の両面から、相互にかつ定量的に調査・分析し、さらに国内外の先進地と比較し、これら都市の連携のあり方及び地域として総合力の形成について考察しました。また、これらの結果をもとに、国内及び環黄海経済圏における当該地域のポジショニングについても検討しました。

北部九州地域において中核となる都市がそれぞれに特徴を持ち、連携し、地域として総合力を発揮することができるならば、国内においては第4の経済圏として、また海外においても、とくに環黄海経済圏において確固たる存在感を示すことができるのではないかと考えます。

2. 都市計画研究

小倉都心地区をはじめとする中心市街地では、既存の集客施設を活かしながら、文化・食・ショッピング・風景・環境・レクリエーション・交通などの新たな要素の魅力を高めて、集客力の向上を図っていくことが求められています。本研究では、韓国仁川市と北九州市の集客型都市づくりに関する施策や動向を比較・整理することで、北九州市の課題を明らかにするとともに、先進的な集客型まちづくりを展開しているアメリカ東海岸及び東南アジアの都市調査を行いました。さらに、集客力の高い国内外の都市における賑わいエリアを対象として、都市構成要素や都市構造パターンについて比較調査を行い、集客力に寄与する都市条件を明らかにしました。今後は、北九州市の集客力向上に向けて必要な施策や将来像の提案を行っていく予定です。

3. 社会・福祉研究

少子・高齢化、人口の減少が進行する中で、社会・福祉領域では平成17年度に実施した「市民センターの活動に関する調査結果」をふまえて、市民センターの館長を対象として調査を実施しました。この調査では、「地域づくり研究会」での報告などを通して課題となった内容を反映させて調査票を作成しています。そのため「地域づくり研究会」が中心となり調査を実施し、その結果を報告書としてまとめるとともに、地域づくり活動の拠点であり、北九州市の福祉三層構造の最も市民に近い市民センターの今後のあり方として提言する形になっています。

4. 関門地域研究（下関市立大学との共同研究）

2006年度は、前年の「ソーシャル・キャピタル」（社会関係資本）をキー・コンセプトとした共同研究の完成年度であり、これを共通のテーマに据え、関門地域の連携・協働を基礎的視点とした調査研究を実施しました。その中心は関門地域調査であり、前年の地域を限定した調査結果を基に、地域活動の主体の意識や活動内容、その成果としての地域の活性化や活動基盤の育成などのソーシャル・キャピタルの基礎的部分を明らかにするとともに今後の連携や協働の可能性について検討しました。また、各論として、物流や行政間連携、地域連携・再生等の専門分野の調査研究も平行して進めました。

5. 受託事業

都市政策研究所は、地域が抱える中・長期的な課題に対して、学際的な視点から調査研究を行い、その成果を政策立案や助言指導などのかたちで広く地域に還元することにより、総合的なシンクタンクとして地域社会の発展及び福祉の向上に努めているところです。

この地域連携活動の一環として、2006年度より受託調査研究への取り組みを始めました。今年度受託したテーマの範疇は、マスタープランの総合的・歴史的評価といったきわめて広範なものから、人口減少や高齢化の進展に伴う将来のまちづくり、交通政策のあり方、若者の就業問題、行政課題に対する市民意識調査、環境技術など、多岐にわたっています。

今後は、その果実を出来るだけ多くの関係者が享受できるよう、一層成果の普及に努めてまいりたいと思います。

6. 研究交流

2006年11月9日、北九州市立大学は韓国・仁川広域市にある「仁川発展研究院」と研究交流協定を締結しました。大学では、これまでも、グローバル化が進む社会への対応として、東アジア諸国はもちろんアメリカ、イギリスをはじめとする9カ国16大学、1研究所と協定を結び、学術交流や学生・教員交換などを進めてきた実績があります。加えて、このたび新たに北九州市の姉妹都市である仁川市のシンクタンクとの交流が始まりました。その具体的、実践的な交流主体として当研究所が位置づけられています。

さっそく、本年度は北九州市で共同研究発表会を開催しました。今回は「賑わいを生み出す集客都市づくり」を基調テーマとしながら、それぞれ発表者の専門的な立場から4名の研究者が報告いたしました。以下、発表論題と発表者名（敬称略）のみ紹介しておきます。

- 「京仁鉄道駅周辺都市再生方案」（仁川発展研究院、趙相伝/Cho, Sang - woon）
- 「集客空間整備手法と事例分析」（仁川発展研究院、申星喜/Shin, Sung - Hee）
- 「都市の賑わいに寄与する構成要素と都市構造に関する研究」
（北九州市立大学都市政策研究所、内田晃）
- 「都心整備の効果に関する研究」（北九州市立大学都市政策研究所、伊藤解子）

北九州産業社会研究所紀要 47号 2006年3月発行	
タイトル	執筆者(所属)
介護保険利用状況の推移と法改正—福岡県の場合—	石塚 優 (北九州産業社会研究所)
九州・山口地域のイノベーションの現状と自立の方向性	谷村 秀彦 (北九州市立大学大学院 社会システム研究科) 木村 温人 (北九州産業社会研究所) 吉村 英俊 (北九州市職員)
地域におけるイノベーション・システムと「知的クラスター」 —環黄海地域における「知的クラスター」の連携に向けて—	尹 明 憲 (北九州産業社会研究所)
「観光化」に対する湯布院住民の解釈フレーム分析	須藤 廣 (北九州市立大学文学部)
【文献紹介】 英国におけるホームレス問題と連携政策	山崎 克明 (北九州産業社会研究所)

北九州地域における中小企業金融の現状と今後の課題
資金供給と需要のミスマッチとズレの解消と供給の多チャンネル化

2006年3月発行

タイトル	執筆者（所属）
<p>第1章 北九州地域における中小企業金融の実態 —ミスマッチの実態と解消の方途—</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 北九州地域の金融経済環境 3. 北九州地域の中小企業金融の実態 4. 北九州地域におけるリレーションシップバンキング 5. おわりに 	<p>西田 顕生 (西南学院大学 商学部)</p>
<p>第2章 中小企業金融の資金供給多チャンネル化の全国動向と北九州の実態</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融構造と環境の大きな変化 2. 中小企業の外部資金調達の構造的問題と今後の資金供給チャンネルの多様化 3. 地域金融機関の資金供給チャンネル多様化の実際と全国の実態 4. 北九州都市圏地域金融機関の「新しい中小企業金融への取り組み」の実態と今後の課題 	<p>木村 温人 (北九州産業社会研究所)</p>
<p>第3章 北九州地域の中小企業金融—アンケート調査結果—</p>	<p>北九州地域金融支援システム研究会</p>

「地域づくり」に関する調査研究報告書

2006年3月発行

タイトル	執筆者（所属）
I 人口動態の推移と結婚や子どもに関わる意識 —北九州市の場合—	石塚 優 (北九州産業社会研究所)
II まちづくり協議会・市民福祉センターに関する調査研究 1. 北九州市におけるまちづくり協議会による「市民センター」を拠点とした地域づくりの課題 —まちづくり協議会会長および市民センター館長に対するインタビュー調査から—	山崎 克明 (北九州産業社会研究所) 村山 浩一郎 (西南学院大学保健福祉学部講師) 樋口 真己 西南女学院大学教学部学習支援職員) 田中 保尚 (北九州市立大学大学院社会システム研究科院生北九州市役所職員)
2. 北九州市における地域づくりの課題と展望 —新しいまちづくり協議会をめぐる—	村山 浩一郎 (西南女学院大学)
3. まちづくり協議会による地域づくりの現状と可能性	樋口 真己 (西南女学院大学)
4. 小倉北区のまちづくり —1校区1テーマ・こんなまちにしていきたい—	半田 百合枝 (北九州市教育委員会生涯学習センター社会教育主事)
III 韓国・ソウルのホームレス支援の実態と課題に関する調査報告	北九州ホームレス協会
IV 北九州市の市民活動支援に関する調査と中間支援の在り方	岩丸 明江 (北九州NPO研究交流会運営委員)

関門地域研究 Vol.15 関門地域連携のあり方に関する調査研究
 —中間報告：「ソーシャル・キャピタル」の視点から—
 2006年3月発行

タイトル	執筆者（所属）
第1部 関門地域連携の現状と課題 1 関門電子債権・電子手形ネットワークの構築	溝 渕 彰 (下関市立大学経済学部)
2 関門地域における廃棄物処理システムと地域間連携の課題	松 永 裕 己 (北九州産業社会研究所)
3 地域連携に関する一考察（Ⅰ）～主として山口県および関門地域を事例にして～	吉 津 直 樹 (下関市立大学経済学部)
4 北九州市の地域開発とソーシャル・キャピタル —地域開発政策から地域公共政策へ—	池 田 清 (下関市立大学経済学部)
5 北九州市と下関市の県境を超えた合併の可能性の検討	古 賀 哲 矢 (北九州市立大学法学部)
第2部 東アジアと関門地域 6 国際物流における関門地域の連携に向けた課題 —ベンチマークとしての韓国「経済自由区域」—	尹 明 憲 (北九州産業社会研究所)
7 下関港における東アジア国際物流の現状と今後の展望に関する一試論	高 嶋 正 晴 (北九州市立大学経済学部)
8 「韓国のアウトバウンドの動向と日本のインバウンド振興策」～関門地域への誘客の課題～	中 尾 勝 典 (下関商工会議所)
第3部 まちづくりと関門地域連携 —住民アンケート結果報告— はじめに	加 来 和 典 (下関市立大学経済学部)
1 居住地域への態度と近隣の関係	石 塚 優 (北九州産業社会研究所)
2 子どもの安全と社会関係	児 玉 弥 生 (北九州市立大学文学部)
3 まちづくり資源としての観光と住民の意識	須 藤 廣 (北九州市立大学文学部)
4 北九州市と下関市の地域連携	加 来 和 典 (下関市立大学経済学部)

国際的視野からの産学官連携活性化に向けた調査研究

2006年3月発行

タイトル	執筆者（所属）
1 国家レベルにおける地域産業政策の変遷	尹 明 憲 (北九州産業社会研究所) 宮 城 和 宏 (北九州市立大学経済学部) 吉 村 英 俊 (北九州市職員)
2 九州における新事業創出に向けた取り組み	吉 村 英 俊 (北九州市職員)
3 北九州市の産学連携の現状	尹 明 憲 (北九州産業社会研究所) 吉 村 英 俊 (北九州市職員)
4 中国の現状	吉 村 英 俊 (北九州市職員)
5 韓国の現状—仁川地域を中心に	尹 明 憲 (北九州産業社会研究所)
6 新北九州空港における物流ビジネスモデルについての一考察	宮 城 和 宏 (北九州市立大学経済学部)
7 総括：環黄海地域における産学官連携ネットワークの形成に向けて	尹 明 憲 (北九州産業社会研究所)

産研ニュース 第35号 (2006年1月1日発行)

タイトル	執筆者 (所属)
「北方4丁目の地域共有の研究所」への期待	永津美裕 (北九州市立大学経営企画担当局長)
リサイクル産業の再編可能性	松永裕己 (北九州産業社会研究所)

都市研ニュース 第36号 (2006年4月1日発行)

タイトル	執筆者 (所属)
「都市政策研究所」の発足に寄せて	晴山英夫 (都市政策研究所長) (北九州市立大学経済学部)
介護保険法の改正	石塚優 (都市政策研究所)

都市ニュース 第37号 (2006年7月1日発行)

タイトル	執筆者 (所属)
研究所『地域貢献』プロジェクト→全国に広がる	木村温人 (都市政策研究所)
都市政策研究所におけるこれからの取り組み —所員の抱負—	都市政策研究所 所員

都市ニュース 第38号 (2006年10月1日発行)

タイトル	執筆者 (所属)
都市政策研究所への期待	阿南惟正 (北九州市立大学理事長)
東アジアの「価値創造都市」に向けての政策課題	尹明憲 (都市政策研究所)

※ 所属は、発行時のもの

2006年 研究所 事業日誌

〔北九州産業社会研究所〕

月	日	行 事 内 容
1	5 11 19	専任所員会 専任所員会 地域金融支援システム研究会
2	4 6 9 28	地域づくり研究会 ホームレス研究会 浜松市聞き取り調査 専任所員会
3	14	専任所員会

〔都市政策研究所〕

4	8 15 20	地域づくり研究会 関門地域共同研究会 【PR活動】『三木会』（九州工業大学地域共同研究センター所管）
5	9 12 13 13 22 23 23 26	早稲田大学理工学総合研究センター九州研究所 来所 【PR活動】『二金会』（九州地域産学官交流センター所管） 地域づくり研究会 関門地域共同研究会 四日市大学地域政策研究所 視察 高崎経済大学附属産業研究所 視察 法政大学地域研究センター 視察 地域経済政策研究会
6	3 17 22 22 23 26	関門地域共同研究会 地域づくり研究会 地域経済政策研究会 熊本大学政策創造研究センター 来所 関門地域共同研究会報告会 九州工業大学地域共同研究センター 来所
7	12～14 15 15 20 21 24 31	集客型まちづくり等に関する現地調査（仁川） 地域づくり研究会 関門地域共同研究会 人口問題研究会 【講演】『都市のイメージと景観』第6回景観セミナー（九州産業大学） 地域経済政策研究会 人口問題研究会

8	3～13 10 11	集客型まちづくり等に関する現地調査（ニューヨーク、ボストン他） 人口問題研究会 関門地域共同研究会
9	2 10～17 17 19～23 21 21 25 29	関門地域共同研究会 集客型まちづくり等に関する現地調査（シンガポール、バンコク） 地域づくり研究会 環黄海経済・技術交流会議出席 中国山東省（青島、日照） 地域経済政策研究会 【セミナーのコーディネータ】（北九州テクノセンター） 人口減少、高齢化に対応するまちづくり勉強会 地域経済活性化プロジェクト出席：盛岡市
10	7 13 14 19 20	関門地域共同研究会 【講演】第1回地域住宅計画全国シンポジウム 2006 大阪大会 地域づくり研究会 人口減少、高齢化に対応するまちづくり勉強会 観光と景観研究会
11	2 7 8 9 11 11 20	【講演】若宮市行財政改革（若宮市） 地域経済政策研究会 人口減少、高齢化に対応するまちづくり勉強会 仁川発展研究院と研究交流協定調印式 地域づくり研究会 【講演】エコタウンセンター開館5周年記念市民環境セミナー 【シンポジウム・パネリスト】「東北経済産業局」（秋田市）
12	12 13 13 13 14 15 16 19 19 20	【講演】北九州商工会議所 第4回産業政策委員会 【講演】「次世代に向けた都市づくり」（北九州市建築都市局） 【出張・視察】（財）京都高度技術研究所 【出張・視察】京都大学経営学専門職大学院 【出張・視察】（財）浜松地域テクノポリス推進機構 サステイナブル研究会出席 地域づくり研究会 地域経済政策研究会 【講演】「自然と産業の共生について」（ひびきのエコサロン） 人口減少、高齢化に対応するまちづくり勉強会

都市政策研究所紀要 第1号

2007年3月26日印刷

2007年3月31日発行

発行所 公立大学法人 北九州市立大学
都市政策研究所

〒802-8577 北九州市小倉南区北方4丁目2-1

電話 093-964-4302

FAX 093-964-4300

印刷所 株式会社 九州機関紙印刷所

〒807-0824 北九州市八幡西区光明1-7-15

電話 093-602-4461
